

宜野湾市墓地基本計画



平成25年3月

宜野湾市

はじめに

墓地経営（墓地の整備や運営・管理等）の主体は、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、地方公共団体が行うのが基本原則であり、これによりがたい事情がある場合でも宗教法人や公益法人とされており、個人が主体になることは原則認められておりません。しかしながら、沖縄県では、伝統的な門中墓や家族墓に見られるように他都道府県と歴史的・文化的背景が異なり、個人で墓地を所有する慣習が根強いことから、このような地域特性に配慮し、個人墓地経営を特例として容認してきました。



また、戦後の急激な人口増加や墓地の形態の主流が家族墓へと移行したこともあり県内各所に、個人墓地が造られることとなりました。

本市においても個人墓地が市域の各所に造られ、その結果、墓地と住宅とが混在する市街地をつくり出すこととなりました。このことは、生活環境や景観の悪化を招くだけでなく、都市計画などの分野へも支障をきたす要因ともなっています。このような実態を把握するため、本市では、平成 21 年度に墓地実態調査を実施しております。

一方、本市の墓地需要を見ると、人口増加や核家族化傾向等により、需要推計では、今後の 20 年間で 3,620 基が新たに必要と見込まれています。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 2 次一括法）の成立に伴い、平成 24 年 4 月 1 日より墓地等の経営許可権限が県から本市へ移譲されました。

このような現状を踏まえ、新たな墓地需要に対する市民ニーズへの対応や生活環境の向上及び計画的な土地利用の推進に向けた墓地の立地と管理のあり方などの基本的な指針となる「宜野湾市墓地基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定に当たっては、活発なご議論を頂きました宜野湾市墓地基本計画策定委員会の委員各位をはじめ関係者の方々、また住民説明会等で貴重なご意見を頂きました市民の皆様に謝意を表すると共に厚く御礼申し上げます。

今後とも、本計画の推進と実現に向けて、なお一層のご支援並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月

宜野湾市長 佐喜眞 淳

目次

はじめに

第1章 計画の基本的な考え方	1
1-1 墓地基本計画策定の背景と目的	1
1-2 墓地基本計画対象区域	3
1-3 計画対象期間	3
1-4 計画の位置づけ	3
1-5 基本計画の構成	4
第2章 本市の墓地を取り巻く現況と課題	5
2-1 市域の概況	5
2-2 墓地の実態	16
2-3 墓地に係る上位・関連計画	23
2-4 墓地に係る土地利用規制	28
2-5 墓地に係る市民の意向	30
2-6 将来墓地需要の推計	37
2-7 墓地施策に係る計画課題	45
第3章 墓地基本計画がめざすもの	52
3-1 墓地施策の基本目標	52
3-2 施策の方向	54
3-3 施策の体系	56
第4章 墓地に係る取組施策と内容	57
4-1 既存墓地の適正管理	57
4-2 新たな墓地需要への対応	61
4-3 墓地の適正立地に向けた規制と誘導	68
4-4 計画的な墓地施策の展開	73
第5章 地区別墓地整備の方針	75
5-1 北地区の墓地整備の方針	76
5-2 西地区の墓地整備の方針	81
5-3 南地区の墓地整備の方針	85
5-4 国際学園都市地区の墓地整備の方針	89
5-5 東地区の墓地整備の方針	93

第6章 計画の推進体制	97
6-1 推進体制と各主体の役割	97
6-2 計画の進捗管理	99

《資料編》

1. 策定経過	100
2. 策定委員会設置要綱及び委員名簿	101
3. 検討部会設置要綱及び委員名簿	104

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 墓地基本計画策定の背景と目的

(1) 国・県の動向

国は昭和23年(1948年)に、墓地、埋葬等が国民の宗教的感情、公衆衛生等の公共の福祉の観点から支障なく行われることを目的として「墓地、埋葬等に関する法律」(以下、墓地埋葬法と言う。)を制定しました。

墓地経営(墓地等を設置し、管理及び運営することを言います。)について、墓地埋葬法では、地方公共団体や宗教法人及び公益法人が主体となっていくなうものとされ、原則として個人による経営(個人墓地:自己所有の土地を利用し、自己または、親族のための墓地のみを設置した区域)は認められていません。これは、個人墓地が無秩序に各所に散在する事態は極力避けるべきであるとの考えによります。個人墓地は、例外的に山間へき地等で既存墓地を利用できない場合に認めることを想定しています。

しかし、沖縄県では、伝統的な門中墓や家族墓に見られるように、復帰前においては個人で墓地を所有することが根強く一般的な慣習となっていたため、復帰後もこれまでの慣習に配慮して個人墓地を容認してきました。このことが、無許可墓地や個人墓地の増加・散在化を招いていると考えられます。

その結果、今日の墓地の管理不十分による雑草の繁茂、ごみの不法投棄、車の迷惑駐車等の生活環境問題、墓地と住宅地の混在による住環境イメージの低下、景観の悪化、適正な土地利用への支障等が生じています。

沖縄県は、平成12年3月に望ましい墓地のあり方、市町村の公営墓地の整備に取り組む方向性を示した「沖縄県墓地公園整備基本指針」を策定しました。また、県は地域の実情に即した墓地行政を推進するため、墓地等の経営許可事務を県から市町村へ権限移譲する方針を示しています。

(2) 本市の動向

本市では、平成21年度に「宜野湾市墓地実態調査」を行い、墓地の管理状況、墳墓の形態、立地場所の状況等の墓地実態を把握しています。同時に市民に対し、市民の墓地埋葬に関する意向を把握するため、「墓地・埋葬に関するアンケート調査」を実施しています。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)の成立に伴い、平成24年4月より、墓地等の経営許可事務について県より本市へ権限移譲されています。

(3)本市における墓地基本計画の必要性

「宜野湾市墓地実態調査」、県からの墓地等経営許可事務権限の移譲を踏まえ、本市の今後の墓地の適正管理のあり方、多様化する墓地・埋葬への対応、墓地の規制・誘導、墓地の整備のあり方等に対応するための総合的な墓地対策指針となる計画の策定が必要です。

1-2 墓地基本計画対象区域

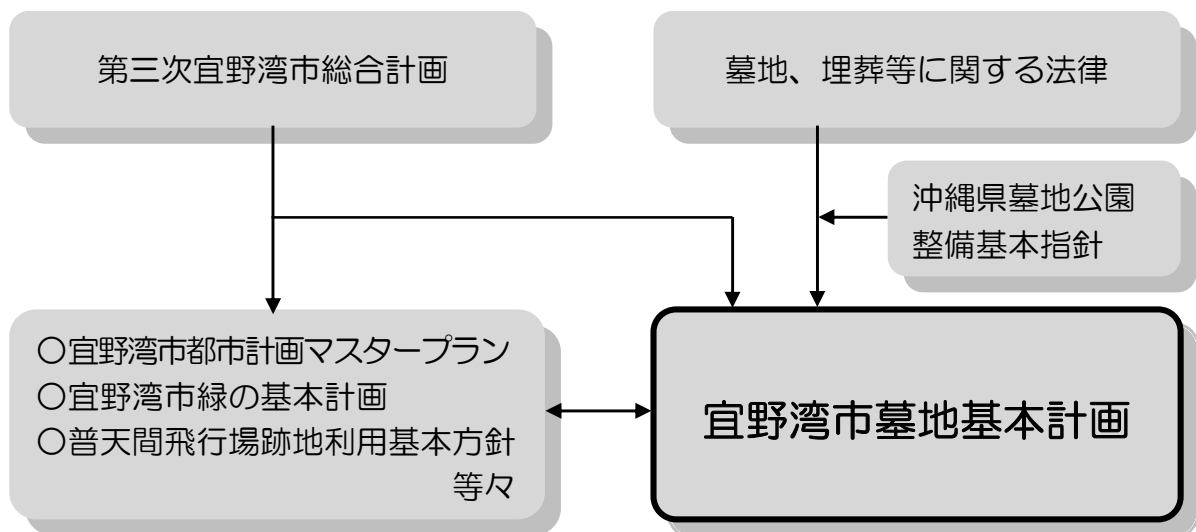
本市全域を計画対象区域とします。

1-3 計画対象期間

平成25年度からの概ね10年間を計画対象期間とします。

1-4 計画の位置づけ

本計画は、墓地埋葬法や、上位計画である「第三次宜野湾市総合計画」に即すると共に、「宜野湾市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図りながら、今後の墓地施策のあり方を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けます。



1-5 基本計画の構成

本基本計画の構成は、概ね以下の通りです。

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画対象区域、計画期間、計画策定体制等、計画の基本的事項よりなります。

第2章 本市の墓地を取り巻く現況と課題

墓地立地の背景となる地域概況、墓地の実態や計画及び規制等に関わる事項としての墓地の立地状況、土地利用規制、上位・関連計画、墓地に係る法令及び行政の状況等の現況を明らかにします。また、将来の墓地需要についても推計します。

これらの墓地を取り巻く状況を踏まえ、基本計画策定に向けた計画課題を示します。

第3章 墓地基本計画がめざすもの

墓地の整備と管理に向けた墓地の将来像、基本目標、施策の方向、施策の体系等、計画の基本的な考え方を示します。

第4章 墓地に係る取組施策と内容

計画の基本的な考え方に基づき、施策の具体的な展開に向けた計画内容を示します。

第5章 地区別墓地整備の方針

計画対象区域を都市計画マスタープランに合わせて5地区に分け、その地区ごとに現況と課題を把握し、取り組むべき計画内容を示します。

第6章 計画の推進体制

計画の実行に向けて、市民、事業者、行政等の各主体の役割と計画の進捗管理の方法等、計画の推進体制について示します。

第2章 本市の墓地を取り巻く現況と課題

2-1 市域の概況

(1) 地勢

1) 位置

本市は、北は北谷町、東は中城村、北東は北中城村、南東は西原町、南は浦添市に面しています。本市の総面積は16.69km²です。那覇市から北に12km、沖縄市から南に6kmの地点にあり、沖縄本島の主要市町村を結ぶ場所に位置しています。

図 2-1-1 宜野湾市位置図

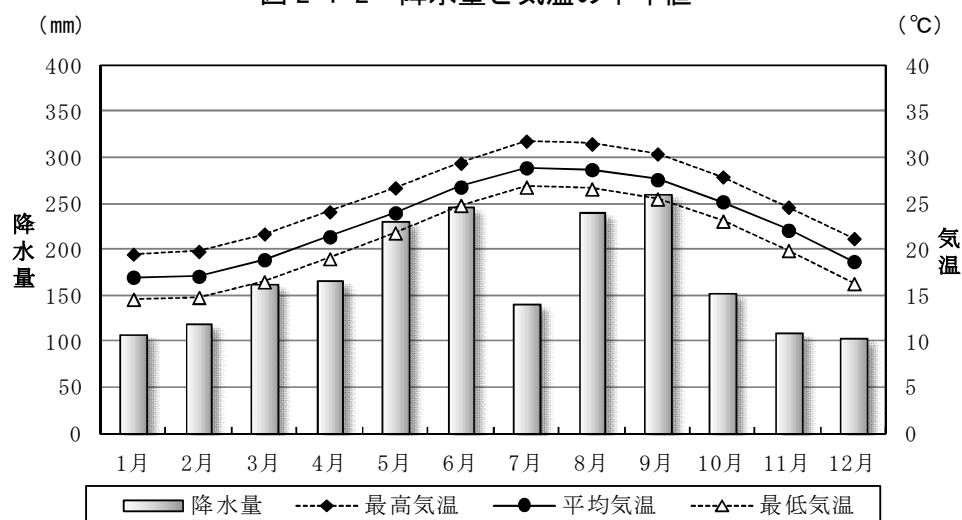


2) 気象・気候

本市が位置する沖縄本島は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候帯に属しています。本市に近い沖縄気象台那覇の観測値によると、年間平均気温は23.1℃、降水量平年値は約2,041mmで、四季を通じて温暖で、春から夏にかけて雨量が多く、梅雨明けと共に長い夏が続きます。

温暖で降水量も比較的多いことから、墓地周辺の植物が繁茂しやすく、年間を通じ管理が必要であることがうかがえます。

図 2-1-2 降水量と気温の平年値



※沖縄気象台那覇（緯度：北緯 26 度 12.4 分 経度：東経 127 度 41.3 分）の観測値である。

出典：「気象統計情報（平年値）」気象庁ホームページ

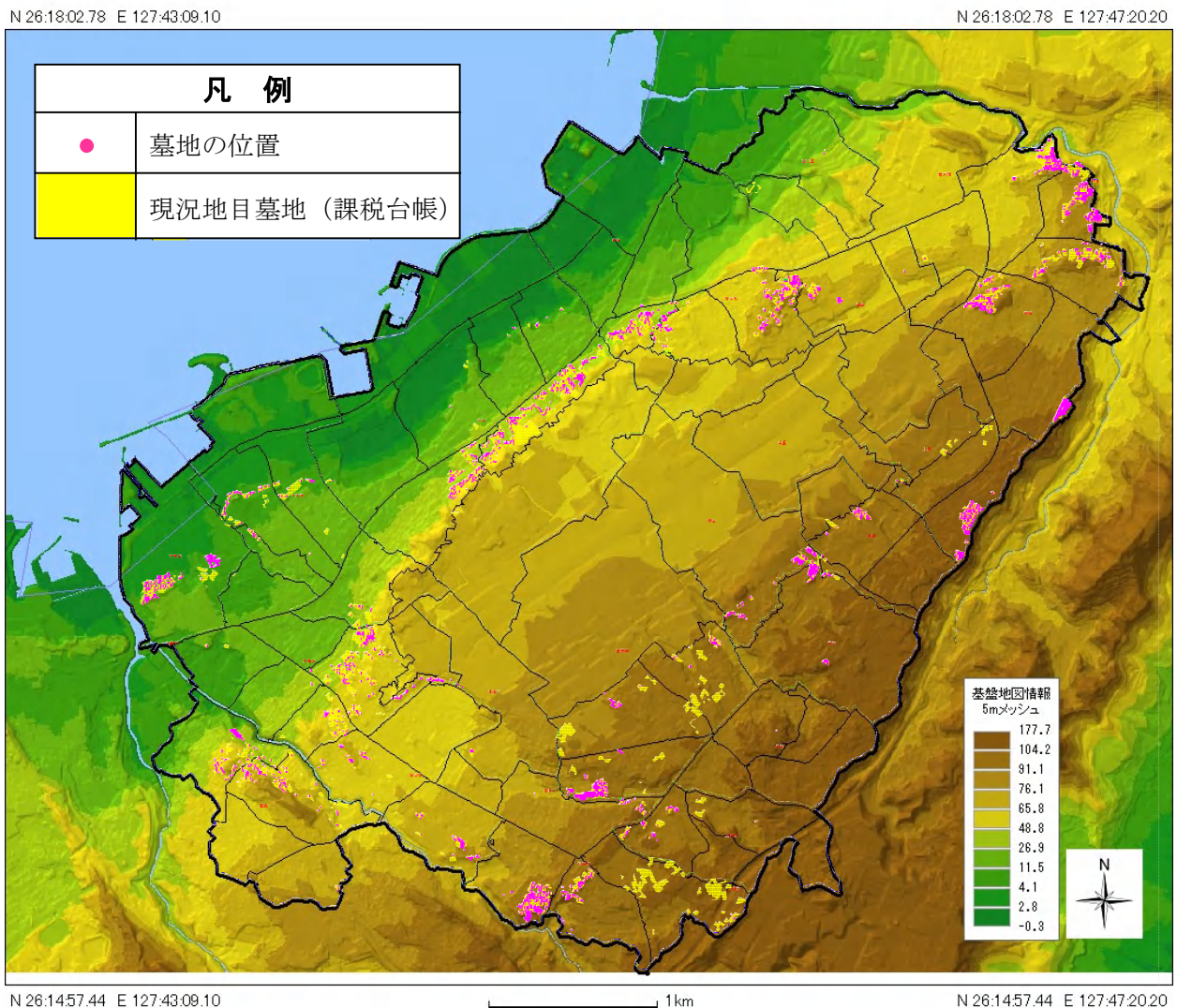
3)地形・地質

陸地は東西6.4km、南北が5.3kmのやや長方形を成しており、山岳が無く平坦な地形となっています。海岸線は低平坦で、国道58号以東は台地であり、米軍の飛行場となっています。西原町、中城村に接する東南部は110m及び130mの岳が点在しています。北谷町との境界に普天間川、浦添市との境界に宇地泊川があります。

地質は、大別して青灰色を成すシルト質粘土(クチャ)島尻層群と、これを不整合に覆う那覇累層中の石灰岩部層より構成されます。

墓地は、宇地泊に集積する墓地を除いて、比較的台地に多く分布していることがうかがえます。

図 2-1-3 地形・地質図



出典：「基盤地図情報（数値標高モデル）」国土地理院

(2)歴史・風土

旧来沖縄では、風葬が主流であったため、亀甲墓等の墓室内には遺体を白骨化するまで安置する納室を設けていました。また、墓の形態としては、親族がひとつの墓を共用する「門中墓」が多く、一族を納めるために大きな墓が必要だったと考えられます。

しかし、戦後の火葬の普及、単一家族が入る「家族墓」の普及に伴い、墓の規模も小さい平地式の家型墓が主流になってきています。

墓をまつる年中行事の特徴として、旧暦3月に行われる清明祭(シーミー)等があります。

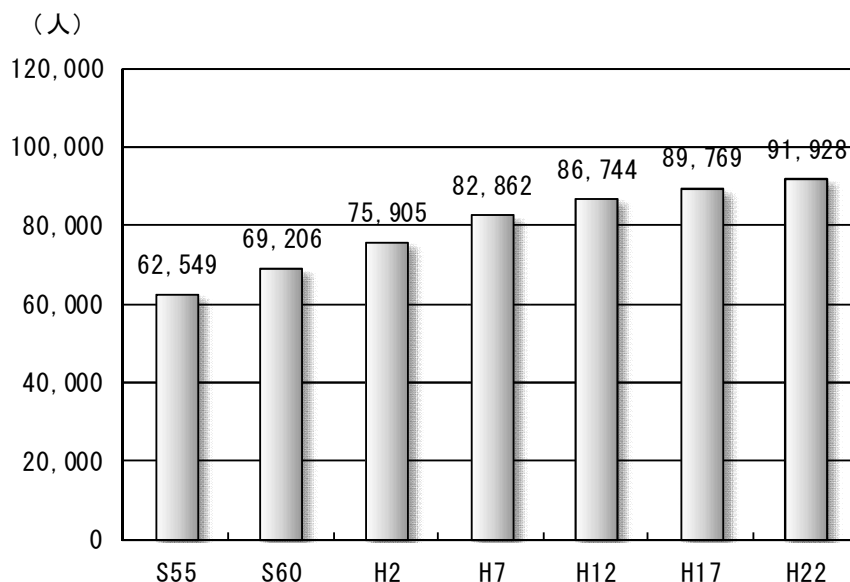
(3)人口・世帯

1)人口

人口は、平成22年で91,928人となりました。近年では伸び率が緩やかになってきているものの増加傾向にあり、今後も人口が増え続けると予測されます。

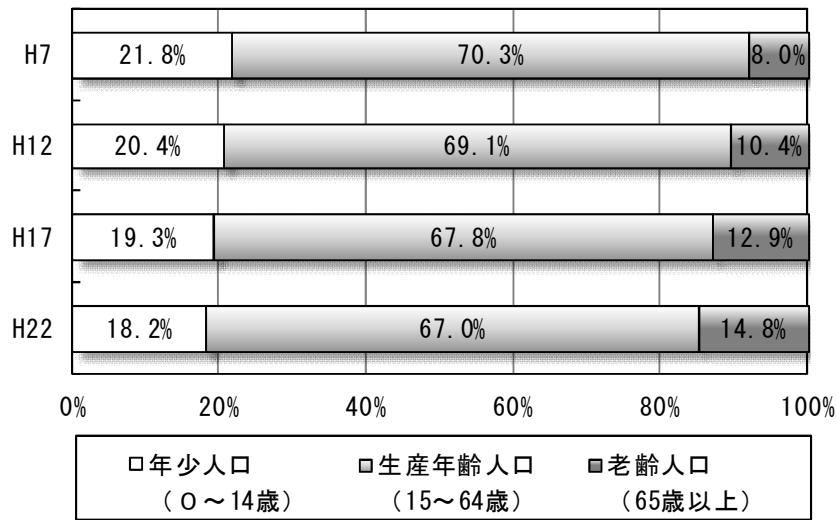
近年4年間の階層別人口構成比を見ると、年少人口(0~14歳)の減少、高齢人口(65歳以上)の増加が見られ、少子高齢化が進行しています。

図 2-1-4 人口推移



出典：「国勢調査」(昭和55年～平成22年) 総務省

図 2-1-5 階層別人口構成比

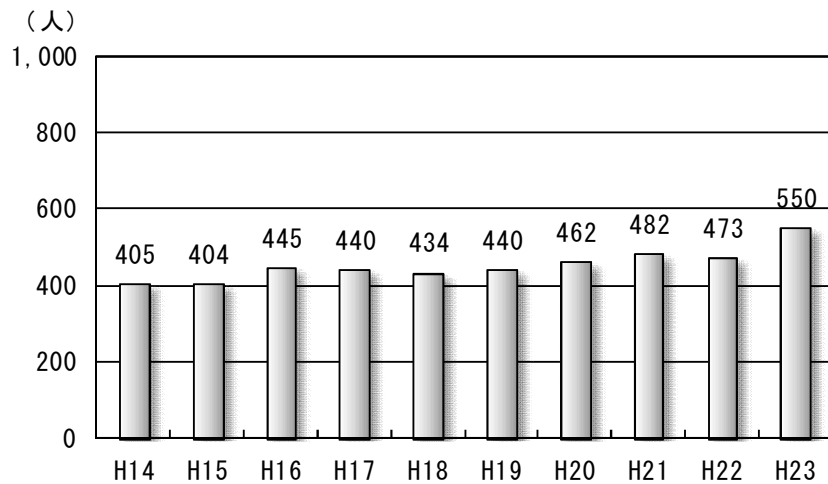


出典：「国勢調査」(平成7年～平成22年) 総務省

2) 死亡者数の推移

死亡者数は、人口増加に伴って増加傾向にあり、平成23年には500人を上回りました。今後も、死亡者数の増加が予測され、墓地需要は高まるものと考えられます。

図 2-1-6 死亡者数の推移

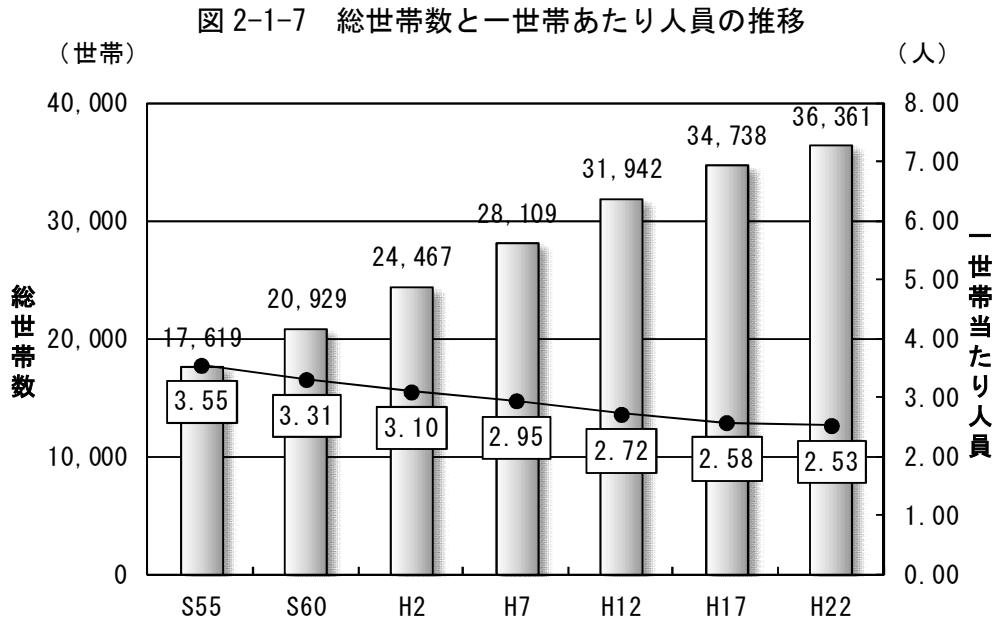


出典：「平成23年度版宜野湾市統計書」(平成24年3月)

3)世帯

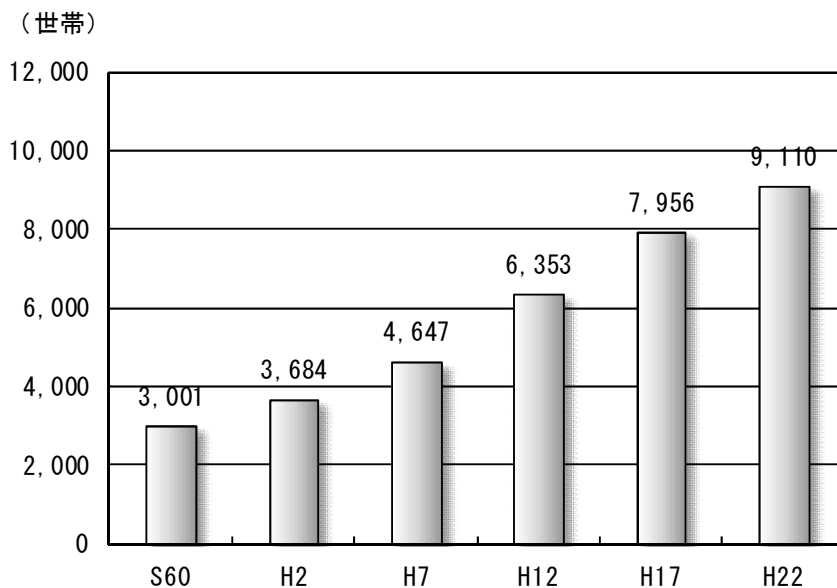
世帯数も、人口増と共に増加傾向にあり、平成22年では36,361世帯で、一世帯当たり人員は2.53人です。世帯当たり人員の減少は、単身世帯や核家族世帯の増加などが考えられます。

また、高齢者世帯が増加していることから、墓地需要の高まりや、墓の後継者がいない世帯の無縁墓地（墳墓を含む）の発生等が考えられます。



出典：「平成23年度版宜野湾市統計書」（平成24年3月）

図 2-1-8 高齢者世帯の推移



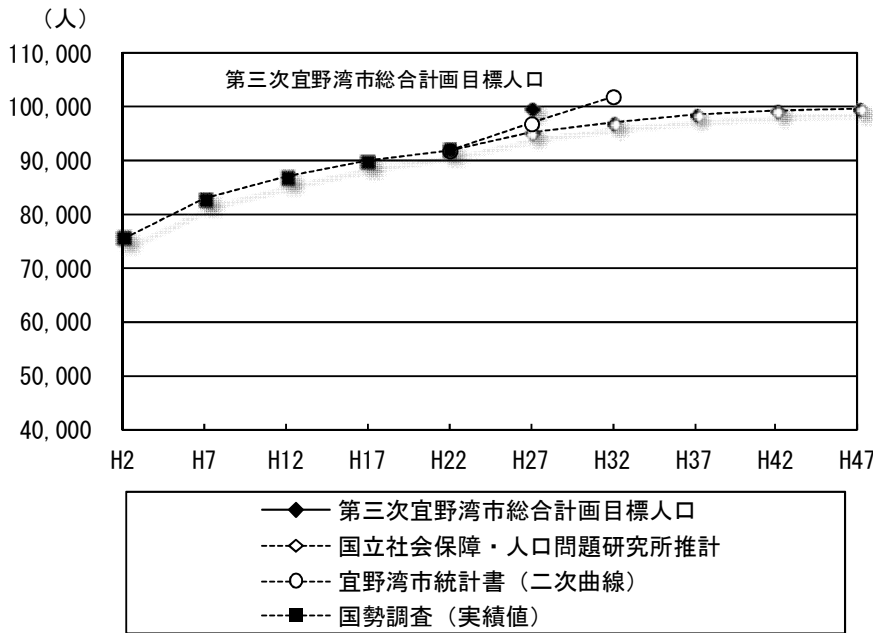
出典：「国勢調査」（昭和60年～平成22年）総務省

4)将来人口

国立社会保障・人口問題研究所が算出した平成17年人口を出発点とするコーホート要因法による人口推計は、緩やかに増加し続け、平成47年には約100,000人になると推計されています。なお、二次曲線を用いた宜野湾市統計書では、平成32年に102,004人になると推計されています。

第三次宜野湾市総合計画では、平成27年の目標人口を100,000人に設定しています。

図 2-1-9 人口実績値と将来人口フレーム



出典：1. 「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月)

国立社会保障・人口問題研究所

2. 「第三次宜野湾市総合計画」(平成23年9月)

【参考資料】

■コーホート要因法の将来人口推計値

	実績値 (国勢調査)					推計値 (国立社会保障・人口問題研究所推計)				
	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 H32	2025 H37	2030 H42	2035 H47
将来人口フレーム	75,905	82,862	86,744	89,769	91,928	95,399	97,345	98,694	99,541	100,018

■コーホート要因法とは

基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法。

■二次曲線とは

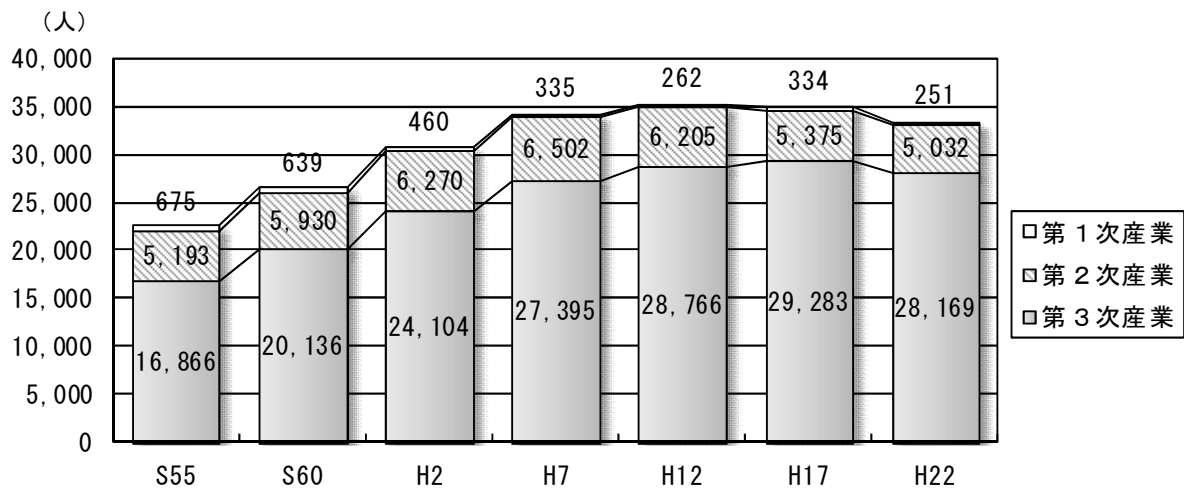
過去における実績値を用い、二次曲線の方程式 ($T_n = a + b t n + c t n^2$) を当てはめて推計する方法。

(4)産業

就業者数は、昭和 55 年から平成 12 年まで増え続け、その後は減少傾向にあり、平成 22 年の就業者は 33,452 人となっています。

産業別に見ると、第 1 次産業は減少し続け、1%に満たない値です。第 2 次産業は平成 7 年、第 3 次産業は平成 17 年をピークに減少しています。平成 22 年では、第 3 次産業が 8 割以上を占めています。

図 2-1-10 産業別就業者数の推移



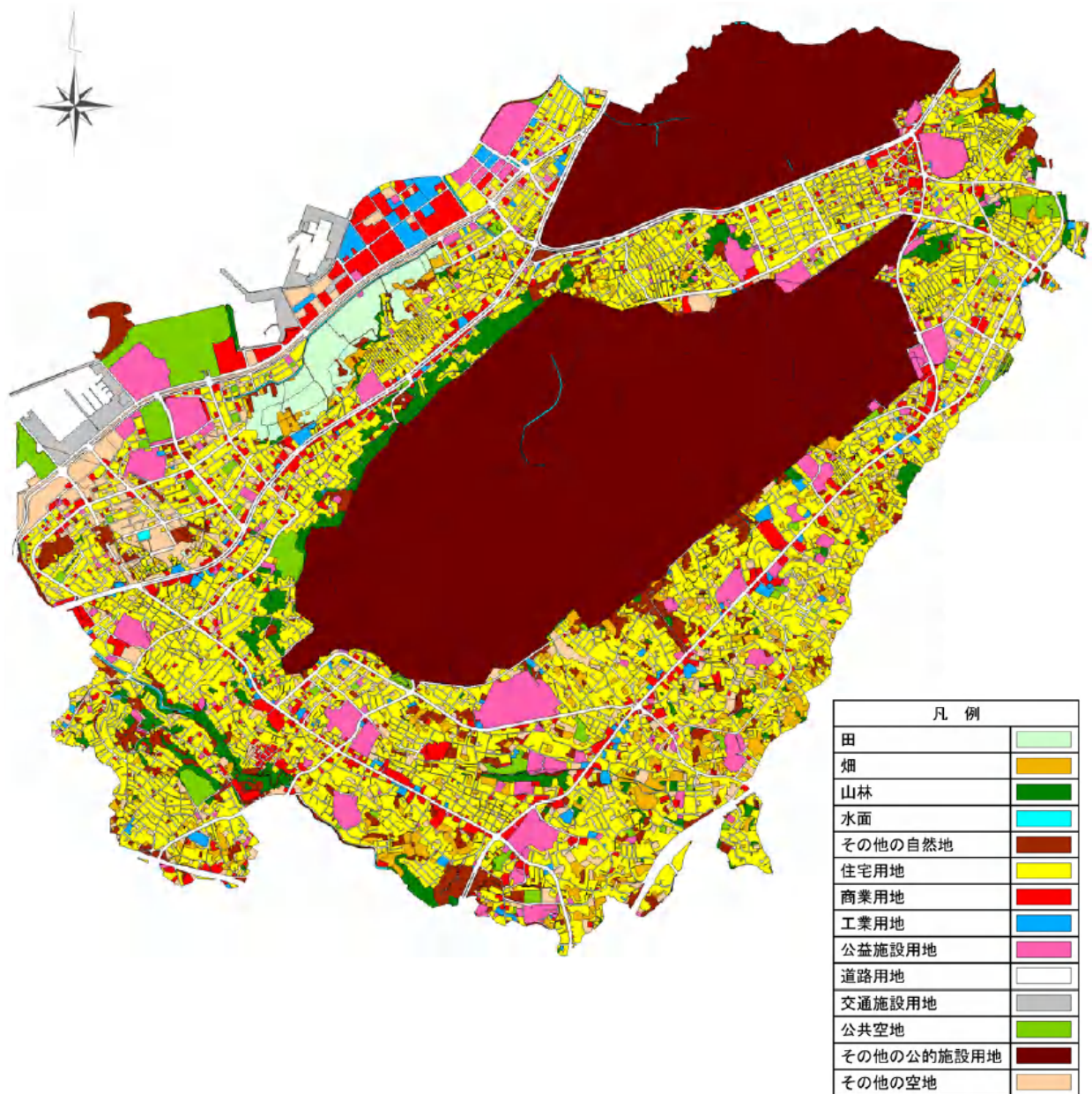
出典：1. 「平成 23 年度版宜野湾市統計書」(平成 24 年 3 月)
2. 「国勢調査」(平成 22 年) 総務省

(5)土地利用・交通

1)土地利用

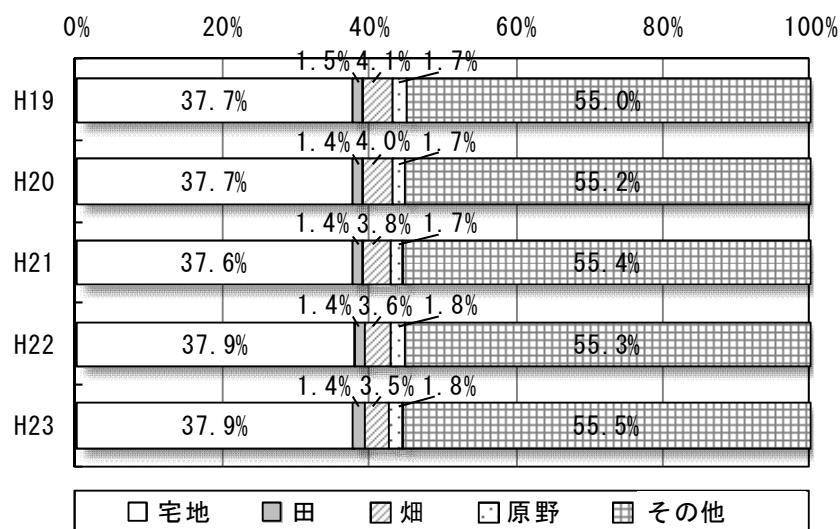
本市の地目別面積を見ると、平成 19 年から 23 年までの構成比は、田・畑等の割合が減少し、宅地が増えています。

図 2-1-11 土地利用現況図



出典：1. 「那覇広域都市計画基礎調査」(平成 18 年) 沖縄県
 2. 「宜野湾市都市交通マスタープラン」(平成 24 年3月)

図 2-1-12 地目別面積の推移



出典：「平成 23 年度版宜野湾市統計書」（平成 24 年 3 月）

【参考資料】

■地目別面積の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
宅地	7,417,419	7,430,012	7,406,038	7,467,024	7,458,477
田	287,982	282,517	280,514	270,959	270,054
畑	807,663	781,646	752,128	714,426	694,303
原野	343,519	333,530	342,961	350,754	348,271
その他	10,833,417	10,872,295	10,918,359	10,896,837	10,928,895
合計	19,690,000	19,700,000	19,700,000	19,700,000	19,700,000

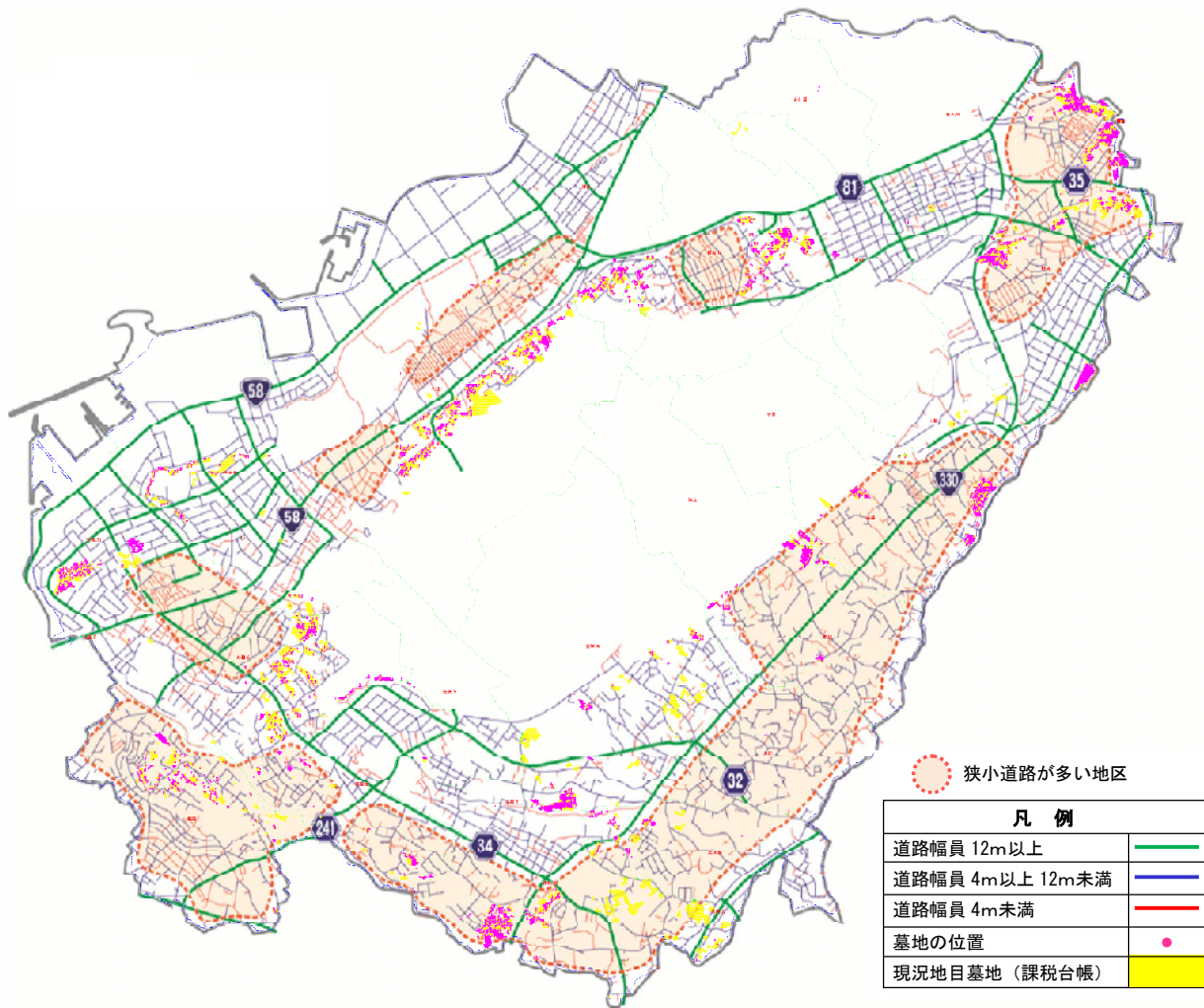
出典：「平成 23 年度版宜野湾市統計書」（平成 24 年 3 月）

2)交通

本市の道路は、市内をドーナツ状に国道 58 号、国道 330 号、県道宜野湾北中城線、県道 34 号等が通っています。さらに、沖縄自動車道の北中城インターチェンジ、西原インターチェンジへのアクセスが容易であり、沖縄本島の南部と中・北部とを結ぶ交通の要衝となっています。

大山地区から伊佐地区にかけてのパイプライン通りの沿道及びその周辺には墓地の集積が見られます。また、嘉数地区の狭小道路が密集している地域に墓地が多く分布しており、清明祭の時などには交通渋滞等が発生しています。

図 2-1-13 道路幅員状況図



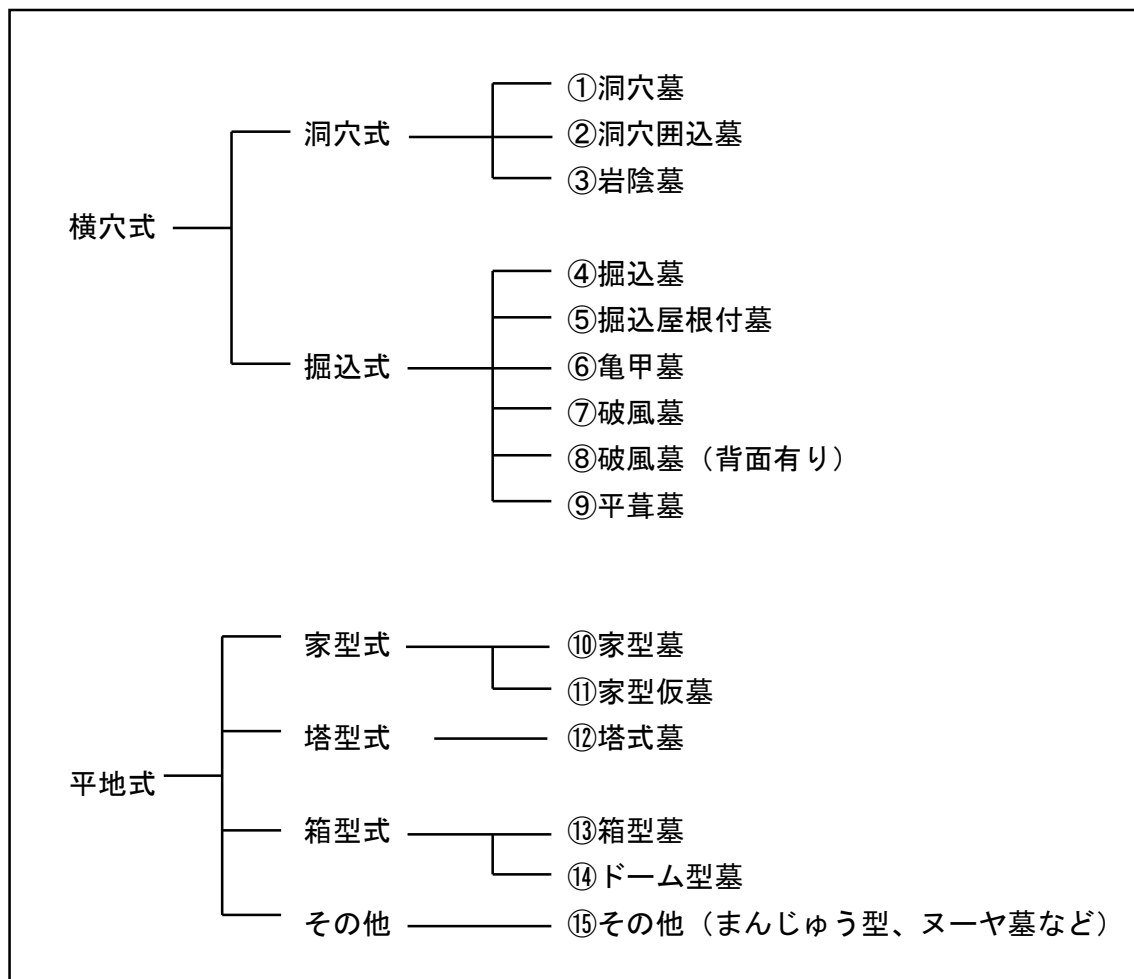
出典：「宜野湾市都市交通マスタープラン」（平成 24 年 3 月）

2-2 墓地の実態

(1) 墳墓の種類

沖縄に見られる墳墓の外見上の形は、大きくは横穴式と平地式とに分類されます。横穴式は、自然洞穴を利用した洞穴式と人工による掘込式に分類されます。平地式は、家型式、塔型式、箱型式、その他に分類されます。細分内容は以下の通りです。

図 2-2-1 墳墓の種類



 <p>①洞穴墓 自然の洞穴を利用した墓</p>	 <p>②洞穴囲込墓 洞穴の入口を石等で閉じた墓</p>
 <p>③岩陰墓 傾斜した岩陰を利用した墓</p>	 <p>④堀込墓 岩や斜面を掘り抜いた墓</p>
 <p>⑤堀込屋根付墓 岩や斜面を掘り抜き、簡単な屋根を付けた墓</p>	 <p>⑥亀甲墓 屋根が亀の甲羅の形をした墓</p>
 <p>⑦破風墓 屋根が破風型をしている墓</p>	 <p>⑧破風墓（背面有り） 屋根が破風型であり、背面がある墓</p>



⑨平葺墓
屋根が斜面上になっている墓



⑩家型墓
平地式の破風墓で、近年多く見られる墓



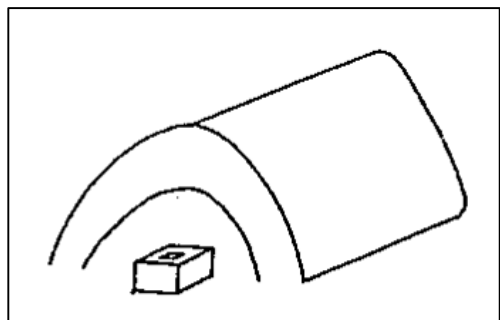
⑪家型仮墓
小型の簡易墓



⑫塔式墓
箱型の墓の上に石塔を建てた墓



⑬箱型墓
簡単なブロック積みの墓



⑭ドーム型墓
石やテーブルサンゴを用いたドーム状の墓

- 出典：1. 宜野湾市教育委員会文化課
2. 「宜野湾市墓地実態調査」(平成 22 年 3 月)
3. 「名護地区の墓」(平成 6 年) 名護博物館

(2)墓地の設置数

本市における墓地基数（平成21年度調査）の総数は、3,529基です。
字別の墓地数は下表に示す通りです。

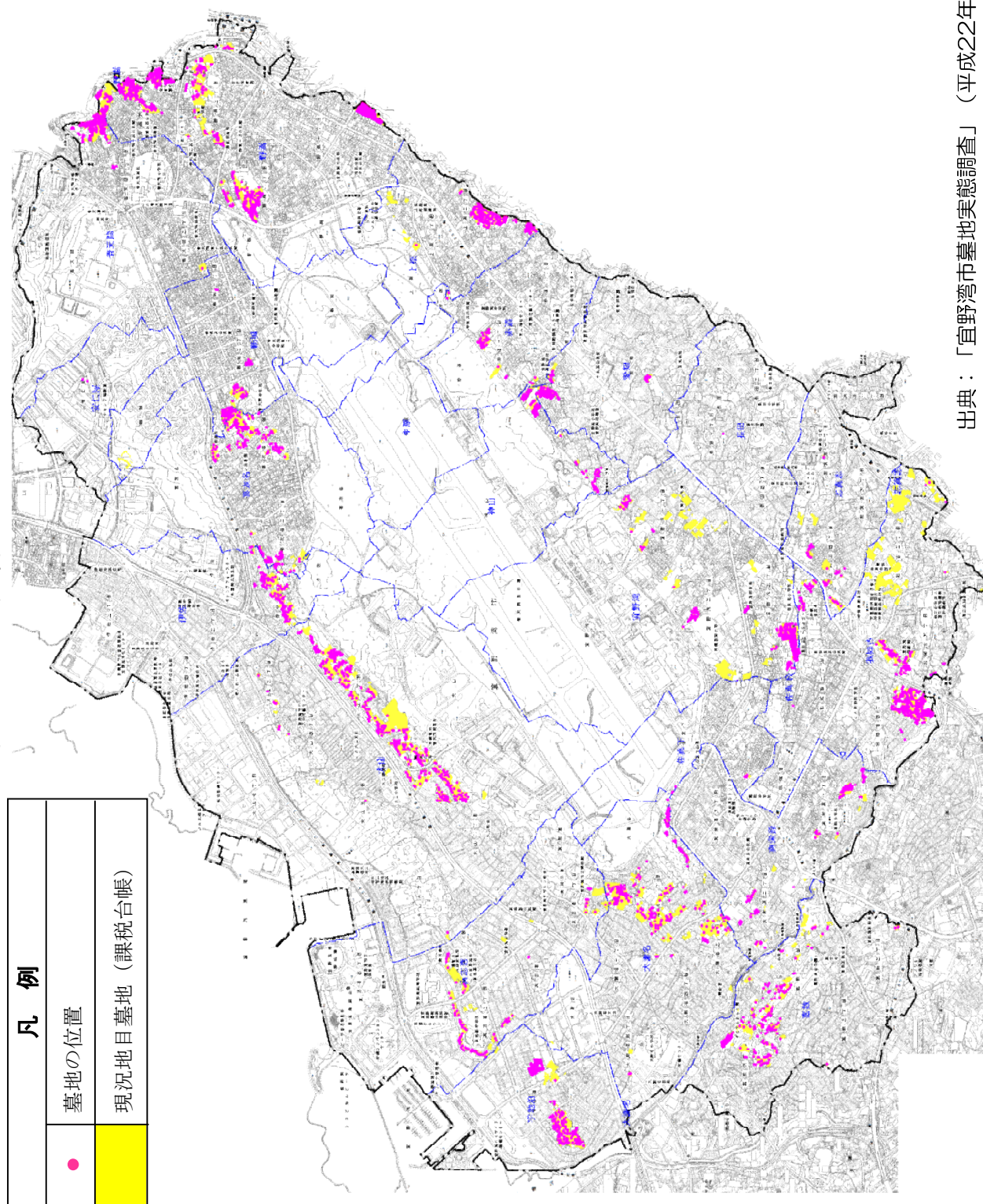
表 2-2-1 墓地の設置数

	字名	墓地数	割合 (%)
1	愛知	83	2.4
2	赤道	45	1.3
3	新城	73	2.1
4	伊佐	110	3.1
5	上原	157	4.4
6	宇地泊	206	5.8
7	大謝名	238	6.7
8	大山	373	10.6
9	嘉数	238	6.7
10	我如古	346	9.8
11	神山	109	3.1
12	宜野湾	283	8.0
13	喜友名	233	6.6
14	佐真下	9	0.3
15	志真志	42	1.2
16	野嵩	666	18.9
17	普天間	145	4.1
18	真栄原	93	2.6
19	真志喜	80	2.3
	計	3,529	100.0

出典：「宜野湾市墓地実態調査」（平成22年3月）

(3)墓地の立地、分布状況

図2-2-2 墓地分布図



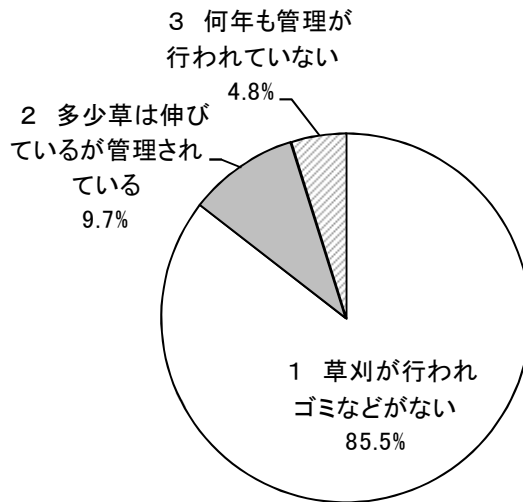
出典：「宮野湾市墓地実態調査」(平成22年3月)

(4)実態調査による現況

1)管理状況

墓地の管理状況は、「草刈が行われゴミなどがない」が85.5%、「多少草は伸びているが管理されている」が9.7%で9割以上が管理されています。

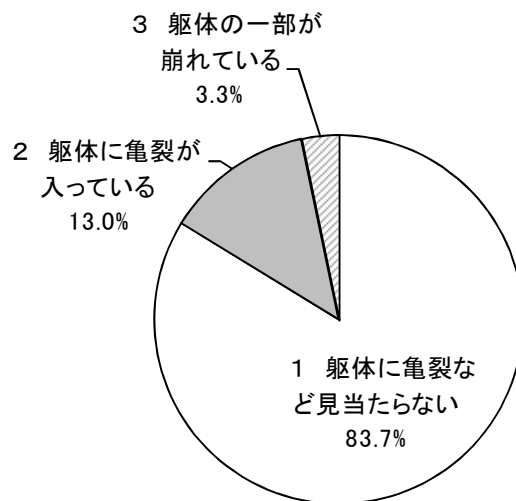
残りの約5%は、管理されていないことから無縁化している可能性があります。



2)構造物の保存状況

保存状況は、「^{くたい}躯体に亀裂など見当たらない」が8割以上を占めており、概ね保存状況は良いです。

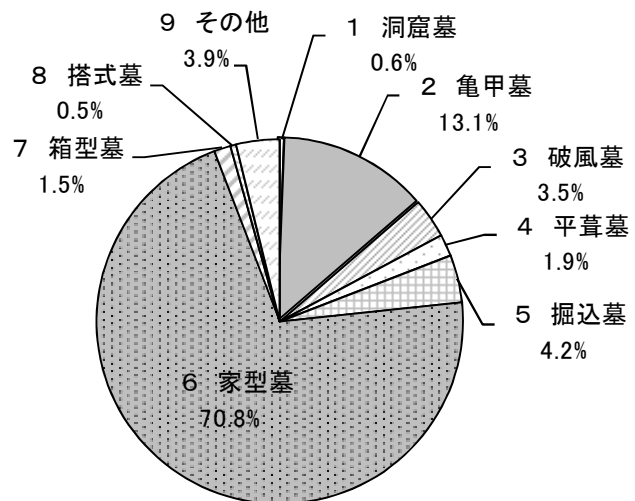
注) 躯体とは、墳墓や外柵等の墓地内の構造物全般を指す。



3)墳墓の形態

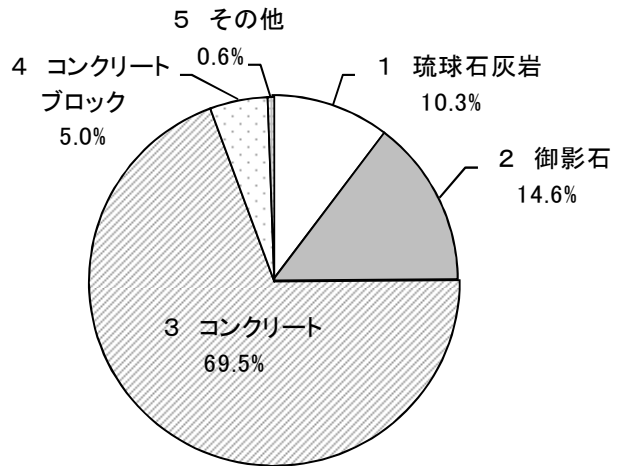
墳墓の形態で最も多いものは「家型墓」で7割を占めており、今後も需要があると言えます。横穴式の墓では、「亀甲墓」が13.1%と多い結果となっています。

また、その他の内容では「仮墓」、「御嶽(うたき)」等が挙げられています。



4)墳墓の素材

墳墓の素材は、「コンクリート」が最も多く約7割を占めています。「琉球石灰岩」と「御影石」が、それぞれ約1割です。

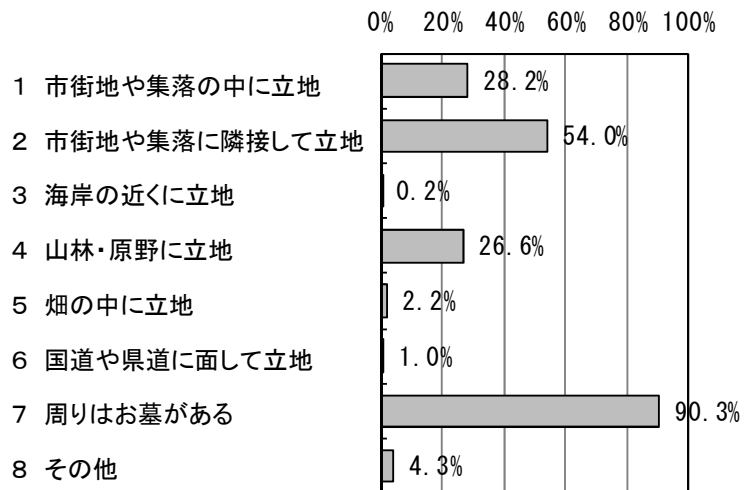


5)立地場所の状況

立地状況については、9割以上が「周りはお墓がある」となっており、比較的墓地は集約されていると言えます。

「市街地や集落の中に立地」、「畑の中に立地」、「国道や県道に面して立地」に該当する墓は、墓地埋葬法で規制されている区域に立地している可能性があります。

また、その他の内容としては、「野嵩霊園」(111件)、「学校に隣接」(22件)等が挙げられています。



2-3 墓地に係る上位・関連計画

(1) 沖縄県墓地公園整備基本指針(平成12年3月)

「第4章 沖縄における望ましい墓地のあり方」の「4 今後の墓地整備のあり方」で、今後の墓地整備について述べられています。

「4 今後の墓地整備のあり方」

(1) 公営墓地の整備推進の必要性

公営墓地の十分な整備がされていない市町村においては、地域住民はやむを得ず高額な墓地などを利用せざるを得ず、不利益を被っており、適正な価格と管理運営の行き届いた墓地の整備をしなければならない。

墓地の経営主体については、墓地の永続的管理の必要性とともに、墓地の健全な経営の確保という立場から、墓地経営は過度に営利を追求しない公益的事業として運営される必要があるため、市町村等の地方公共団体により運営されるべきである。つまり、墓地についても学校や公園等の公共的な施設と同様に地方自治体が基礎的な住民サービスとして積極的な提供を図ることが望ましく、現状を把握して、将来の需要を見通した行政の計画的な対応が必要である。

(2) 共同墓地のあり方

自治会等、地縁に基づいて形成された地域共同体的な団体が経営する共同墓地は、今後、利用が増える様相はないが、市町村墓地の利用ができない過疎地域での有効な墓地の管理形態として、これを認めていくこととする。

(3) 個人墓地の規制のあり方

個人墓地の許可については、山間僻地等で公営墓地等の利用が困難であり、既存の墓地地域の利用もできないような例外的な場合を除き、許可を行わない方針で臨むべきである。個人墓地を広く認めると、墓地の乱開発を招き、小規模の墓地が各地に多数散在することになり、快適な生活環境を求める県民感情にそぐわないばかりか、公衆衛生の見地からも望ましいこととはいえない。

したがって、公営墓地の整備を促進したうえで、個人墓地については例外的な場合のみ許可するなど規制するとともに、無許可の個人墓地が設置されないよう、違法な個人墓地への対応等については、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化を進める中で検討して、県及び市町村の連携のもと、違反業者への勧告、氏名公表等の実効性ある適切な行政指導ができるようにしていく必要がある。

(2)第三次宜野湾市総合計画(平成 23 年9月)

「第 4 章 持続発展可能な美しい都市」の「2 節 快適な暮らしを支える美しい都市基盤整備をすすめる」の「④公園・緑地の整備」で「3 墓園・墓地霊園の整備」が明記されています。

「④公園・緑地の整備 3 墓園・墓地霊園の整備」

【施策の基本方針】

快適な住環境を確保するため、適切な墓地設置についての周知を図ります。また、墓地の点在化を抑制するとともに、市街地整備や都市施設整備等に合わせた墓地の集約化に努めます。墓地については、基地跡地利用計画の中で墓園の整備や土地集約型墓地の建設を検討します。

【主な取り組み】

- 墓地設置についての理解促進
- 市街地整備等における墓地の集約化
- 墓園（都市計画墓園）、土地集約型墓地整備の検討

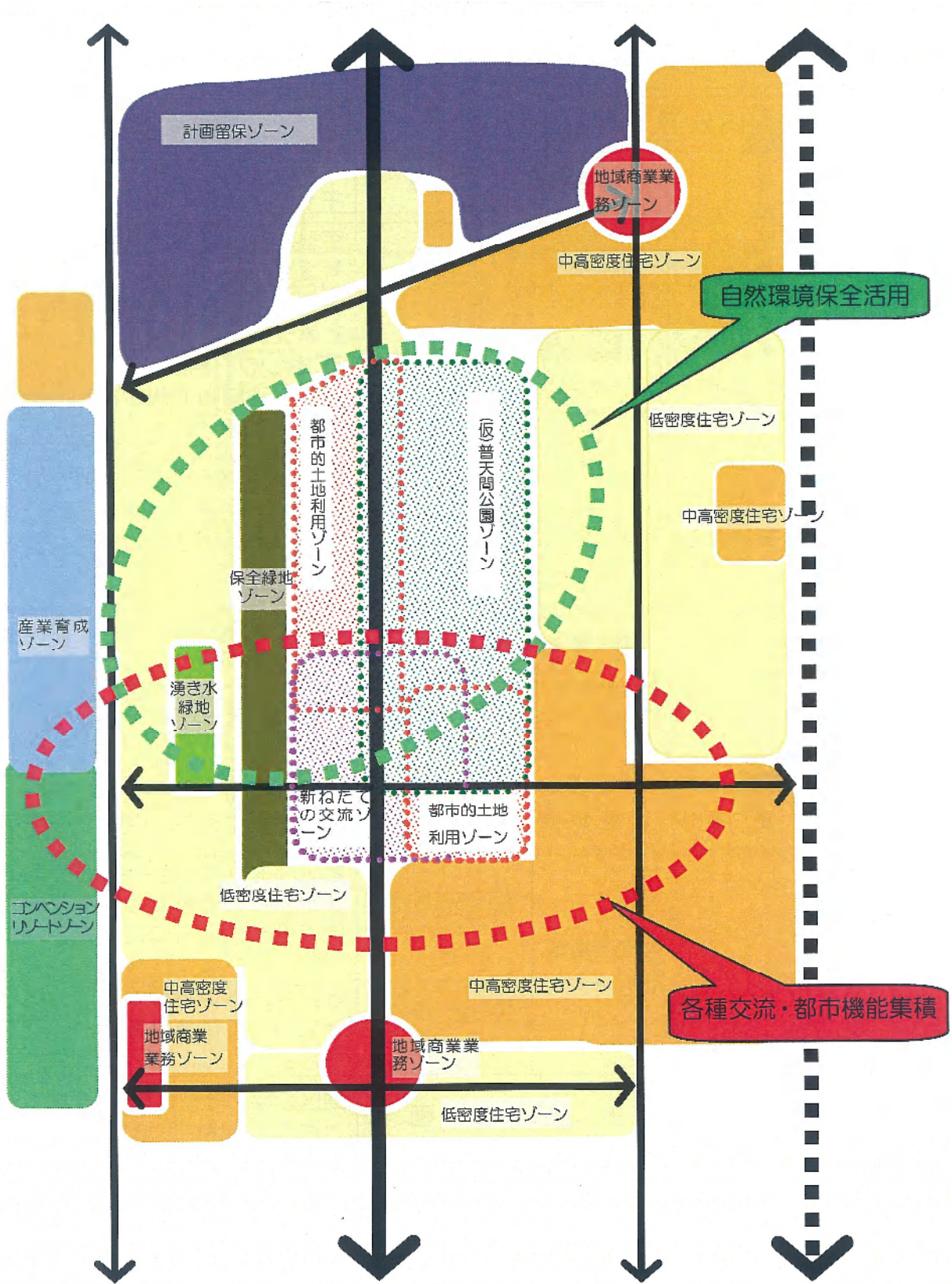
(3)宜野湾市都市計画マスタープラン

「2 章 全体構想」の「4. 公園・緑地の配置方針」の「5) 公園・緑地配置計画」で「⑤墓地公園」について記載されています。

「⑤墓地公園」

快適な生活環境の構築のため、本市の適切な位置に用地を確保し、土地集約型の墓地の形成を検討します。また、普天間飛行場の跡地利用を見据えて、新たな市街地の形成に対応した墓地公園の確保を検討します。

図 2-3-1 土地利用の配置構成図



出典：「宜野湾市都市計画マスタープラン」(平成 16 年)

(4)宜野湾市緑の基本計画

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針」の「第3節 緑化推進施策」の「基本方針2 地域の歴史・文化を継承する緑を守り、創ります。」で「④普天間飛行場跡地利用等と合わせた墓地公園確保の検討」、「⑤市街地に点在する一団の墓地の緑の保全・活用」が記載されています。

「④普天間飛行場跡地利用と合わせた墓地公園確保の検討」

普天間飛行場跡地利用と合わせて、新たな市街地の形状に対応した墓地公園の確保を検討します。

【行政の役割】

○墓地公園の計画づくりと整備実施。

【市民等の役割】

○墓地公園の必要性やその位置等についての理解を深める。

【施策の実施時期】

普天間飛行場跡地利用計画等と合わせて検討

「⑤市街地に点在する一団の墓地の緑の保全・活用」

市街地内に点在する小規模な墓地は、将来的に墓地公園等への移転を促し、跡地をプレイパーク等として活用するなど、墓地周辺の緑を活かせるような方策を検討します。また、一団の墓地周辺にまとまった緑があるような場合は、墓地公園等としての整備を検討します。

【行政の役割】

○普天間飛行場跡地利用計画の動向を踏まえ、市街地内の墓地の取扱いについての方針を明確にする。

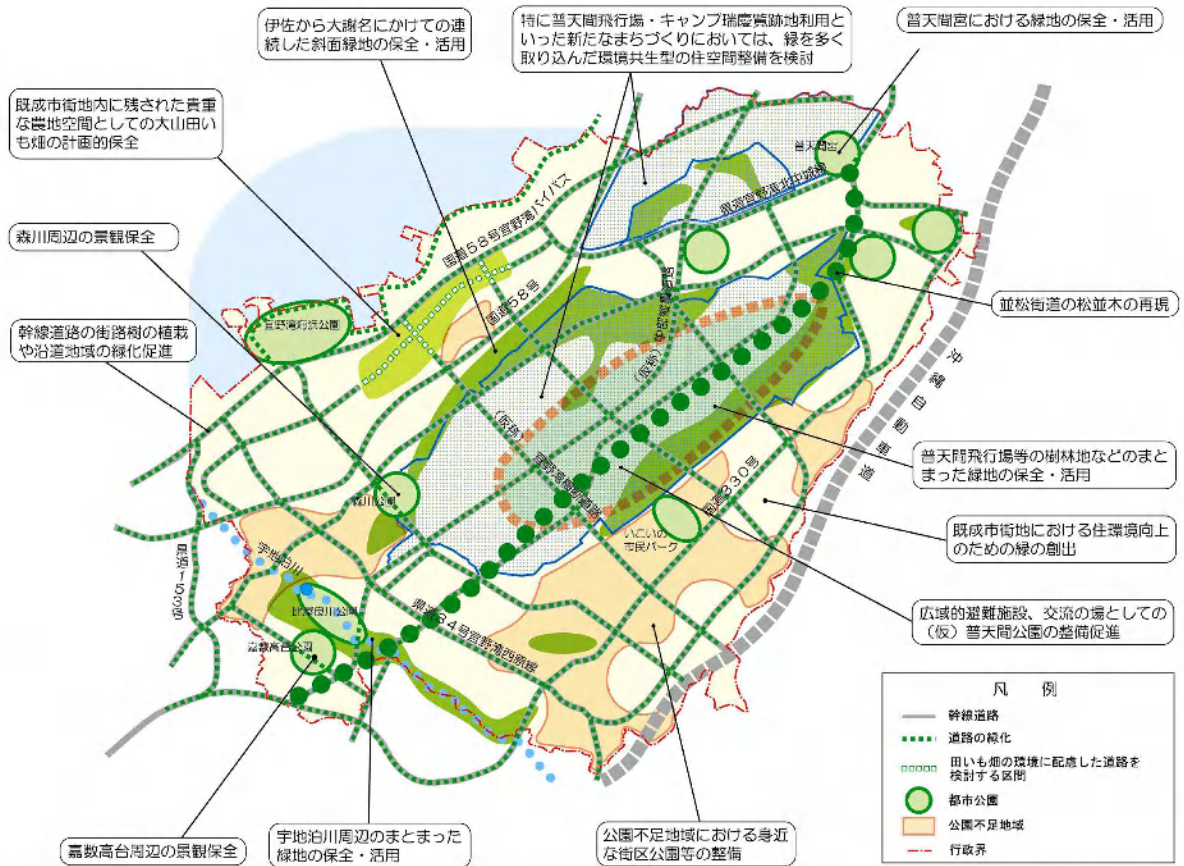
【市民等の役割】

○行政の方針に基づき、墓地公園への移転等を行う。

【施策の実施時期】

普天間飛行場跡地利用計画等と合わせて検討

図 2-3-2 緑の方針図



出典：「宜野湾市緑の基本計画」（平成 18 年）

2-4 墓地に係る土地利用規制

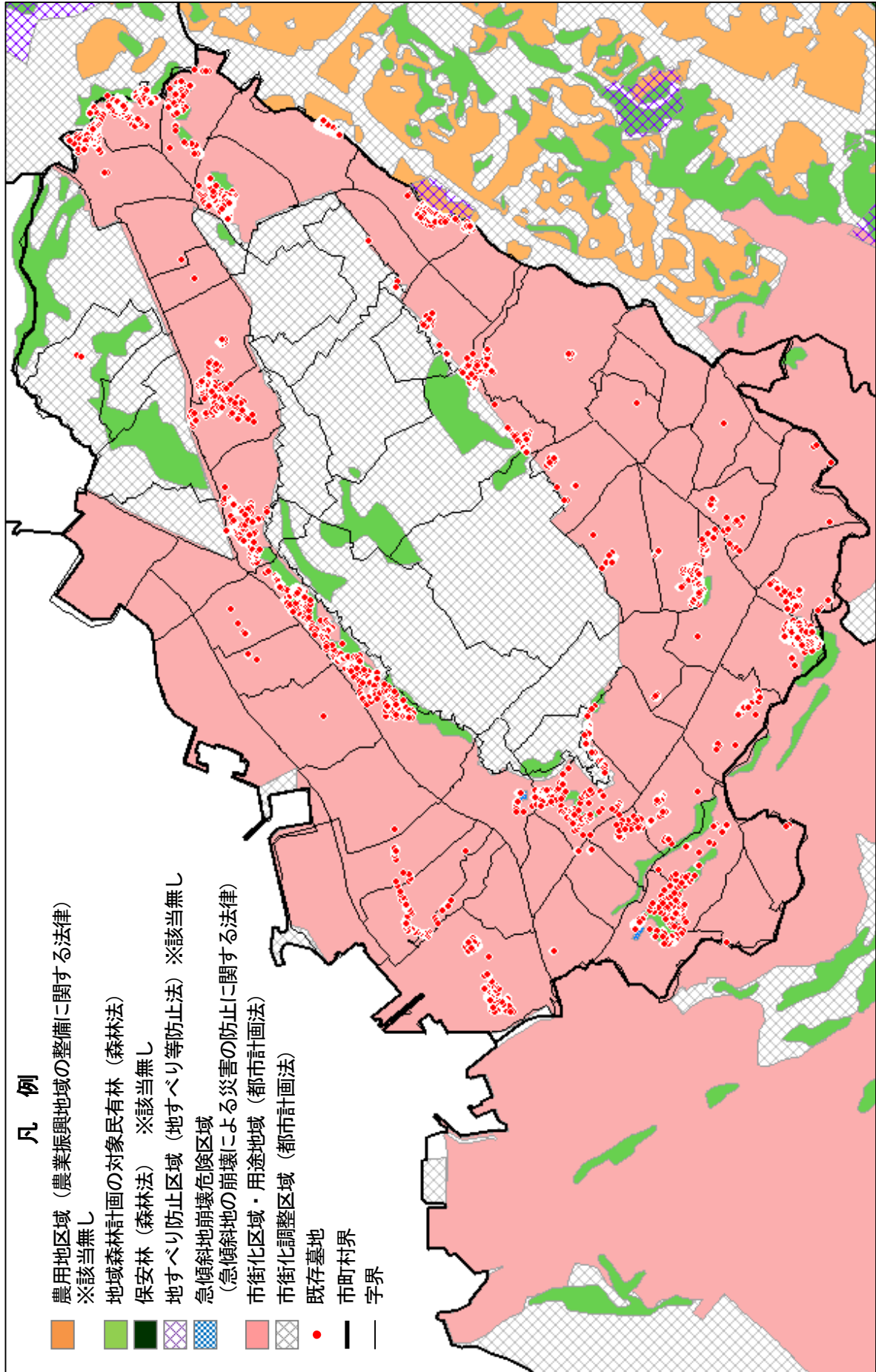
(1)土地利用規制状況

本市における墓地の設置に関わる土地の法規制については、「農業振興地域の整備に関する法律」、「森林法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「都市計画法」が対象として挙げられます。これらの法律に基づく区域等の指定状況は次表に示す通りです。

表 2-4-1 土地利用規制状況

法律名	指定区域等	規制等の内容
国土利用計画法 (昭和 49 年法律第 92 号)		第 23 条の規定により、一定面積以上の土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者は、知事に届け出なければならない。
農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号)	農用地区域	農用地区域内において墓地等を造成しようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
森林法 (昭和 25 年法律第 249 号)	地域森林計画の対象民有林	地域森林計画の対象民有林の区域内で墓地等を造成しようとする場合で、1 ha 以上のものについては、同法第 10 条の 2 による開発行為の許可を受けなければならない。
	保安林	保安林の区域内で開発行為をする場合は、同法第 27 条第 1 項により保安林解除の申請書を農林水産大臣に提出し、解除の通知を受けなければならない。
地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止区域	地すべり防止区域では、地下水を増加させる行為、地表水の浸透を助長する行為、のり切、切土、工作物の設置など地すべりの原因となる行為が制限される。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年 7 月法律第 57 号)	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域では、水の浸透を助長する行為、のり切、切土、立木竹の伐採、工作物の設置などの行為が制限される。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	市街化区域・用途地域	都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内で、1 ha 以上の墓地の開発行為を行う者は、県知事の許可を受けなければならない。
	市街化調整区域	公益上必要な施設、農林漁業の用に供する目的で行う開発行為、政令で定める建築物などのために行う開発行為以外の開発行為については、県知事の許可が必要である。
墓地、埋葬等に関する法律施行細則 (昭和 47 年規則第 52 号)	墓地等の設置場所	国道、県道その他主要道路及び河川から 30m 以上離れていること。 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から 100m 以上離れていること。

図2-4-1 土地利用規制状況図



2-5 墓地に係る市民の意向

(1) 市民意向調査

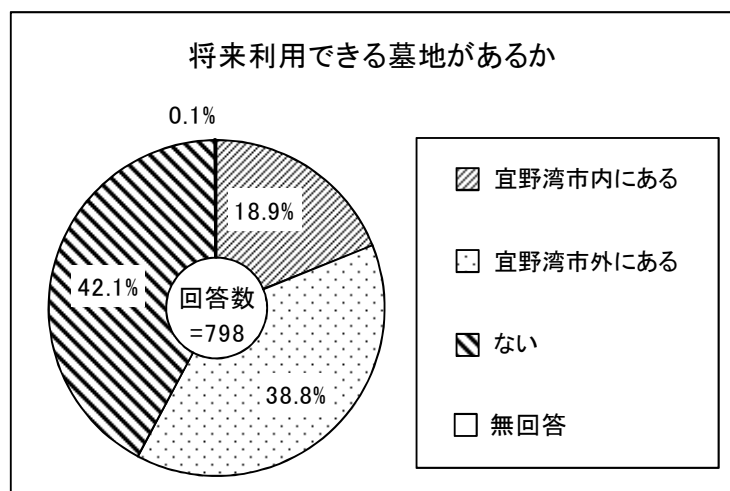
1) 調査要領

	内 容
調査対象	宜野湾市内に居住する30歳以上の世帯主3,000人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成21年8月
回収数及び 回収率	回収数：798票 回収率：27%

2) 墓地に係る市民の意向内容

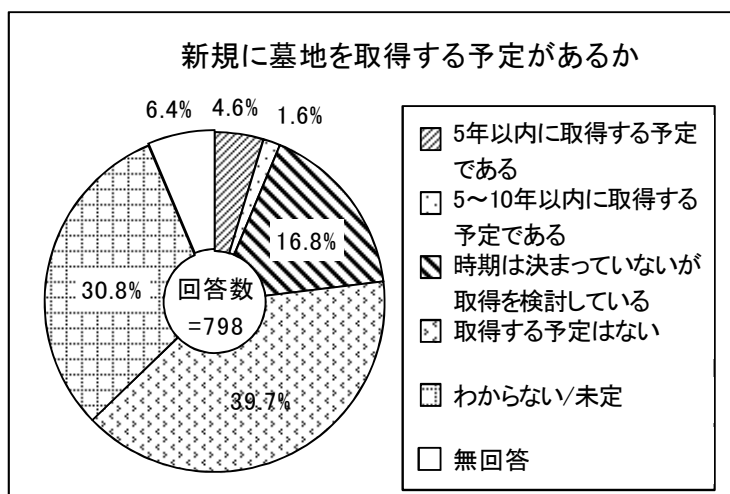
① 墓地所有状況

所有状況は、市内・市外にあるものが約6割です。約4割は所有していない状況であり、今後の墓地需要があると言えます。



② 墓地取得の意向

新規墓地の取得意向は、「5年以内に取得する」(4.6%)、「5～10年以内に取得する」(1.6%)、「時期は決まっていないが取得を検討している」(16.8%)と、2割強が取得する意向です。しかし、前項で墓を所有していない人が4割いることに比べて、取得意向が低いと言えます。



③墓地取得の意向(墓地を所有していない人のクロス集計)

「将来使用できるお墓がない」と「新規墓地の取得意向」とのクロス集計結果では、「5年以内に取得する」(6.3%)、「5～10年以内に取得する」(3.3%)、「時期は決まっていないが取得を検討している」(24.7%)と、34.2%が取得する意向です。

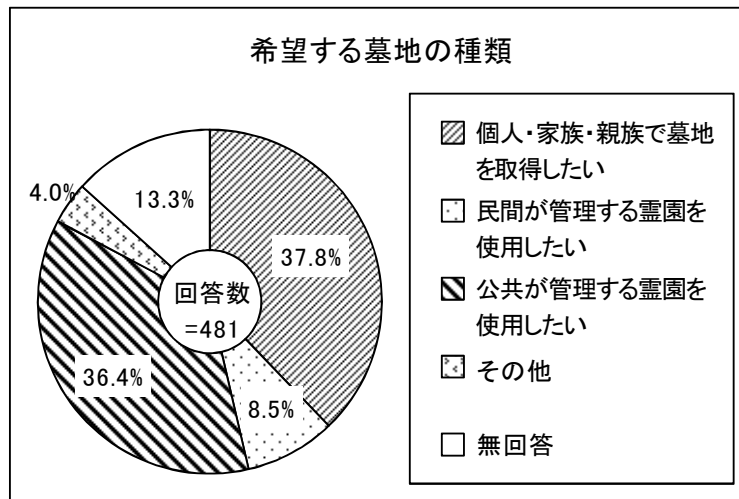
しかし、「わからない/未定」も 47.3%おり、具体的に決まっていない人が取得する意向を示している人より多いことがうかがえます。

		将来使用できるお墓がない	
		回答数	割合(%)
1	5年以内に取得する予定である	21	6.3
2	5～10年以内に取得する予定である	11	3.3
3	時期は決まっていないが取得を検討している	83	24.7
4	取得する予定はない	58	17.3
5	わからない/未定	159	47.3
6	無回答	4	1.2
合計		336	100.0

④希望する墓地の種類

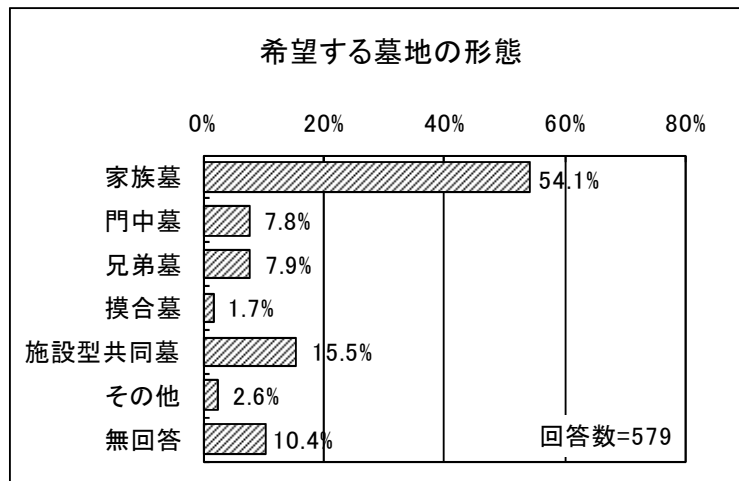
どのような土地に墓地を希望するかについて、「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が37.8%、「公共が管理する霊園を使用したい」が36.4%です。

現在の墓地の約9割が個人墓地であることを考えると、霊園の利用意向が高まっていることが推測されます。



⑤希望する墓地の形態

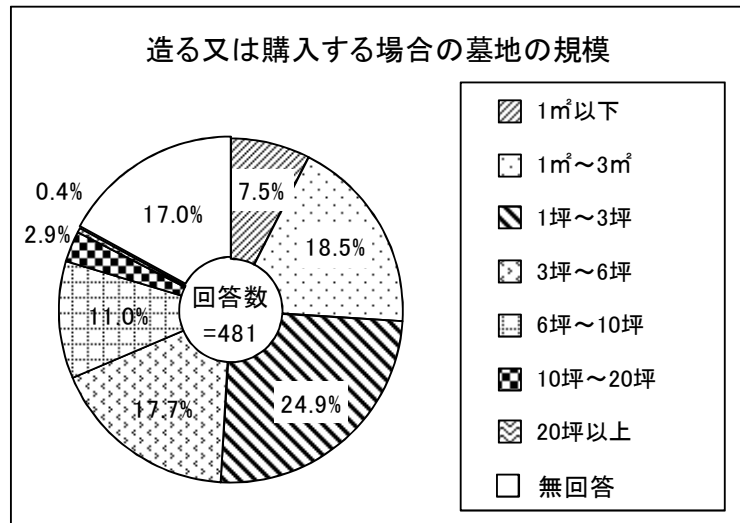
墓地の形態について(複数回答)、「家族墓」が54.1%、「施設型共同墓」が15.5%となっており、家族墓が最も多く支持されています。



⑥墓地の規模

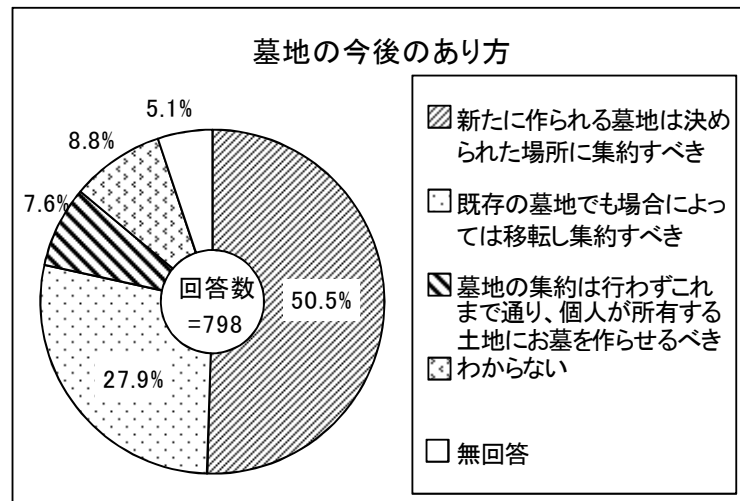
墓地の規模については、「1坪～3坪」が24.9%、「1㎡～3㎡」が18.5%、「3坪～6坪」が17.7%となっています。

比較的小規模な墓地を希望していることがうかがえます。



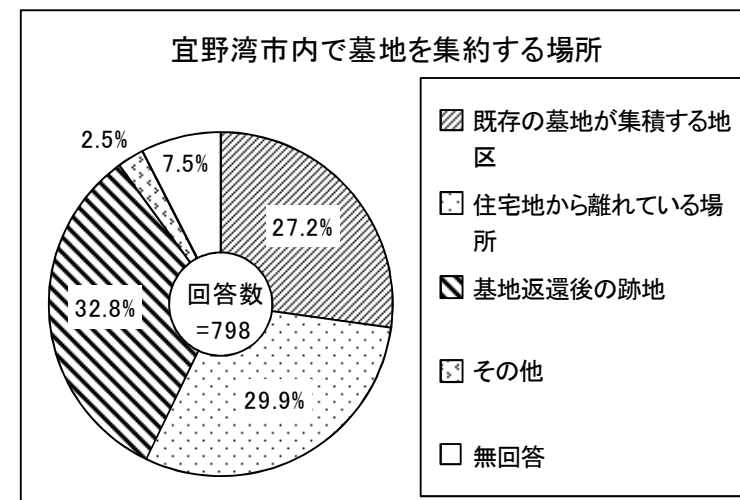
⑦墓地の今後のあり方

墓地の今後のあり方については、「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が5割を占め、「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」の3割と合わせて約8割が墓地の集約を希望しています。



⑧墓地を集約する場所

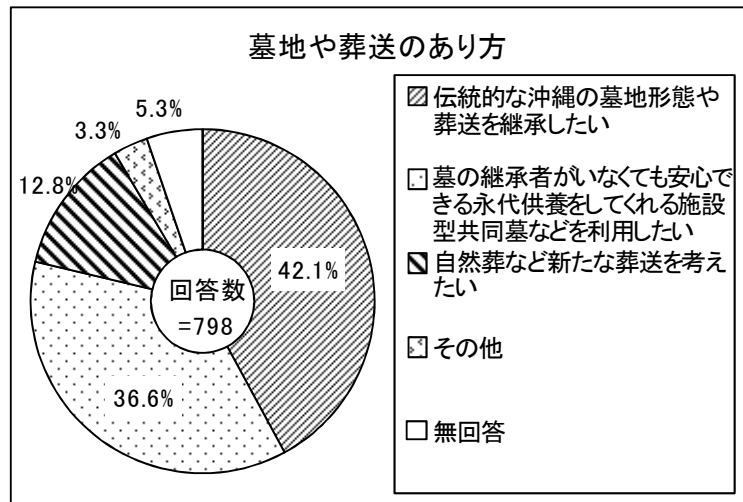
宜野湾市内で墓地を集約する場所については、「墓地返還後の跡地」が最も多く32.8%、「住宅地から離れている場所」が29.9%、「既存の墓地が集積する地区」が27.2%となっています。



⑨墓地や葬送のあり方

墓地や葬送のあり方については、「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が42.1%、「墓の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が36.6%、「自然葬など新たな葬送を考えたい」が12.8%となっています。

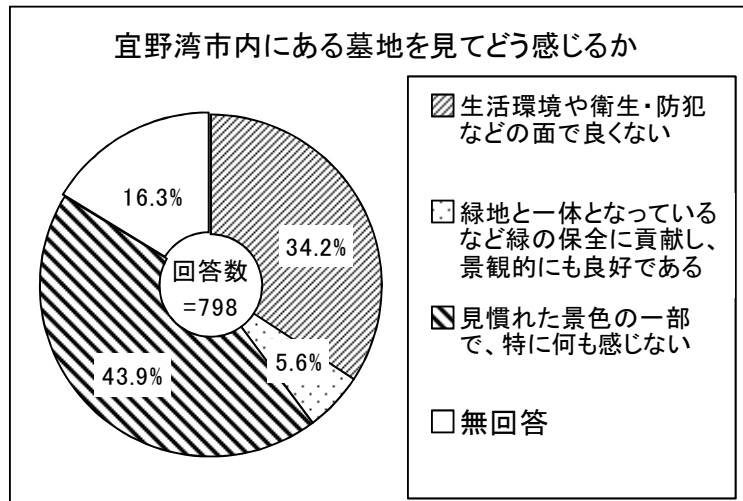
伝統的な沖縄の葬送を継承したい人が最も多い結果であるものの、施設型共同墓や自然葬等の、多種多様な葬送への関心が高いことがうかがえます。



⑩市内の墓地に対する意見

市内の墓地については、「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が43.9%と最も多く、「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が34.2%などとなっています。

市内の墓地について、特に問題を感じない人が多く占めているものの、衛生・防犯等の面から問題であると感じている人もおり、墓地周辺の良い環境づくりが課題と言えます。



(2)住民説明会等での意見

項目・地区		意見
既存墓地の問題と対策について	北地区	<ul style="list-style-type: none"> ・清明祭の時は車が混むことを住民は理解しているので、時間帯をずらすなどの対応をしている。 ・墓地の草刈りの問題があった。所有者を探して対応させたが、大変だった。役所で分かるような方法を検討して欲しい。 ・墓の所有者から不法投棄があるのでどうにかならないかと相談があった。 ・ニュー普天間通りの墓地の進入路が狭い（住宅密集地の通路が進入場所）ことは問題と思うが、もう慣れている。 ・隣り合って墓がある所の場合、景観については問題があるのでは。 ・喜友名区民には基地内の墓参り（清明祭）の基地内入場の許可を取る人はいなくなった。 ・新城区は、基地内入場の許可は4～5世帯はいる。 ・新城区は郷友会所有の共同墓があるが、手入れ等管理はできている。
	西地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、山林の場所に墓を建てていたが、整備されて墓の周辺に建物が建ててきた。 ・清掃しろと言われても300坪も有り大変。 ・今の密集している墓は移動し、見晴らしの良い所を住宅にする。 ・個人墓地の容認は今後も続くのか。 ・既存の墓地も集約していくのか。 ・車でのアクセスは困難で、徒歩で行くことが多い。 ・真志喜中学校のそばの墓は、たむろ場になっている。 ・祖先との対話を大事にしている。墓で遊んでいるからと言って、悪く見られることはほとんどないのではないか。 ・パイプライン沿いで観光客が墓の写真をたくさん撮っているのを見たことがある。 ・文化的なものは保全の方向で進めた方が良い。 ・墓地を防災に活用することも考えられるのでは。 ・墓が点在している環境に慣れてしまっているから「何も感じない」人が多い。 ・規制ばかりでなく、住民の得になることを示していくと、関心も高まると思う。 ・宇地泊区はだいたいの方が宇地泊にお墓があるので、清明祭の時は歩いて行く人が多い。 ・管理面での問題はある。墓地から住宅にガジュマルが侵入しているとの情報があったが、なかなか事が進まなかった。 ・墓を建てた人が傾斜地にあって排水設備の問題で近隣と話し合いをし、双方で解決した。
	南地区	<ul style="list-style-type: none"> ・国道沿いの墓については移転させた方が良い。 ・点々としている墓は集約して墓地公園を造ると良い。 ・既に墓を持っている方は、地域にこだわる方もいる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・嘉数の高台に墓が多く有り、一部は里道をつぶして建てている。 ・門中があっても、家族墓を造っている。門中はお参りするだけ。 ・宇地泊の土地区画整理地区に墓地が有り、住宅街に墓地が有り問題。 ・大きい墓でも門中であれば効率的で良いと思う。
	国際学園都市地区	<ul style="list-style-type: none"> ・我如古地区は墓が多いので、集積地一帯を墓の地区にして良いのではないか。 ・シーミーの時は混むが誰もが周知しており苦情は出ない。よそ者を入れたくない。 ・戦前は飛行場の中に墓があった。戦後は基地建設のため現在の国際大学がある場所に移した。さらに、大学を造るために再度、現在の場所（志真志小学校近く墓地集積地）に移転を行った。 ・移転した時、96基の住民が賛成した。 ・10年前に車の不法投棄等の問題が多く、自治会管理の入口ゲートを閉めた。 ・最近でも墓荒らしがある。 ・無縁化している墓が4～5基残っている。以前に文化課と共に官報に掲載し撤去をしたことがある。そのこともあり無縁化している墓は問題と思っている。 ・我如古区民のお墓のほとんどは我如古公園周辺にある。 ・我如古区の墓は集約されているので、苦情が少ないのではないか。
	東地区	<ul style="list-style-type: none"> ・墓と墓の間だが狭くアクセスしにくい。入口道路の整備が必要。 ・湧水があり排水問題がある。 ・愛知地区では住宅に接した墓は少ない。 ・駐車場の整備。全ては無理なので法事程度の対応が良い。 ・移転が必要な場合、移転先を設ける問題がある。 ・行政が墓地整備に関する方針を示し、議論する方法が望ましい。 ・住宅地に墓を造ったのではなく、墓の近くに人が寄ってきたという認識と対応が望まれる。 ・墓地周辺の整備に際しては、行政と権利者等が意見を交わし進める必要がある。
新たな個人墓地について	北地区	<ul style="list-style-type: none"> ・喜友名区は二男・三男のお墓は建てず、長男家の墓に入るところもあると聞いている。それだけ土地が無いということなのは。 ・土地が無いので、兄弟墓を検討している人がいる。 ・墓地の規模についてだが、それぞれの価値観があるからそれぞれの要望を尊重する方が良いのでは。 ・既存のお墓は了承して新規についてはなんらかの規制が必要と思う。
	西地区	<ul style="list-style-type: none"> ・一度墓を建ててしまうと、移動させたりするのは難しい。建てていけない場所等は、市民への周知、市のパトロールが必要。 ・墓地整備に対する公的な援助をすることはできないか。 ・墓地を分筆して売ったという人がいる。 ・宇地泊地区には自治会所有の墓地（土地）がある。整備の予定はない。木々が生い茂っていて整備には多額のお金がかかる。

	南地区	<ul style="list-style-type: none"> ・嘉数の墓地に 100 坪程度のスペースはあるかもしれない。 ・墓地の立地を認める区域と、認めない区域とを設けた方が良い。 ・もっと小さい墓でも良いのではないか。 ・大謝名に違法と思われる墓地が建てられようとしている。 ・浦添から嘉数に墓を建てようとしている。
	国際学園都市地区	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地用地を探している人の相談を受けたことがある。 ・これからの問題は、次男、三男がどうするか。 ・小さい墓にしたいが周りのバランスを考えるとそうも言っていないと思う。 ・一族は皆同じ墓に入れば良い。だが、沖縄の文化の問題もある。
	東地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内にも墓を造られる場所がある。
新たな公営墓地について	北地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公営の墓地を造ることも考えないといけないだろう。ビル型の共同墓もあると聞いている。 ・墓地がない人はメモリアルパーク等を利用しているという話も聞いている。 ・集約化が一番。ただ、宜野湾市にそれができる場所はないのでは。駐車場とか考えると。 ・公営の墓地で永代供養できる施設があれば良い。 ・新しい考え方のお墓のあり方をお年寄りに理解させるのは困難だが、これからの世代には可能なのでは。永代供養等。
	西地区	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な面積としては問題ないだろうが、建てられる場所がない。選定が難しそう。 ・墓地公園みたいな公園タイプがいい。 ・墓地の規模が小さくなっているので、供給量も従来に比べてまかないやすくなる。 ・嘉数の河川の近く、よう壁を兼ねた壁型墓地を造るのはどうか。 ・大山地区の場合、大山貝塚の周辺に寺等を誘致して、墓地にしてはどうか。 ・市内で出来る限り集落内に墓がほしい。 ・配列等の見て美しいと感じる、観光資源になるような墓地整備ができると良い。 ・公営墓地を設けて、公的に管理されるのが理想。 ・基地返還を待っていたらいつになるか分からない。基地以外の市域での確保を具体的に考えて頂きたい。
	南地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公園墓地を併設し、無縁墓地を整理した方が良い。 ・墓地公園を造り、災害時の避難場所にすると良い。 ・高層団地型の墓地も検討しては。
	国際学園都市地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市営の墓地公園を考えた方が良い。今のうちにフェンス沿いを確保した方が良い。 ・市で管理している墓はないのか。 ・今後、公営による墓地整備は賛成です。
	東地区	<ul style="list-style-type: none"> ・神山地区に新規の墓地を建てられる可能性のある場所がある。 ・墓と墓に囲まれた窪地を墓地として利用が可能では。

2-6 将来墓地需要の推計

(1) 意向調査による墓地需要世帯の割合

1) 宜野湾市で墓地を必要としている割合

宜野湾市内に墓地を求めている世帯の割合は、50.2%（新たに墓地を求める430世帯の内、宜野湾市内に求める世帯は216世帯）です。その内、「公共が管理する霊園を使用したい」が45.8%で約半数の世帯が公共墓地を求めています。

表 2-6-1 墓地を求めている方（新たに墓地を求める人×墓地の形態×求める場所）

	宜野湾市内		宜野湾市外		その他		無回答		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
個人・家族・親族で墓地を取得したい	101	46.8%	41	48.2%	25	32.5%	13	25.0%	180	41.9%
民間が管理する霊園を使用したい	9	4.2%	17	20.0%	10	13.0%	3	5.8%	39	9.1%
公共が管理する霊園を使用したい	99	45.8%	26	30.6%	32	41.6%	12	23.1%	169	39.3%
その他	4	1.9%	1	1.2%	9	11.7%	4	7.7%	18	4.2%
無回答	3	1.4%	0	0.0%	1	1.3%	20	38.5%	24	5.6%
合計	216	100.0%	85	100.0%	77	100.0%	52	100.0%	430	100.0%

2) 市内に求める墓地の形式別割合

市内に求める墓地の形式については、「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が45.8%、「永代供養をしてくれる施設型共同墓」が39.8%となっています。

表 2-6-2 墓地を求めている方（新たに墓地を求める人×墓地の形式×求める場所）

	宜野湾市内		宜野湾市外		その他		無回答		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい	99	45.8%	36	42.4%	25	32.5%	15	28.8%	175	40.7%
墓の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい	86	39.8%	33	38.8%	26	33.8%	20	38.5%	165	38.4%
自然葬など新たな葬送（遺体を粉末にして海や山などに散布）を考えたい	20	9.3%	11	12.9%	16	20.8%	10	19.2%	57	13.3%
その他	4	1.9%	4	4.7%	8	10.4%	1	1.9%	17	4.0%
無回答	7	3.2%	1	1.2%	2	2.6%	6	11.5%	16	3.7%
合計	216	100.0%	85	100.0%	77	100.0%	52	100.0%	430	100.0%

3) 墓地の所有形態別割合

墓地の所有形態では、個人・家族では「家族墓」が最も多く5割を占め、民間や公共では「施設型共同墓」が多く約4割を占めています。

表 2-6-3 所有形態別希望する墓地の種類（宜野湾市内）

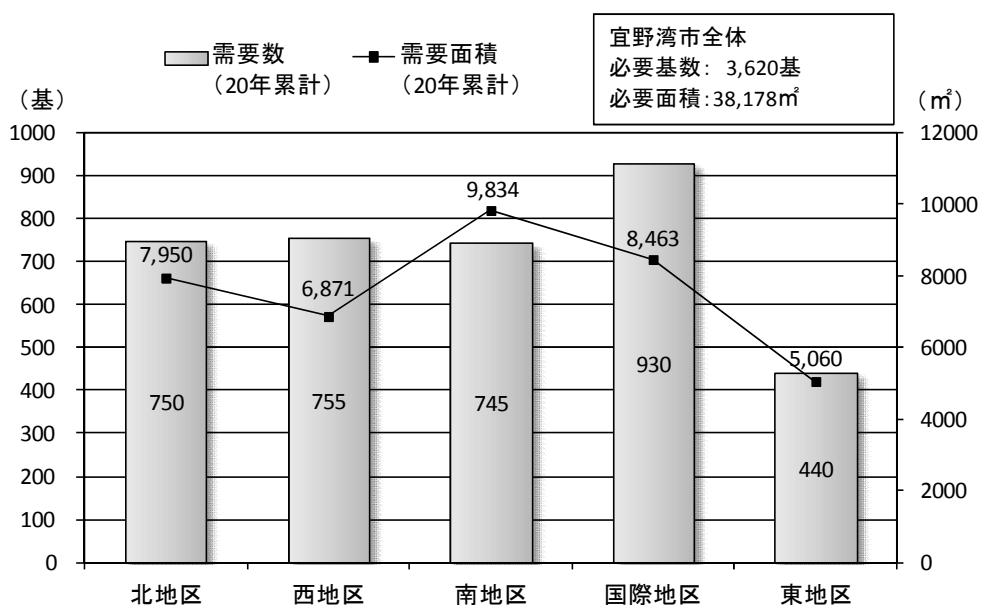
	個人・家族		民間		公共		その他		無回答		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
家族墓	57	50.9%	3	25.0%	34	28.8%	1	25.0%	0	0.0%	95	38.2%
門中墓	9	8.0%	0	0.0%	8	6.8%	0	0.0%	1	33.3%	18	7.2%
兄弟墓	13	11.6%	2	16.7%	7	5.9%	1	25.0%	1	33.3%	24	9.6%
模合墓	1	0.9%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.8%
施設型共同墓	0	0.0%	5	41.7%	44	37.3%	1	25.0%	1	33.3%	51	20.5%
その他	3	2.7%	1	8.3%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	5	2.0%
無回答	29	25.9%	1	8.3%	23	19.5%	1	25.0%	0	0.0%	54	21.7%
合計	112	100.0%	12	100.0%	118	100.0%	4	100.0%	3	100.0%	249	100.0%

(2) 墓地需要数

本計画の墓地需要数は、アンケート調査による「新規発生需要量」を採用し、基数：3,620基、面積：38,178m²とします。理由は以下の通りです。

- ①市民の直接的な意向を反映したものとする。
- ②最低限の対応として、現在、墓地を所有していない人への供給を優先する必要がある。
- ③移転及び新規建設等の建替え意向者に対しては、現在所有墓の有効活用等を促し、新たな需要を極力低減する。

図 2-6-1 20年後（H44）までに必要な墓地基数及び墓地面積



需要量の推計方法については、次項に示す通りです。

(3) 墓地需要量の推計

墓地需要量の推計は、「①簡易予測式（沖縄大学吉川博也教授の算出式）」、「②アンケート調査による新規需要量」の2パターンを求め、①と②の平均値から算出しました。墓地需要面積については、墓地需要量推計値にアンケート調査結果より新設墓地の希望面積の平均値（地区別）を乗じて求めました。推計方法と結果については以下に示す通りです。

①簡易予測式(沖縄大学吉川博也教授の算出式)による需要量

- ・総人口 × 13 ÷ 10,000 = 年間墓地需要数
- ・総世帯数 × 4 ÷ 1,000 = 年間墓地需要数
- ・死亡者数 × 0.2 = 年間墓地需要数

上記3つの数値の平均を年間墓地需要数として求めます。なお、墓地需要面積については、下記の式により求めます。

- ・年間墓地需要面積 × 墓地平均面積^{※1} = 年間墓地需要面積

※1 墓地平均面積：アンケート調査による新規墓地の希望面積の平均値を採用。（詳細は表 2-6-4 を参照）

表 2-6-4 アンケート調査結果による新規墓地の希望面積（平均値）

	北地区	西地区	南地区	国際学園都市地区	東地区	宜野湾市全体
平均値 (m ²)	10.6	9.1	13.2	9.1	11.5	10.7

表 2-6-5 簡易予測式による需要量の算出結果

①簡易予測式	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
人口による試算	122	122	123	124	1,220	2,455
世帯数 //	143	141	147	149	1,420	2,900
死亡者数 //	125	156	170	183	1,405	3,170
年間墓地需要数	130	140	146	153	1,350	2,845
墓地需要面積 (m ²)	1,374	1,483	1,546	1,617	14,285	30,097

②アンケート調査による新規需要量

- ・世帯数 × 世帯当たり人員^{※1} × 墓非所有率^{※2} × 死亡率^{※3}
- ・年間墓地需要数 × 墓地平均面積^{※4} = 年間墓地需要面積

※1 世帯当たり人員：「国勢調査」（平成 22 年 10 月）による世帯当たり人員 2.5 人を採用。

※2 墓非所有率：アンケート調査で「墓を持っていない」×「墓を取得する予定」と答えた者の割合 34.3%を採用。

※3 死亡率：「沖縄県人口動態総覧」（各年 12 月）より、過去 5 年間の死亡率の平均値 7‰（人口千対）を採用。

※4 墓地平均面積：アンケート調査による新規墓地の希望面積の平均値を採用。（詳細は表 2-6-4 を参照）

表 2-6-6 アンケート調査による新規需要量の算出結果

②アンケート調査による 新規発生需要量	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	213	214	218	224	2,135	4,345
墓地需要面積 (㎡)	2,241	2,257	2,297	2,356	22,477	45,736

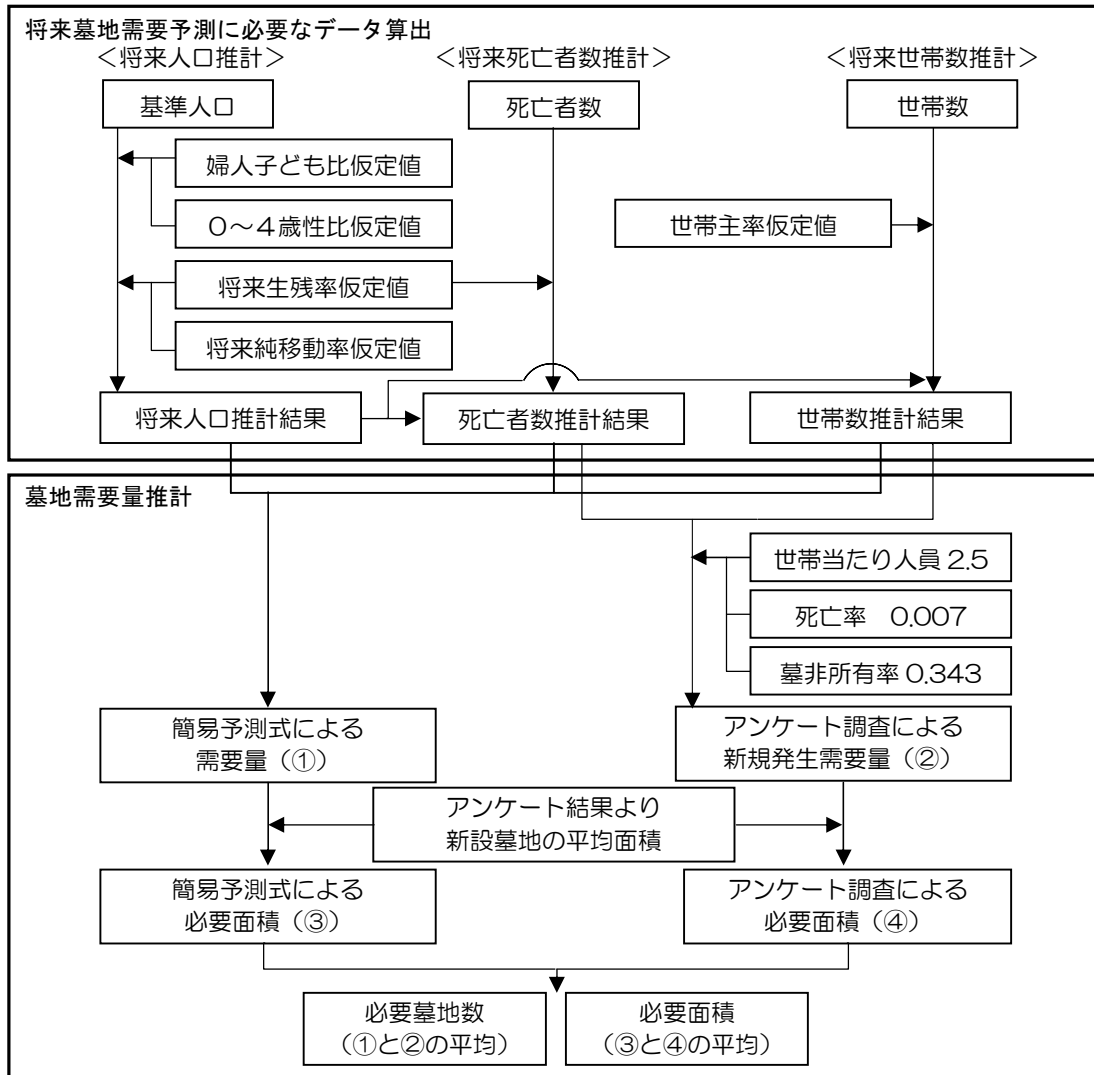
③①と②の平均値による新規需要量

表 2-6-7 新規需要量の算出結果

③ ①と②の平均値	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	173	178	183	190	1,755	3,620
墓地需要面積 (㎡)	1,824	1,880	1,932	2,003	18,511	38,178

【参考】墓地需要の求め方

1. 将来墓地需要予測の流れ



2. 個別項目の考え方

(1) 将来人口推計

将来人口推計は、コーホート要因法によって算出した。0～4歳人口は、婦人子ども比を採用することで、年によって変化する合計特殊出生率の影響を受けないようにした。5歳以上の人口については、基準人口に（生残率＋純移動率）を乗じることで算出した。

基準人口は、平成22年国勢調査における町丁・字別毎の年齢（5歳階級）男女別人口を集計した。尚、年齢不詳者については全人口に対する年齢別割合により按分した。

(2) 婦人子ども比仮定値と0～4歳性比仮定値

将来の0～4歳人口の推計に当たり、市区町村の出生データは年により大きく変動することから、婦人（15～49歳の女性）人口当たりの子どもの割合である婦人子ども比仮定値を使用した。婦人子ども比で求められた0～4歳人口を男女別に振り分けるために、将来の0～4歳性比の仮定値を使用した。数値は国立社会保障・人口問題研究所の平成20年人口推計結果における仮定値を採用した。

(3) 生残率仮定値と純移動率仮定値

コーホート要因法により将来人口推計を行うに当たり、国立社会保障・人口問題研究所の平成20年人口推計結果における将来の生残率仮定値と純移動率仮定値を採用した。

(4) 将来死者数推計

死者数は、推計した年齢（5歳階級）男女別人口に年齢（5歳階級）男女別死亡率（1－生残率）を乗じることにより算出した。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果における将来生残率は5年を一括りとした生残率であるため5年分の死者数が算出される。そのため、推計した死者数を5で除することにより、年平均値を求めた。

(5) 将来世帯数推計

将来世帯数は、基準人口に将来世帯主率を乗じることにより算出した。将来世帯主率は、国立社会保障・人口問題研究所の世帯数推計結果（平成21年12月）における世帯主の男女・年齢5歳階級別世帯主率を採用した。

3. 人口・世帯等の推計結果

宜野湾市全体

	実績値	推計値			
	H22年 (2010)	H25年 (2013)	H30年 (2018)	H35年 (2023)	H40年 (2028)
人口	91,928	92,875	94,116	94,739	94,836
世帯数	36,361	35,320	35,357	36,399	37,228
死亡者数	473	626	781	848	917

4. 地区別の推計結果

北地区

①簡易予測式	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
人口による試算	25	25	25	25	250	500
世帯数 "	29	29	30	30	290	590
死亡者数 "	29	37	39	40	330	725
年間墓地需要数	28	30	31	32	290	605
墓地需要面積 (㎡)	297	318	329	339	3,074	6,413

②アンケート調査による 新規発生需要量	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	43	44	44	45	435	880
墓地需要面積 (㎡)	456	466	466	477	4,611	9,328

③ ①と②の平均値	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	36	37	38	39	365	750
墓地需要面積 (㎡)	382	392	403	413	3,869	7,950

西地区

①簡易予測式	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
人口による試算	26	26	26	27	260	525
世帯数 "	30	30	31	32	300	615
死亡者数 "	25	30	33	36	275	620
年間墓地需要数	27	29	30	32	280	590
墓地需要面積 (㎡)	246	264	273	291	2,548	5,369

②アンケート調査による 新規発生需要量	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	45	45	46	48	450	920
墓地需要面積 (㎡)	410	410	419	437	4,095	8,372

③ ①と②の平均値	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	36	37	38	40	365	755
墓地需要面積 (㎡)	328	337	346	364	3,322	6,871

南地区

①簡易予測式	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
人口による試算	25	25	25	25	250	500
世帯数 "	29	29	30	30	290	590
死亡者数 "	27	35	38	41	310	705
年間墓地需要数	27	30	31	32	285	600
墓地需要面積 (㎡)	356	396	409	422	3,762	7,920

②アンケート調査による 新規発生需要量	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	43	44	45	45	435	885
墓地需要面積 (㎡)	568	581	594	594	5,742	11,682

③ ①と②の平均値	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	35	37	38	39	360	745
墓地需要面積 (㎡)	462	488	502	515	4,752	9,834

国際学園都市地区

①簡易予測式	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
人口による試算	31	31	32	32	310	630
世帯数 "	38	36	38	39	370	755
死亡者数 "	28	34	38	42	310	710
年間墓地需要数	32	34	36	38	330	700
墓地需要面積 (㎡)	291	309	328	346	3,003	6,370

②アンケート調査による 新規発生需要量	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	57	55	57	59	560	1,140
墓地需要面積 (㎡)	519	501	519	537	5,096	10,374

③ ①と②の平均値	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	45	45	47	49	450	930
墓地需要面積 (㎡)	410	410	428	446	4,095	8,463

東地区

①簡易予測式	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
人口による試算	15	15	15	15	150	300
世帯数 "	17	17	18	18	170	350
死亡者数 "	16	20	22	24	180	410
年間墓地需要数	16	17	18	19	165	350
墓地需要面積 (m ²)	184	196	207	219	1,898	4,025

②アンケート調査による 新規発生需要量	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	25	26	26	27	255	520
墓地需要面積 (m ²)	288	299	299	311	2,933	5,980

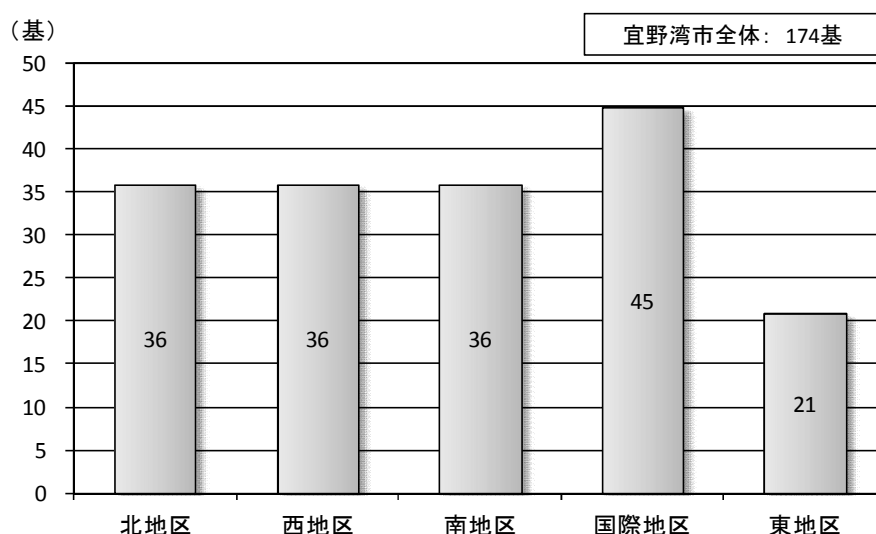
③ ①と②の平均値	H25～29年 (年平均)	H30～34年 (年平均)	H35～39年 (年平均)	H40～44年 (年平均)	H34年 10年累計	H44年 20年累計
年間墓地需要数	21	22	22	23	215	440
墓地需要面積 (m ²)	242	253	253	265	2,473	5,060

(4)無縁墓地の推計

墓地需要予測で求めた墓地需要数に、「平成 21 年度宜野湾市墓地実態調査」による無縁墓地の出現率 4.8%（市全体墓地基数 3,529 基に対する「何年も管理が行われていない」の墓地基数 171 基の割合）を乗じた数を将来無縁墓地数としました。

その結果、20 年後（平成 44 年）までに市全体で 174 基の無縁墓地が出現する可能性があります。これらが無縁墓地として合祀墓地へ改葬^{※1}することで、無縁墓地が存在していた場所に新築の墓を建てることができると考えられます。

図 2-6-2 20 年後（H44）までに出現する無縁墓地数



【参考】※1 無縁墓地の改葬の手順

厚生労働省「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」3条による無縁墓地の改葬手順は以下の通りです。

1. 死亡者の本籍・氏名ならびに墓地使用者・死亡者の縁故者・無縁墳墓に関する権利を有する者に対し、1年以内に申し出るべき旨を官報に掲載する。
2. 1. と同じ内容の書かれた立て札を墓の見やすいところに一年間設置する。
3. 1. 及び2. を行って、名乗り出る者がいなければ、必要書類（官報の写しと立て札の写真・墓地の写真・その他）を市町村長に提出する。

以上の手続きを行って「無縁墳墓」と認定された場合、墓地管理者側で改葬することができます。

2-7 墓地施策に係る計画課題

(1) 現況調査による課題の抽出

1) 市域の概況から見た墓地の課題

本市は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候帯に属しており、植物が繁茂しやすい環境です。そのため、既存墓地の所有者に対して墓の適正管理や良好な環境維持を促す働きかけが必要です。

人口・世帯共に増加傾向にあり、特に高齢世帯の増加、死亡者数の増加が見られ、新規墓地の需要が高まると考えられます。また、核家族化の進行に伴い、墓の管理者や後継者がいないなど、無縁墓地の発生が予測されます。無縁墓地にならないよう、普段から啓発や管理・監視を行い、既に無縁化しているものには適切な措置を講じるためのルールが必要です。

無許可墓地及び違法な土地に造られた墓地等は、生活環境や景観の悪化、土地利用に支障をきたす可能性があります。自動車のすれ違いができない狭あい道路（一般に4m未満の道路）の近くに墓地が集積している箇所もあり、清明祭等で交通渋滞を引き起こす原因となります。住環境に支障をきたしている場合、墓の緑化や墓の移設等、良好な墓地環境の維持が必要です。また、これ以上違法墓地を増やさないためにも監視体制を強化し、罰則を設けるなど検討が必要です。

現況の土地利用は、大半が宅地と軍用地で占められており飽和状態であるため、今後の墓地用地の確保が難しい状況にあります。効率的な土地利用を図り、墓地需要に対応した供給量の確保が必要です。

市域の概況から見た墓地の課題

- 既存墓地の適正管理、墓の緑化等の良好な環境の維持が必要。
- 新たな墓地需要に対応した供給量の確保が必要。
- 無縁墓地の発生を防ぐため、適正管理の啓発や監視等の対策が必要。
- 無許可墓地の散在を防ぐための監視体制の強化や罰則の検討が必要。

2)墓地実態調査から見た墓地の課題

墓地実態調査では、3,529基の墓地が確認されています。多くの墓が字単位で集積していますが、大謝名や嘉数等では墓が散在し、宅地と墓地の混在が見られ、計画的な土地利用に支障をきたす要因となっています。新規墓地の立地については、法規制や住環境に配慮して選定する必要があります。個人墓地については、個人墓地禁止区域と墓地区域を明示し、判断が明確となる情報提供が必要です。墓地経営許可申請制度の啓発が必要です。

管理されていない無縁化していると考えられる墓が約5%あり、空き墓や無縁墓地等の適切な措置と有効活用を積極的に進める必要があります。

家型墓が7割を占め、新規墳墓も家型墓が主流になると考えられます。

墓地実態調査から見た墓地の課題

- 宅地と墓地の混在箇所は墓の緑化や墓の移設等、住環境へ配慮した良好な墓地環境の維持が必要。
- 新規墓地の立地については、法規制や住環境に配慮した立地規制の設定が必要。
- 無縁墓地や空き墓の管理、有効活用等の対策が必要。

3)墓地に係る上位・関連計画から見た墓地の課題

墓地基本計画に関係する上位・関連計画は、「沖縄県墓地公園整備基本指針」、「第三次宜野湾市総合計画」、「宜野湾市都市計画マスタープラン」、「宜野湾市緑の基本計画」等が挙げられます。本計画は、これらの上位・関連計画との整合性を図る必要があります。

個人墓地の規制について、「沖縄県墓地公園整備基本指針」では、新たな墓について、公営墓地の整備を促進し、既存の墓地地域周辺での建設が望ましく、山間へき地等で公営墓地が利用できないという場合を除いて許可を行わない方針を示しています。また、無許可の個人墓地については、条例化による県及び市町村の連携のもと、違反者への勧告、氏名公表等の実効性ある適切な行政指導を可能にしていくことが必要であると述べられています。

「第三次宜野湾市総合計画」では、墓地設置についての理解促進、市街地整備等における墓地の集約化、墓園(都市計画墓園)、土地集約型墓地整備の検討を行うこととしています。

「宜野湾市都市計画マスタープラン」では、快適な生活環境の構築のため、土地集約型の墓地の形成を検討し、普天間飛行場の跡地利用を見据えて、新たな市街地の形成に対応した墓地公園の確保を検討することとしています。

「宜野湾市緑の基本計画」では、普天間飛行場の跡地利用を見据えて小規模な墓地を集約化し、墓地の緑化を推進することとしています。

上位・関連計画から見た墓地の課題

- 墓地の集約化、墓園、公営墓地の整備検討が必要。
- 条例化による違反者への勧告・公表など、適切な行政指導を可能にすることが必要。
- 普天間飛行場の跡地利用を見据えた墓地公園の確保の検討が必要。
- 墓地の緑化の推進が必要。

4)土地利用規制状況から見た墓地の課題

本市における墓地の設置に関わる土地の法規制については、「農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）※該当箇所無し」、「地域森林計画の対象民有林（森林法）」、「保安林（森林法）※該当箇所無し」、「地すべり防止区域（地すべり等防止法）※該当箇所無し」、「急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）」、「市街化区域・用途地域（都市計画法）」、「市街化調整区域（都市計画法）」が対象として挙げられます。

法令によっては開発が規制されており、都市計画法等の場合、一定規模以上の開発を行う場合は県知事の許可が必要となっています。また、急傾斜崩壊危険区域等の個別法では墓地の立地は規制されています。

このような法令に基づく適正な土地利用の推進を図ると共に、今後の無許可墓地の立地を防止するためにも対策や監視等を講じる必要があります。

土地利用規制状況から見た墓地の課題

- 新規墓地の許可申請制度の周知徹底が必要。
- 無許可墓地の監視・行政指導体制の整備が必要。

5)市民意向調査から見た墓地の課題

①墓地取得の意向

新規墓地の取得意向は、「5年以内に取得する」（4.6%）、「5～10年以内に取得する」（1.6%）、「時期は決まっていないが取得を検討している」（16.8%）と、2割強が取得する意向です。どのような土地にお墓を希望するかについて、「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が4割、「公共が管理する霊園を使用したい」が4割で、公営墓地の需要が高くなっていることがうかがえます。

墓地の形態について（複数回答）、「家族墓」が54.1%、「施設型共同墓」が15.5%となっており、家族墓が最も多く支持されています。墓地の規模については、「1坪未満」が26.0%、「1坪～3坪」が24.9%、「3坪～6坪」が17.7%で、6坪以下が約7割を占めており、比較的小規模な墓地を希望されていることがうかがえます。

墓地取得の意向から見た課題

- 個人墓地に代わる公営墓地の整備検討が必要。
- 家族墓の他に、小規模な施設型共同墓等の新たな形式について検討が必要。
- 墓地の規模は、6坪以下を求める需要者が多い。

②今後の墓地のあり方

墓地の今後のあり方については、「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が5割を占め、「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」の3割と合わせて約8割が墓地の集約を希望しています。

宜野湾市内で墓地を集約する場所については、「基地返還後の跡地」が最も多く32.8%、「住宅地から離れている場所」が29.9%、「既存の墓地が集積する地区」が27.2%となっています。

墓地の規制・誘導の方向として市民の意向を踏まえると、基地返還後の跡地に集約することが求められていますが、現段階では返還時期等が定まっているわけではなく、具体的な方向づけが難しい状況です。そのため、新たな墓地の設置については、市域全体で新たな墓地用地の可能性を検討すると共に、地区単位での既存墓地の集積地やその周辺域等の利用を視野に入れた集約化が望ましいと考えられます。

今後の墓地のあり方の意向から見た課題

- 墓地の散在を防ぐため、墓地の規制・誘導が必要。
- 集約化の場所と規模は、基地返還後の跡地が最も需要が高い。
- 既存の墓地が集積する地区ごとを対象とした地区レベルでの集約化が必要。

③墓地や葬送のあり方

墓地や葬送のあり方については、「伝統的な沖縄の葬送を継承したい」が42.1%、「永代供養をしてくれる施設型共同墓を利用したい」が36.6%、「自然葬など新たな葬送を考えたい」が12.8%となっています。

伝統的な沖縄の葬送を継承したい人が最も多い結果であるものの、施設型共同墓や自然葬等の、多種多様な葬送への関心が高いことがうかがえます。

墓地や葬送のあり方の意向から見た課題

- 沖縄の伝統的な様式を継承しつつ、新たな墓地形態ニーズへの対応も必要。

④市内の墓地に対する意見

市内の墓地については、「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が43.9%と最も多く、「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が34.2%などとなっています。

市内の墓地について、特に問題を感じない人が多く占めているものの、衛生・防犯等の面から問題であると感じている人もおり、墓地の清掃や適正管理の促進、墓地緑化等による良好な環境づくりが必要です。

市内の墓地に対する意向から見た課題

○既存墓地は、適正管理を促進し、清掃や緑化等による良好な環境づくりが必要。

6)将来墓地需要の推計から見た墓地の課題

本市は、平成44年までに3,620基、38,178m²の墓地需要があると推計されます。

新たに墓地を求める人の内、公営墓地を希望する人は39.3%であり、公営墓地の整備が急務となっています。

また、無縁墓地は174基発生すると推計され、無縁墓地の移転・改葬等の利活用できる方策を検討し、有効な土地利用を図る必要があります。

将来墓地需要の推計から見た課題

○平成44年までに3,620基、38,178 m²の墓地が必要。

○公営墓地の整備が必要。

○無縁墓地の移転・改葬等による土地の有効活用が必要。

(2)計画課題の整理

現況調査結果による課題を踏まえ、導き出された計画課題を以下に示します。

1)墓地の適正管理

- 墓地は各所に散在しており、宅地と墓地の混在が見られる所もあります。市民意向調査によると、生活環境、衛生・防犯の面で良くないと感じている人が3割見られ、既存墓地の適正管理を推進し良好な環境を維持する必要があります。
- 市内の墓地には、管理されていない無縁化している可能性の高い墓地が約5%あります。さらに、少子高齢化や核家族化の進行により墓地を管理する継承者がいなくなることで無縁墓地の増加が考えられます。沖縄では、個人所有の土地による墓地の立地が多いことから、無縁墓地が生じた場合に改葬等がしづらいことを踏まえ、無縁墓地にならないよう、普段から啓発や管理・監視を行い、既に無縁化しているものには適切な措置を講じるためのルールが必要です。
- 市内において無許可で墓地が造られている事例が見られ、様々な問題を発生・深刻化させることにもなり得ます。無許可墓地については、墓地台帳の整備による墓地管理の徹底、地域による監視体制の構築、市民及び墓地業者への墓地理葬法の周知徹底、勧告・公表等の罰則の強化や撤去対策の検討等を進め、無許可墓地の解消と新たな発生防止対策を講じる必要があります。
- 本市には、洞窟墓、掘込墓等の古墓が約168基分布しています。これらの墓は、古墓群を形成するなど、文化的な価値が高い可能性があります。そのため、調査を進めながらその保全方法を検討し、文化財としての次代への継承が必要です。また、亀甲墓や破風墓等は、地域固有の風土景観を創り出しており、貴重な景観資源となっています。これらの墓は、門中墓がほとんどであることから、管理や継承も良好であり、保全すべき墓と位置付けられます。

2)墓地需要への対応

- 本市では平成44年までに3,620基(約3.8ha)の墓地が必要になると推計されます。公共が管理する墓園・墓地の利用意向が高い傾向にあり、公営墓地による供給体制を整える必要があります。
- 既存の公営墓地は野嵩霊園がありますが、区画数は全て利用されている状態であり、市内の墓地需要に対応しきれない状態です。宗教法人や公益法人等の民間による墓地供給体制も視野に入れつつ、公営墓地、民間墓地による墓地供給でも対応できない分については、個人墓地での対応が必要です。
- 墳墓の形式のあり方は、沖縄の伝統を継承する意向は42.1%と高いですが、施設型共同墓等の新しい形式での希望も36.6%あります。多様化する市民の価値観に対応できる墓地供給の形を検討していく必要があります。

3)適正な墓地立地の規制と誘導

- 墓地分布状況は、市街地や集落に集積しているものが見られます。個人墓地を広く認めると、無秩序な散在化を招き、地域の生活環境への悪影響だけでなく、道路整備や区画整理事業、公共施設の整備等の土地利用に支障をきたす可能性があります。市民の意向では8割の人が規制・誘導の意向を示しており、市の上位・関連計画との整合を図りながら、規制・誘導の基準となる個人墓地禁止区域の設定が必要です。
- 新規墓地の立地については、法令の周知徹底を図ると共に、監視体制の強化が必要です。

4)計画的な墓地施策の展開

- 前述の適正管理、墓地立地の規制・誘導を推進していくためには、基準となるルール設定が必要です。実効力のある墓地行政を担保するため、宜野湾市の墓地の実情に合わせた条例の制定が必要です。
- また、本市では平成24年4月より県から墓地の経営許可事務の権限移譲を受けたことから、墓地情報の管理や、経営許可申請の受付を行うに当たって、より効率的に運用するための墓地台帳システムの構築が必要です。

第3章 墓地基本計画がめざすもの

3-1 墓地施策の基本目標

(1) 墓地の将来像

墓地を取り巻く現況把握及び墓地施策の取り組み課題として、大きくは、既存墓地の適正管理、新たな墓地需要への対応、適正な墓地立地の規制と誘導、計画的な墓地施策の展開が挙げられます。

また、第三次宜野湾市総合計画では、将来都市像として「市民が主役の『ねたて』の都市・ぎのわん」を掲げています。この将来都市像を構築するために、次の5つの基本目標を設定しています。教育・文化・市民参加の面からは「市民とともに歩み響きあう都市」を、経済産業面からは「創意工夫に満ちた元気な都市」を、福祉・防災の面からは「安心して住み続けられる都市」を、環境対策・都市基盤整備の面からは「持続発展可能な美しい都市」を、さらに基地からの自立観点からは「平和で発展する都市」としています。

これらの都市づくりと市民にとってかけがえのない墓地との共存を考え、今後の本市における墓地の将来像を「地域文化に根ざした墓地と人・都市が共存するまちづくり」とします。

(2) 施策の基本目標

計画課題を解決するため、墓地基本計画に係る基本目標を次のように設定します。

基本目標 1

既存墓地の適正管理に努め、居心地の良い快適な環境づくりをめざします

既存墓地を取り巻く課題として、住宅と墓地の混在、墓地管理の不十分さによる環境の悪化、無縁墓地及び空き墓の発生による生活環境や景観の悪化、無許可による無秩序な墓地の立地、農地の墓地化等が挙げられます。

既存墓地の管理不十分や荒廃による生活環境の悪化や景観の阻害を招かないよう、管理ルールの取り決めや監視体制の強化等を図っていきます。また、無縁墓地や空き墓等については、所有者又は管理者を探し、管理や必要に応じて移転等を促すと共に、所有者不明の場合は、適正な手続きによる合祀や跡地利用を促進します。無許可墓地には無許可の実態を所有者に知らせると共に、拡大しないよう墓地業者も含めて啓発活動を展開します。このように既存墓地の適正管理と対策を講じ、良好な環境の維持・創出をめざします。

基本目標 2

新たな墓地需要に応える墓地の整備を推進します

本市では平成 44 年までに 3,620 基（約 3.8ha）の墓地が必要になると推計されます。また、墳墓の形態や埋葬方法も多様化する傾向にあります。市域における新たな墓地の立地に関する適地は、宅地等の土地利用が進んでいることから、非常に厳しい状況下にあります。

このように墓地需要に対する墓地の確保が厳しい状況を踏まえ、既存墓地の有効活用や埋葬方法の多様化による墓地のコンパクト化等を啓発・促進すると共に、市域における新たな墓地の整備と広域的な墓地施策による墓地の確保等を推進します。

基本目標 3

墓地立地とまちづくりとの調和に向けた規制・誘導のルールをつくります

沖縄県では個人墓地を容認してきた背景があり、そのことが無秩序な墓地の散在化や道路整備・区画整理事業及び公共施設の整備等の土地利用に支障をきたす要因となっています。

さらに、今後、想定される墓地需要に応えるための墓地整備が求められています。しかし、本市は市街化をはじめとする土地利用の発達により、新たな墓地立地は厳しい状況にあると言えます。

このような問題に対応するために、墓地と住宅地の混在を軽減又は防止に努めると共に、計画的な土地利用及びまちづくりの推進、新たな墓地需要に対する墓地整備等を総合的に取り組み、墓地立地とまちづくりの調和ある展開をめざします。

また、新たな墓地需要による個人墓地の新設等が想定されることから、新たな無許可墓地の立地を抑制するために、個人墓地禁止区域等の地域指定を行います。

基本目標 4

墓地行政を計画的に運用する仕組みをつくります

個人墓地の規制・誘導等の墓地行政の新しいルールや基準を設定しても、本計画を策定しただけではその実効力を担保することができません。そのため、実効力を担保する「(仮称)宜野湾市墓地、埋葬等に関する条例」の制定を検討し、墓地行政を計画的に運用していくための仕組みをつくります。

また、無縁墓地や空き墓の発生防止に備えた墓地台帳システムの整備を行います。

3-2 施策の方向

(1) 既存墓地の適正管理に努め、居心地の良い快適な環境づくりをめざします

1) 生活環境の維持・向上

墓地実態調査より、ほとんどの墓地が住宅と隣接して立地している状況から、より一層墓地周辺の良好な環境づくりが必要となります。このため、既存墓地の適正管理に向けたルールづくりや、管理徹底の啓発、構造の改善及び植樹等による景観の改善、交通や衛生対策の推進、無縁墓地の適切な措置と発生予防対策等を推進します。

2) 無縁墓地及び空き墓対策

今後、無縁墓地や空き墓は、核家族化や少子化の進展に伴い、一層の増加が予測されます。無縁墓地や空き墓は管理がなされなくなることから、荒廃が生じ、生活環境の悪化、景観の阻害、防犯の低下等の問題を引き起こす可能性があります。

このため、無縁墓地や空き墓の発生防止に備えた監視体制の構築、発生時の適切な措置に関するルールづくりなど、予防と措置及び活用対策を推進します。

3) 無許可墓地対策

無許可墓地の解消と新たな発生防止のため、墓地台帳の整備による墓地管理の徹底、地域による監視体制の構築、市民及び墓地業者への墓地埋葬法の周知の徹底、条例による公表制度や罰則規定を盛り込むことを検討します。

また、新規墓地の建設や改装等に伴う墓地等の経営許可申請(以下、経営許可申請と言う。)時には、建設予定地へ建設計画の概要を記載した標識の設置を義務付けるなど、無許可墓地を特定できる体制づくりを推進します。

4) 伝統的な墓地、埋葬の継承

伝統的な沖縄の墓地形態を継承したいという市民意向が高いことから、伝統的な門中墓や地域の共同墓地等については存続・継承を推進します。

また、亀甲墓や破風墓等が地域固有の風土景観を形成している所では、積極的に保全するものとします。

(2) 新たな墓地需要に応える墓地の整備を推進します

1) 需要と整備量の把握

本市では平成44年までに3,620基(約3.8ha)の墓地が必要になると推計されます。これらの墓地需要に応えるための墓地供給体制の整備を推進します。

2)公営墓地の整備

墓地埋葬法では、墓地の永続的な管理の観点から原則として地方公共団体が整備するものとしています。そのため、新たな公営墓地の整備を推進します。

3)民間霊園の整備

墓地需要量に対して、公営墓地による墓地供給量がまかなえない場合については、宗教法人や公益法人等の民間による霊園整備を推進します。

4)個人墓地の整備

個人墓地は、公営墓地、民間霊園によって対応できない分のみ、ある一定のルールの下で個人墓地禁止区域以外の区域において可能とします。

5)墓地、埋葬の多様化への対応

多様化する墓地（墳墓）ニーズに対応するため、墓地用地の確保と墓地形態の多様化や墓地のコンパクト化等を推進します。また、墓地以外での樹木葬等の自然葬については、新たな環境問題等の発生が考えられることから、ルールづくりを検討します。

(3)墓地立地とまちづくりとの調和に向けた規制・誘導のルールをつくります

1)個人墓地禁止区域の設定

無秩序な墓地立地を抑制する個人墓地禁止区域を設定します。個人墓地禁止区域の設定に当たっては、都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図ります。

2)適正立地に向けた誘導

個人墓地禁止区域内に立地している既存墓地については、新たに整備された墓地や墓地区域への移転を誘導・啓発し、出来る限り墓地の集約化を推進します。

(4)墓地行政を計画的に運用する仕組みをつくります

1)宜野湾市墓地、埋葬等に関する条例の制定

墓地行政の実効性を担保する「(仮称)宜野湾市墓地、埋葬等に関する条例」を検討し、制定します。

2)墓地台帳システムの構築

県からの権限移譲を受けた経営許可申請の受付を行うに当たって、情報の一元化、個別情報の管理等を効率的に運用するための墓地台帳システムを検討し、構築します。

3-3 施策の体系

基本目標 1

既存墓地の適正管理に努め、
居心地の良い快適な環境づ
くりをめざします
【既存墓地の適正管理】

墓地緑化や適正管理による生活環
境の向上

無縁墓地の改葬、空き墓の有効活
用等による無縁墓地の減少対策

許可制度浸透による無許可墓地の
減少

伝統的な墓地、埋葬の継承

基本目標 2

新たな墓地需要に応える墓
地の整備を推進します
【新たな墓地需要への対応】

墓地需要量の把握と整備量の設定

公営墓地の整備

民間霊園の整備

個人墓地の整備

多様化する墓地、埋葬方法への対応

基本目標 3

墓地立地とまちづくりとの
調和に向けた規制・誘導のル
ールをつくります
【墓地の適正立地に向けた
規制と誘導】

個人墓地の乱立を抑制するための
個人墓地禁止区域の設定

墓地の集約、適正立地に向けた誘導

墓地等の経営許可申請に係る手続き
の周知

基本目標 4

墓地行政を計画的に運用す
る仕組みをつくります
【計画的な墓地施策の展開】

条例の制定

墓地台帳システムの構築

第4章 墓地に係る取組施策と内容

4-1 既存墓地の適正管理

(1) 墓地緑化や適正管理による生活環境の向上

本市における既存墓地の9割は個人墓地であり、所有者によって主に清明祭（シーミー）やお盆の時期に管理されています。沖縄の高温多湿な気候上、植物が繁茂しやすく、環境の悪化が見られる墓地もあります。

市ホームページ等を活用して、既存墓地の管理徹底、緑化等による景観の改善、交通やごみ処理などのマナー向上を促すための啓発を行うと共に、環境維持や向上を図るための地域住民との協働による監視体制を確立します。

(2) 無縁墓地の改葬、空き墓の有効活用等による無縁墓地の減少対策

墓地実態調査によると、無縁化していると思われる墓地は171基で全体の約5%となっています。

無縁墓地や空き墓の発生は、生活環境の悪化、景観の阻害、防犯の低下等の影響を及ぼすこととなります。また、土地の活用の面からも、多くの費用と時間がかかり、都市計画への支障も問題となります。

無縁墓地の発生を回避するため、本市では次のような対策を行います。

1) 公営墓地や納骨堂等の利用促進

適切な維持管理を受けられる公営墓地や、永代供養を行う納骨堂等の整備を推進すると共に、既に無縁化していると思われる墓地の受入先の確保に努めます。また、無縁墓地の問題点や対策について広く継続的に周知し、意識啓発を促します。

2) 継承者手続き制度の確立

無縁墓地の増加の一員として、墓地の継承が行われない「継承者不在」等が考えられます。墓地の継承を確実にを行うためには、墓地の経営者を把握しておく必要があります。そのため、墓地経営者の継承手続きの方法・手順について検討し、条例による届出義務化を検討します。

3) 無縁墓地の適切な取扱い

無縁墓地であっても、古墓等の歴史・文化的価値の高いものについては、適切な保護を推進します。

(3)無許可墓地対策

宜野湾市内で墓地をつくる場合、宜野湾市長の許可が必要となります。現存する墓地には、無許可のものも相当数含まれている可能性があります。個人墓地禁止区域を設定しても、無許可墓地への対策を講じなければ、施策の効果は期待できません。

そのため、本市では次のような対策を推進します。

1)市民への周知徹底

無許可墓地の発生を防止するため、関係法令や経営許可申請制度について、市ホームページや市報等を活用し継続的な広報を行い、市民への周知徹底を図ります。

また、市民だけでなく、他市町村から本市に墓地を求める人もいることから、近隣市町村や県と一体となった周知徹底に努めます。

2)墓地業者への周知徹底

墓地の建設に携わる墓石業者等の墓地業者に対し、関係法令や経営許可申請制度の周知徹底を図ります。また、墓地業者が墓地希望者に対して経営許可申請済みであるかの確認を行い、許可を受けていない場合には工事を行わないなどの対応を取るよう促します。

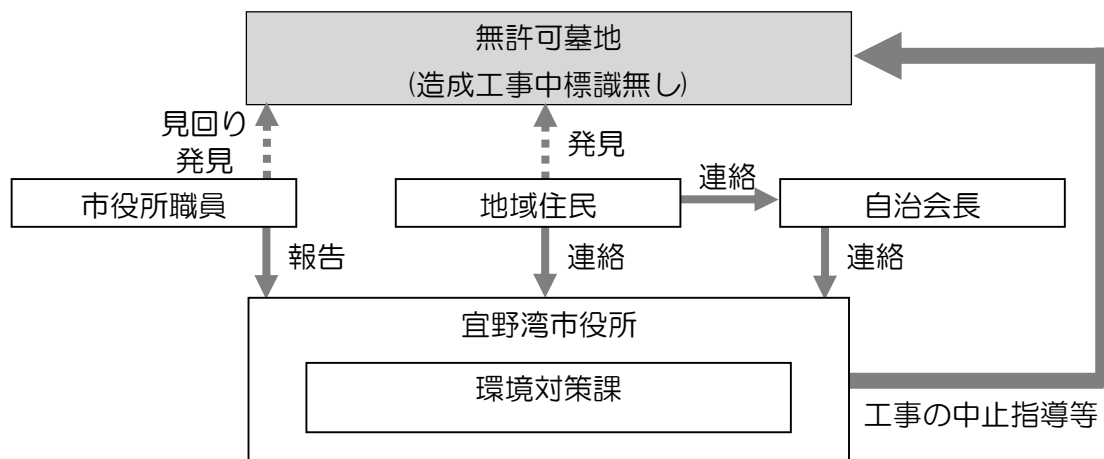
墓地業者が無許可墓地の建設に携わった場合は、罰則として墓地業者の公表等を条例に盛り込むことを検討し、無許可墓地の発生を抑制します。さらに、墓地業者の登録制についても検討します。

3)地域監視体制の確立

墳墓は土地造成後2～3日で完成する事例もあることから、行政のみによる監視体制には限界があります。また、造成期間中の墓地の許可の有無を判断するのは難しく、住民による監視も難しいものがあります。

そのため、新たな墓地の設置に対しては、経営許可申請済みの工事であることを表示した標識の設置を義務づけることとし、地域住民も交えた通報システムを整備する等、監視体制の強化方法を検討します。

図 4-1-1 地域監視体制の確立



(4) 伝統的な墓地、埋葬の継承

文化的な価値の高い古墓群を中心に、調査を進めながらその保全方法を検討し、文化財としての次代への継承を図ります。また、貴重な文化資源としての学習や地域振興等への活用も図ります。

亀甲墓や破風墓等は、地域固有の風土景観を創り出しており、貴重な景観資源となっています。このため、亀甲墓や破風墓等が地域固有の風土景観を形成している所では、積極的に保全するものとします。

表 4-1-1 宜野湾市の古墳群

大字	遺跡名称	初確認年月日	現況
野嵩	<small>ういーくしぼる しちやくしぼる</small> 上後原・下後原古墓群	—	墓地、公園
	<small>いりむていぼる</small> 西表原古墓	1981.02.26	墓地、宅地
	<small>ながさくぼる</small> 長迫原古墓群	1991.08.15	普天間飛行場
普天間	<small>あがりぼる</small> 東原古墓群	1981.02.03	墓地、原野
	カンジャーヌウィー古墓群	1982.09.27	キャンプ瑞慶覧
	スクナグ古墓群	2011.01.04	キャンプ瑞慶覧
	フィールー丘陵古墓群	1981.03.02	キャンプ瑞慶覧
	グスクンニー古墓群	2008.03.27	キャンプ瑞慶覧
新城・安仁	イシジャー流域古墓群	1981.03.03	キャンプ瑞慶覧
喜友名	<small>やまがーぼる</small> 山川原丘陵古墓群	1982.10.11	キャンプ瑞慶覧、県道
	<small>くしぼる</small> 後原丘陵古墓群	—	墓地、宅地
	<small>しーどらぼる</small> 勢頭原丘陵古墓群	—	墓地、宅地
	<small>めーぼる</small> 前原第一古墓群	2002.11.11	宅地
	<small>めーぼる</small> 前原第二古墓群	1984.04.15	普天間飛行場
伊佐	<small>めーぼる</small> 前原古墓群	1989.2003. 以前	キャンプ瑞慶覧、県道
	<small>ういーぼる</small> 上原第一古墓群	—	普天間飛行場、墓地
	<small>ういーぼる</small> 上原第二古墓群	2002.	普天間飛行場
大山	東方丘陵古墓群 (大山マヤーガマ洞穴遺跡・大山上江家 古墓を含む)	—	普天間飛行場、墓地
	<small>たきんさくーぼる</small> 岳之佐久原古墓群	2002.	普天間飛行場

大字	遺跡名称	初確認年月日	現況
真志喜	<small>しいたていぼる</small> 製立原古墓群	—	墓地
	<small>あらしぼる</small> 荒地原古墓群	1980.03.28	墓地、宅地
	グスク又ハナ古墓群	—	墓地
宇地泊	<small>いりぼる</small> 西原丘陵古墓群	1980.03.02	墓地、原野、宅地
	ハント又シチャ古墓群 (奥間ノ口墓含む)	—	普天間飛行場
大謝名	<small>いくさほなぼる</small> 軍花原古墓群	—	普天間飛行場
	<small>くいーじぼる</small> 久永地原第一古墓群	—	普天間飛行場、 墓地、宅地
	<small>くいーじぼる</small> 久永地原第二古墓群	—	普天間飛行場、 墓地、宅地
	<small>あがりぼる</small> 東原古墓群	1989.2003. 以前	墓地、原野
嘉数	<small>ひやらがわ</small> 比屋良川流域古墓群 (小禄墓含む)	1956.01.30	墓地、原野
	<small>くしぼる</small> 後原古墓群	—	墓地
	<small>うちぐすくぼる</small> 内城原古墓群	—	墓地
我如古	<small>めーぼる</small> 前原古墓群	1980.10.10	墓地
志真志	志真志川流域古墓群	—	墓地
宜野湾	シリガーラ流域古墓群	1975.11.13	普天間飛行場、 墓地、公園
神山	<small>くしぼる</small> 後原丘陵古墓群 (ウクマバカ洞穴遺跡・カンミン遺跡を 含む)	1989.2003. 以前	普天間飛行場
	<small>くるすーぼる</small> 黒数原古墓群	1998.10.09	普天間飛行場
赤道	<small>とうる がんぼる</small> 渡呂寒原古墓群 (渡呂寒原洞穴遺跡を含む)	1988.11.14	普天間飛行場
	シキロー流域古墓群	1981.09.02	普天間飛行場

出典：宜野湾市教育委員会文化課提供の資料による

4-2 新たな墓地需要への対応

(1) 需要と整備量の設定

墓地需要推計より、計画期間の平成34年までに、市全体で1,755基の墓地需要があります。また、平成44年までには3,620基の墓地需要が見込まれます。

本市では、「個人墓地禁止区域」の設定により墓地立地が可能な範囲を限定し、秩序ある墓地立地をめざす方針としています。しかし、従来容認されていた個人墓地を、規制することに対しては地域の理解・協力が必要であり、特に、個人墓地禁止区域の設定に伴い、墓地建設が困難となった場合の代替地を手当てする考え方が求められます。

このように、個人墓地の無秩序な散在防止を円滑に実現するためには、「規制」だけでなく、「誘導先」も同時に考えるべきであり、誘導先としての公営墓地や民間霊園等の整備について、検討することが必要です。

しかし、本市は市域のほとんどが市街地で構成されており、大規模な墓地用地の確保が困難となります。そのため、市民意向調査による墓地の形態別需要量を求め、意向のある最低限の基数を公営墓地として整備することとします。

表 4-2-1 宜野湾市全体で必要な墓地需要量

	H25～29年	H30～34年	H35～39年	H40～44年	H34年	H44年
年間墓地需要数	865	890	915	950	1,755	3,620
墓地需要面積 (㎡)	9,120	9,400	9,660	10,015	18,511	38,178

表 4-2-2 墓地の形態別需要量

	意向割合	H34 需要数	H34 需要面積	H44 需要数	H44 需要面積
個人で墓地を取得	46.8%	821	8,663	1,694	17,867
公営・民間が管理する霊園を使用	53.2%	934	9,848	1,926	20,311
合計	100.0%	1,755	18,511	3,620	38,178

※) その他・無回答の分は原則公営墓地でまかなうこととした。

(2) 公営墓地の整備

1) 公営墓地の整備量の設定

公営墓地の整備量は、市民意向調査と墓地需要推計より、墓地需要量の53.2%をまかなうこととします。

○平成34年目標：約934基

○平成44年目標：約1,926基

2)公営墓地の必要面積の設定

墓地用地面積は、墓地埋葬法の基準に従い、道路、通路、管理施設、緑地等の共用用地を確保するため、墳墓面積の約2倍の用地を確保することとしました。

必要な墓地用地面積は以下の通りです。

○平成34年目標：約2.0ha

【計算式】 $9,848 \text{ m}^2$ (10年累計) $\times 2 = 19,696 \text{ m}^2 \div 2.0\text{ha}$

○平成44年目標：約4.1ha

【計算式】 $20,311 \text{ m}^2$ (20年累計) $\times 2 = 40,622 \text{ m}^2 \div 4.1\text{ha}$

3)公営墓地の整備場所の検討

①規模

必要面積より、公営墓地の規模は4.1ha前後が適正規模と考えられます。

②立地条件

公営墓地は、墓地需要の受け皿となることから、ある程度の規模が求められます。そのため、一定以上の公有地やキャンプ瑞慶覧や普天間飛行場跡地等が候補地として考えられます。

また、適切な公有地が得られない場合は、民有地買収による用地取得に努めます。具体的な候補地選定の基準は以下の通りとします。

<公営墓地選定基準>

1. まちづくりに関わる土地利用計画との整合を図ることとします。^{※1}
2. 「墓地、埋葬等に関する法律」の基準に適合する土地とします。
3. 住宅地、公園等の土地の法規制上、立地が不適当な土地は除外します。
4. 地域住民の意見を聞き、合意が得られる土地とします。

【参考】※1 国土交通省「都市計画運用指針」墓園の配置要件

墓園の配置は、次の事項を考慮して計画することが望ましい。

- ア 市街地に近接せず、かつ、将来の発展を予想し市街化の見込みのない位置であって、交通の利便の良い土地に配置する。
- イ 主要な道路、鉄道及び軌道が区域内を通過又は接しない。ただし、やむを得ず通過又は接する場合は樹林による遮蔽等により墓園との空間を分断させる。
- ウ 都市計画区域内に適地のない場合は区域外に選定する。この場合、必要に応じて、関係市町村との共同施設とする。
- エ 環境保全系統の一環となるよう配置し、既存樹林等による風致は維持するとともに、必要に応じて防災系統の一環となるよう配置する。

出典：国土交通省「第5版 都市計画運用指針」(平成18年11月)

4)公営墓地の整備イメージ

①構成

本市は市域のほとんどが市街地で構成されており、大規模な墓地用地の確保が困難であるため、より多くの墓地需要に対応するには、共同納骨施設やロッカー式墓地をはじめとする施設型墓地等、コンパクトな墓地の提供も検討する必要があります。

さらに、少子高齢化の進行により、墓を継承する者がいないなどの問題が生じていることから、将来にわたって安心して利用できる墓地の形態が必要です。

これらに対応する新しい墓地の形態として考えられるものを以下に示します。

- 従来型墓地：墳墓の種類は本市に現存する墳墓で最も多い「家型墓」を主流とします。
- 施設型墓地：「共同納骨施設」や「ロッカー式墓地」の整備を検討します。
- 合祀式墓地：慰霊碑を建て、公営墓地のモニュメントとして訪れた人々が墓参りをすることができるような場所に整備します。
- サービス施設：駐車場や休憩所を設けます。
- 緑地：「墓地、埋葬等に関する法律」で、「墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。」が規定されています。また、墓地全体として、公園をイメージするような緑が多くうるおいを与える景観を目指します。
- 園路：園路は、自動車と歩行者の道を明確に分け、歩道は車椅子の方も利用しやすい段差の少ない園路を整備します。

施設型墓地・合祀型墓地の例

	定義	安置方法	参拝方法
共同埋葬の合葬式	共同納骨施設の中に棚を設け、骨壺を収蔵するタイプのお墓です。 また、納骨から一定期間経過した時点で、骨壺から遺骨を取り出し、他の方のご遺骨とともに合祀施設へ改葬します。	骨壺を他の故人と共通の棚や場所に安置します。	参拝は共同納骨施設に礼拝所を設け、利用する方法などが考えられます。
ロッカー式	屋内に設置する家族墓として、ロッカーに骨壺を納めるお墓です。 一般のお墓と同じように継承していくことが可能です。	故人別に専用の安置場所があります。	一般的な墓石型と同様に、ロッカーに設けられた仏壇にてお参りすることが考えられます。
合祀式	1基の墳墓に単一家族以外の複数の故人の遺骨を埋葬するお墓です。 共同納骨施設とは別に、無縁墓地からの改葬や身寄りのない方を供養する施設として位置づけます。	遺骨を骨壺から取り出し、他の故人の遺骨と一緒に埋葬します。	慰霊碑を設け、手前にある献花台で参拝する方法が考えられます。

【参考】公営墓地の全体整備イメージ図



【参考】多様な墓地の種類

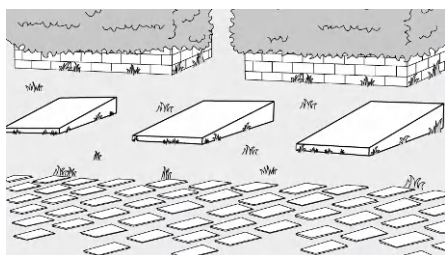
一般埋蔵施設（塔式墓）



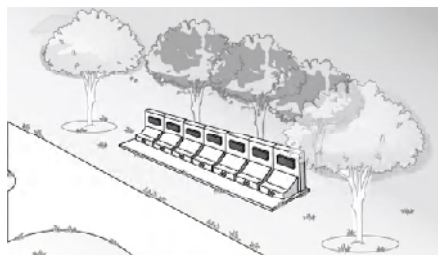
立体埋蔵施設（ビル式）



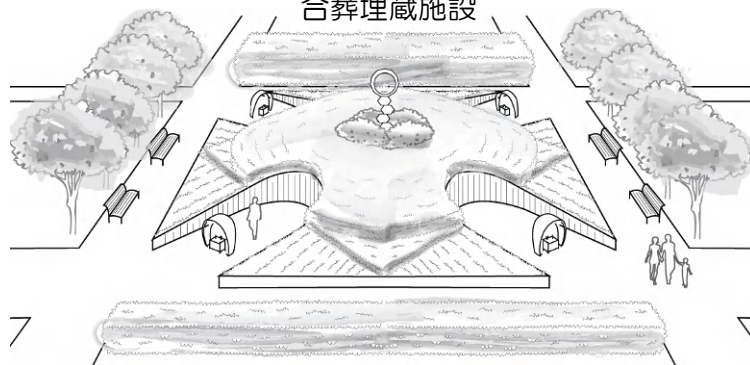
芝生理蔵施設（プレート式墓）



壁型埋蔵施設



合葬埋蔵施設



長期収蔵施設（納骨堂等）



短期収蔵施設（ロッカー式等）



一時収蔵施設



樹木葬



② 駐車場

墓地埋葬法では、駐車場の規定について、「墳墓数に 100 分の 10 を乗じて得た数（以上の駐車区画を有するものであること。」とされています。沖縄の地域特性として、清明祭（シーミー）等で一度に多くの参拝者が墓地に集まることを考慮すると、より多くの駐車場が必要になると考えられます。そのため、本市では駐車場の設置数を墳墓数の 2 割とします。需要量が 1,926 基のため、必要な駐車区画は約 390 台分が目安となります。

③ 休憩施設・バリアフリー

参拝者が集い、休憩できる休憩施設やあずま屋、トイレ等を設け、参拝時に快適に過ごせるような整備を行います。また、高齢者や障害者の利用に配慮した墓地とするため、段差を少なくし、やむを得ず階段が必要となる場所にはスロープ等を設置し、バリアフリーに努めます。

④ 整備手法

整備手法は、市が独自に行う整備と都市計画事業による都市計画墓園の 2 つが考えられます。本市では「第三次宜野湾市総合計画」において、「墓園（都市計画墓園）、土地集約型墓地整備の検討」が明記されていることから、両方の整備手法を視野に入れて検討していきます。

(3) 民間霊園の整備

本市の財政状況等や用地の選定を考慮すると、墓地需要すべてを早期に対応することは難しい状況です。個人墓地の散在を防ぐ意味でも、民間霊園は墓地の集約が図れるものであることから、公営墓地の補足として宗教法人や公益法人等による民間霊園を容認します。

民間霊園の規制・誘導の方向性としては、経営主体の条件として「市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの」とし、経営者の非営利性及び継続性を審査、監視することで適正な運用を促します。

民間霊園内において無縁墓地が発生すると管理料を徴収できず、永続的な墓地経営に支障をきたす可能性があります。そのため、民間霊園の構成として、従来型墓地の他に、民間霊園内で無縁化した墓地の遺骨を納める合葬式墓あるいは合祀式墓の設置を義務づけます。

また、適正価格による提供をめざし、市民に対し低価格で提供する宗教法人等に対しては、許可基準の緩和を行うなどの仕組みについて検討します。

(4)個人墓地の整備

1)個人墓地の整備量の設定

個人墓地の整備量は、市民意向調査と墓地需要推計より、墓地需要量の46.8%をまかなうこととします。

○平成34年目安：約821基

○平成44年目安：約1,694基

2)個人墓地の整備基準の設定

墓地の設置場所等については、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」で規定されていました。平成24年4月からは「宜野湾市墓地等の経営許可等に関する規則」で規定されています。個人墓地については、市の規則においても、これまでの県細則と同様な基準で対応しています。

そのため、権限移譲された現在の市規則でも、個人墓地の散在化を防止することが困難であるため、本計画では個人墓地の整備基準を設定します。

個人墓地の整備基準について、「4-3 墓地の適正立地に向けた規制・誘導」で具体的に示します。

(5)墓地、埋葬の多様化への対応

多様化する墓地（墳墓）ニーズに対応した墓地の供給、墓地用地の確保と墓地形態の多様化による墓地のコンパクト化の推進等を実施します。

近年、墓地、埋葬等に関する新たな問題として、散骨（自然葬）が取り上げられるようになってきました。市民意向調査では、「自然葬など新たな葬送を考えたい」が13.3%います。

墓地埋葬法においては、散骨に関する規定はなく、特に必要な届出や書類もありません。また、法務省の見解としても、散骨が節度をもって行われる限り違法性はない（遺骨遺棄罪に該当しない）とされています。

しかし、水源域での散骨に伴う地域住民からの苦情や、近隣で生産される農産物の風評被害への懸念等、全国各地でトラブルが発生している状況があり、慎重に行う必要があると言えます。

本市としては、新たな環境問題等の発生が考えられることから、社会的動向に注視しつつ、自然環境への影響や住民感情等を考慮して、当面は助長することのないような方向で望むものとしします。

4-3 墓地の適正立地に向けた規制と誘導

(1) 個人墓地禁止区域の設定

1) 個人墓地禁止区域の必要性

墓地埋葬法では、墓地経営者に関して個人が墓地経営を行うことを想定しておらず、個人墓地については、公営墓地等の設置状況や地理的条件等やむを得ない場合に許可を与えても差し支えないとしています。

墓地の設置場所等については、市の規則で規定されていますが、個人墓地については、設置場所の基準を緩和している状況となっています。これまでの県細則においては、主要道路や河川、公共施設、人家からの距離的な規定について個人墓地には適用しておらず、無秩序な個人墓地の立地が進み、住宅と墓地が混在する市街地が形成される結果となったと推測できます。

市民意向調査では、個人墓地の規制を望む意向は高い結果となっています。公営墓地の整備が早急には困難であること等からも、個人墓地禁止区域を設定し運用することで、個人墓地の無秩序な立地を回避し、適正な土地利用がなされるよう努める必要があります。

<個人墓地の取扱い>

墓地の設置場所及び構造基準については、市の規則の規定を用いる。

(墓地等の構造設備)

第8条 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が、土地の状況等から公衆衛生上支障がないと認める場合は、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地

- ア 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けること。
- ×イ 道路の有効幅員は、1メートル以上あること。
- ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。
- ×エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。
- ×オ 墓地区域面積のうち3割以上は緑地とすること。
- ×カ 管理事務所（墓地区域面積が1ヘクタール以上のものに限る。）、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場（墳墓数に100分の10を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の駐車区画を有するものであること。）を設けること。

※○…個人墓地に適用、×…個人墓地に適用しない（第11条より）

(墓地等の設置場所)

第9条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が土地の状況等を勘案し、公衆衛生及び公共の福祉の観点から支障がないと認める場合は、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地については、次のとおりとする。

- ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は法第10条第1項の許可若しくは同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないこと。
- イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。
- ウ 公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から100メートル以上離れていること。
- エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。
- オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- カ 周囲の美観を損ねるおそれのないこと。

2)個人墓地禁止区域の定義

本市における「個人墓地禁止区域」と「個人墓地禁止区域以外の地区」の定義を以下に示します。

<個人墓地禁止区域の定義>

- 公共、宗教法人、公益法人等の墓地経営を可能とするが、個人による（自己又は親族のためによる）新たな墓地経営は認めない。
- 共同墓地や許可墓地等の既存墓地は容認する。場所や場合によっては既存墓地の移転も促すものとする。

<個人墓地禁止区域以外の地区の定義>

- 墓地埋葬法に則り、公共、宗教法人、公益法人及び個人の（自己又は親族のためによる）墓地経営を可能とする。

3)個人墓地禁止区域設定の方針

- 市のまちづくりの考え方に基づき、墓地立地を抑制することが特に望ましい範囲について「個人墓地禁止区域」を設定します。
- 個人墓地禁止区域以外の地区は、一定の基準を満たした場合は立地可能とします。
- 墓地需要に対する公営墓地の供給体制が整っていないことを配慮し、個人墓地禁止区域は必要最小限の設定とします。
- 長期的には、公営墓地等墓地需要の受け皿を確保しつつ、段階的に「個人墓地禁止区域」の拡大を図り、個人墓地の散在防止と集約化をめざします。

4)個人墓地禁止区域の具体的な設定

具体的には以下の考え方を準用して設定します。

- ① 沖縄県墓地、埋葬等に関する法律施行細則
- ② 法令で制限される区域
- ③ まちづくり計画及び事業地区

①「沖縄県墓地、埋葬等に関する法律施行細則」に基づく設定

- 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は法第 10 条第 1 項の許可若しくは同条第 2 項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。
- 国道、県道その他主要道路及び河川から 30 メートル以上離れていること。
- 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から 100 メートル以上離れていること。
- 水源を汚染するおそれのない場所であること。
- 地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- 周囲の美観を損ねることがないこと。

②「法令で制限される区域」に基づく設定

法令による制限が厳しい地域、災害による被害の危険性が高い地域を個人墓地禁止区域として設定します。

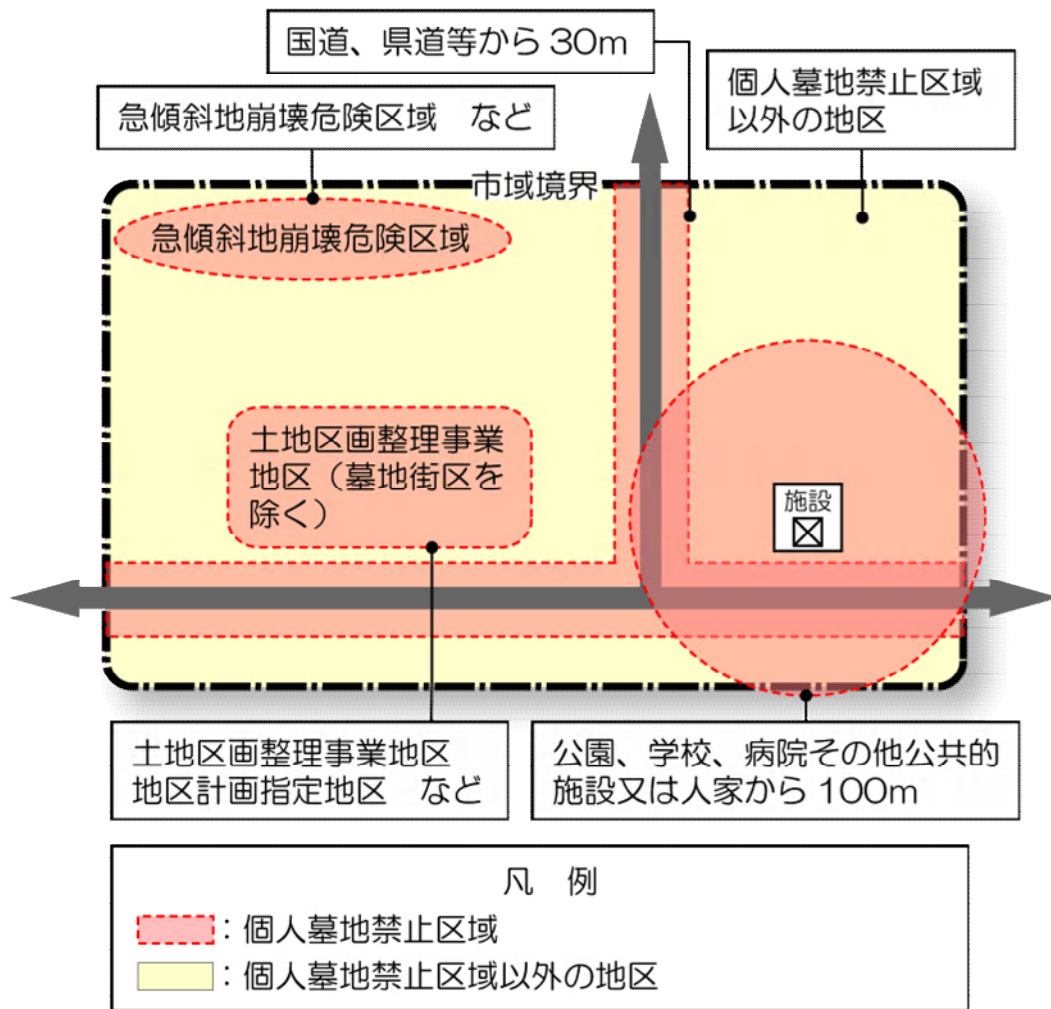
- 保安林（森林法）※該当無し
- 鳥獣保護区特別保護区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）※該当無し
- 地すべり防止区域（地すべり等防止法）※該当無し
- 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

③「まちづくり計画及び事業地区」に基づく設定

まちづくり計画が進められている地区及び都市計画等の事業が進められている地区を個人墓地禁止区域とし、良好なまちづくりの妨げにならないようにします。

- 地区計画指定地区
良好なまちづくりの実現に向けて建築形態などの規制を行っている地区。
- 土地区画整理事業地区
道路や公園などの基盤整備事業の導入により、良好な市街地環境の形成を図る地区。
但し、墓地街区は、個人墓地禁止区域から除外する。
- 市街地再開発事業地区
市街地の中でも特にポテンシャルの高い地区において、土地の高度利用を図るため都市基盤の整備や建築物の整備を合わせて行う地区。

図 4-3-1 個人墓地禁止区域の設定イメージ



(2)適正立地に向けた誘導

個人墓地禁止区域を指定する地域には、既存の個人墓地が多数立地している場合があります。本市の個人墓地禁止区域の定義では、「既存墓地は容認する」としていますが、個人墓地禁止区域は墓地立地が望ましくない地域であることから、環境改善に向けて適正立地への誘導に少しずつ取り組んでいくことが必要です。

そのため、公営墓地等の供給体制の整備がある程度進んだ段階で、個人墓地禁止区域内から公営墓地や個人墓地禁止区域以外の地域に移転する場合の支援、優遇の検討を行います。

また、現実的には、移転が困難な場合も多いと考えられるため、地域の環境や景観に調和させていくための方法等を含め検討します。

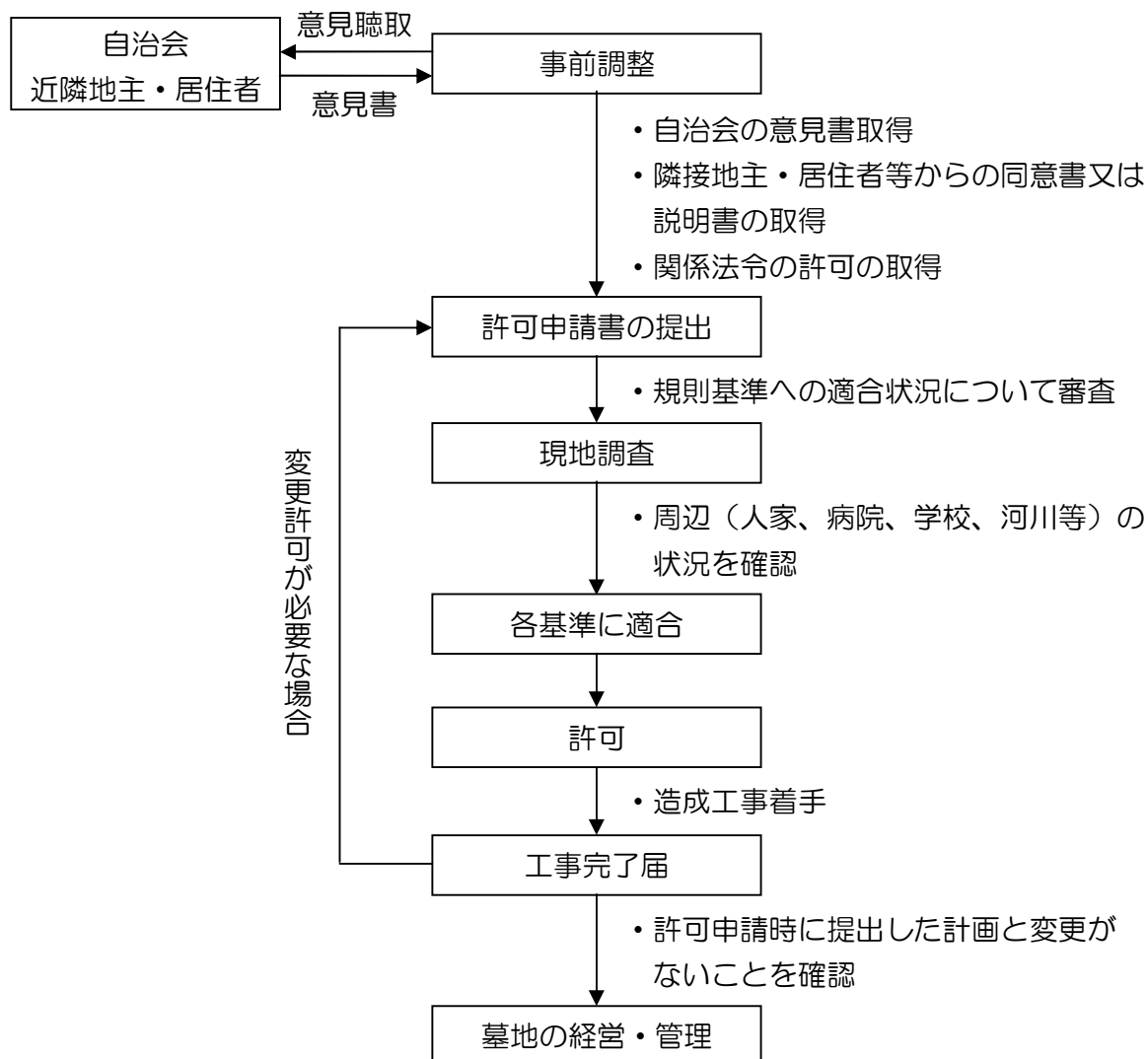
(3) 墓地等の経営許可申請に係る手続きの流れ

これまで、墓地等の経営許可申請に関する手続きは、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」に基づいて進めてきました。平成24年4月からは市の規則及び事務取扱要領で進めています。この中では、特に、設置場所及び構造基準に適合するとともに、地域自治会や隣接地主等に説明及び意見を求め、また、他法令と関連のある事項については関係機関又は他部局と協議・調整し、他法令の許可又は確認等を受けていることが経営許可に必要なとされています。

今後も、これまでと同様の手続きを基本として、墓地等の経営許可申請手続きを行います。この場合の基本的な手続きフローを下図「墓地等の経営許可申請に係る手続きの流れ」に示します。

墓地等の経営許可申請に係る手続きの流れについて、市民や墓地業者に対して周知徹底を図り、許可申請が確実に行われるよう誘導します。

図 4-3-2 墓地等の経営許可申請に係る手続きの流れ



4-4 計画的な墓地施策の展開

(1) 条例の制定

墓地埋葬法の目的は、墓地及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることとしています。これは、墓地の設置や埋葬等の行為が国民の宗教的感情に根ざすものであり、それらが宗教的平穩の中で行われる必要があることを意味しているものと解釈できます。一方、これらを最大限に尊重すべきであることは当然であるが、取扱いのいかんによっては、公衆衛生その他公共の福祉に反することとなる場合があるので、これらの行為又は施設の設置については、制約を加える必要があることも意味しています。

本市における条例の制定に際しては、本市及び沖縄の歴史的かつ文化的な背景に基づく墓地・埋葬のあり方を最大限に尊重し、継承されるよう配慮するものとします。また、市民等の良好な生活環境の確保や施設等の整備に際し、公共の福祉に反しない、人・都市・墓地の共存を目指す基本的な考え方とルールを示すこととします。

これを運用することにより、市民、民間墓地経営者及び墓地業者、行政が協働して、秩序ある墓地の立地と適正な管理の実効性を高めることとなり、かつ墓地行政の計画的な遂行が担保されることとなります。

本市の地域特性や本計画の内容を踏まえた条例の構成案は、下記に示す通りです。

(仮称) 宜野湾市墓地、埋葬等に関する条例の検討構成案

条項の構成案	条項の内容
目的	法律に基づく位置付けと条例の目的
定義	条例で使用される用語の定義
経営主体	墓地や納骨堂、火葬場等を経営する主体の区分
事前協議	墓地経営申請者の市長との事前協議
標識設置	周辺住民への墓地計画等の周知の標識設置
説明会の開催	周辺住民への墓地計画等の周知の説明会の開催
周辺住民等との協議	周辺住民等との墓地計画等の協議
申請許可	墓地等経営者の申請と市長の許可
設置場所の基準	墓地等設置場所の許可基準
墓地等の構造設備基準	墓地周囲、道路、排水、緑地、面積、建物構造等の基準
経営者の遵守事項	経営者の墓地等の維持及び管理に関する遵守事項
地位の継承	経営者の地位の継承と届け出
工事完了届出	工事完了時の市長への届け出
立入調査	市長の墓地等への立ち入り調査
勧告	許可申請者に対する市長の勧告
公表	勧告者に対する市長の公表

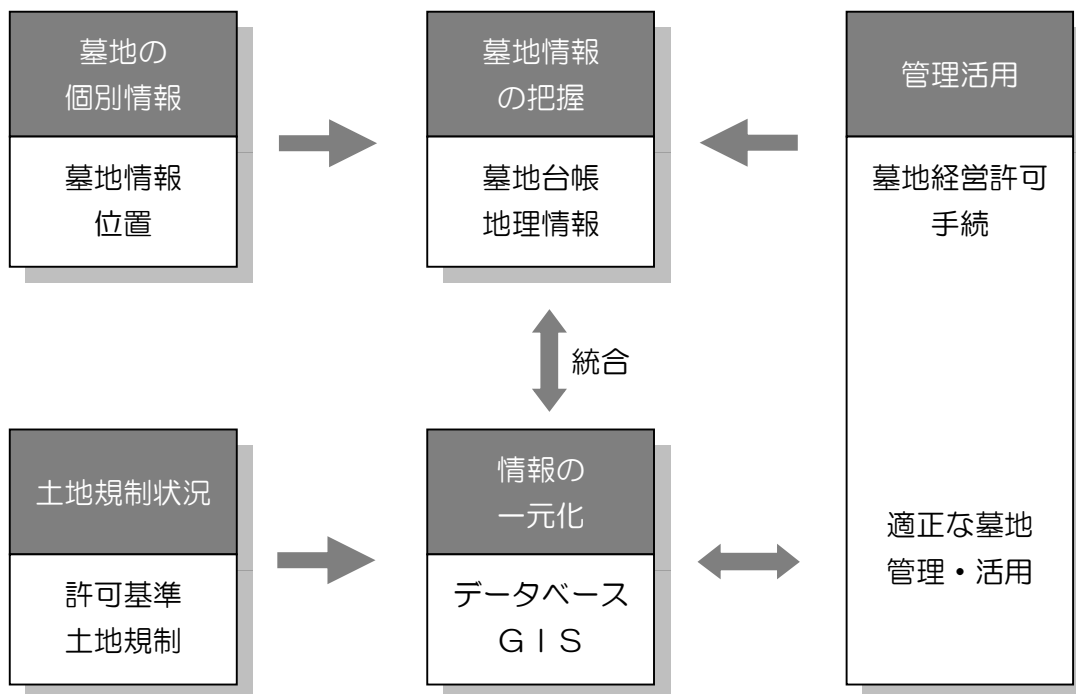
(2)墓地台帳システムの構築

県からの権限移譲を受けた墓地等の経営許可申請の受付を行うに当たって、情報の一元化、個別情報の管理等を効率的に運用するための墓地台帳システムの構築を検討します。

墓地台帳システムの特徴として以下の視点で検討します。

- ①複雑な個別の墓地情報を整理する墓地台帳を作成。
- ②墓地の個別情報を管理・検索できるようデータベース化。
- ③データベースと地理情報処理ソフトを統合させて、墓地の位置情報や土地の規制状況の閲覧。

図 4-4-1 墓地台帳システムのイメージ



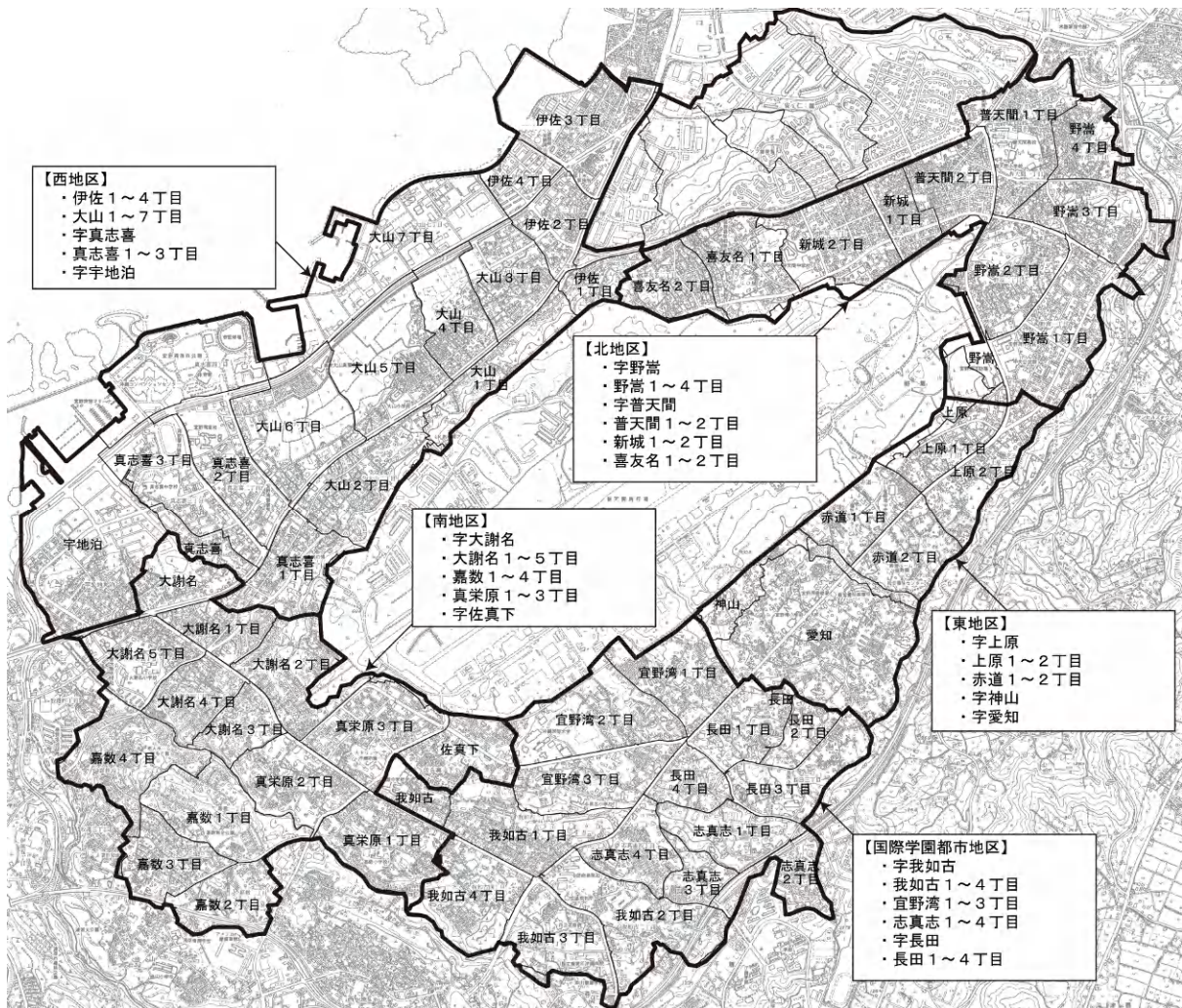
第5章 地区別墓地整備の方針

墓地の将来像を実現するには、より地域の実情を加味した地区レベルでの視点を取り入れる必要があります。計画対象区域を5地区に分け、その地域ごとに現況と課題を把握し、取り組むべき計画内容を示します。

地区区分は、都市計画マスタープランとの整合を考え、北地区、西地区、南地区、国際学園都市地区、東地区の5地区に区分します。

なお、駐留軍用地となっているキャンプ瑞慶覧及び普天間飛行場は、返還後はキャンプ瑞慶覧は北地区に編入し、普天間飛行場は新たな（仮称）普天間地区として地区設定を行います。

図 5-1 地区区分図



5-1 北地区の墓地整備の方針

(1) 北地区の現況

1) 地域特性	2) 行政区												
<p>○北地区は、宜野湾市役所等の行政施設があり、本市の中心的な地区です。</p> <p>○平成 22 年国勢調査における地区の人口は、19,029 人で、平成 17 年から約 2.9%減少しています。</p> <p>○世帯数は、7,259 世帯で 1 世帯当たり人員は約 2.6 人です。</p>	<p>○野嵩 1 区～3 区</p> <p>○普天間 1 区～3 区</p> <p>○新城区</p> <p>○喜友名区</p>												
4) 上位・関連計画	3) 土地利用状況												
<p>○宜野湾市都市計画マスタープランでは、地域のまちづくり目標を「伝統文化と調和したにぎわいのあるまちづくり」と設定しています。</p>	<p>○土地利用は主に、住宅用地、公共・公益用地で構成されます。</p>												
6) 墓地の立地状況	5) 墓地の将来推計												
	<p>○10 年後（平成 34 年）の墓地需要数は 365 基、墓地需要面積は 3,869m²です。</p> <p>○20 年後（平成 44 年）の墓地需要数は 750 基、墓地需要面積は 7,950m²です。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th>立地状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墓地数</td> <td>1,117 基</td> </tr> <tr> <td>地域別基数</td> <td>喜友名 233 基、普天間 145 基、野嵩 666 基、新城 73 基</td> </tr> <tr> <td>墳墓の形態</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 849 基（76.0%） ・「亀甲墓」が 83 基（7.4%） </td> </tr> <tr> <td>管理状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 1,045 基（93.6%） ・「管理されていない墓地」が 72 基（6.4%） </td> </tr> <tr> <td>立地場所の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 877 基（78.5%） ・「山林・原野に立地」が 478 基（42.8%） </td> </tr> </tbody> </table>		項目	立地状況	墓地数	1,117 基	地域別基数	喜友名 233 基、普天間 145 基、野嵩 666 基、新城 73 基	墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 849 基（76.0%） ・「亀甲墓」が 83 基（7.4%） 	管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 1,045 基（93.6%） ・「管理されていない墓地」が 72 基（6.4%） 	立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 877 基（78.5%） ・「山林・原野に立地」が 478 基（42.8%）
項目	立地状況												
墓地数	1,117 基												
地域別基数	喜友名 233 基、普天間 145 基、野嵩 666 基、新城 73 基												
墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 849 基（76.0%） ・「亀甲墓」が 83 基（7.4%） 												
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 1,045 基（93.6%） ・「管理されていない墓地」が 72 基（6.4%） 												
立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 877 基（78.5%） ・「山林・原野に立地」が 478 基（42.8%） 												

7) 地域住民の意向

項目	内 容
墓地所有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「市内・市外にある」が110人(63.6%) ・「ない」が62人(35.8%)
墓地取得の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「わからない/未定」が62人(35.8%) ・「取得する意向」がある人は32人(18.5%)
希望する墓地の経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が45人(42.1%) ・「公共が管理する霊園を使用したい」が40人(37.4%)
墓地の今後のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が78人(45.1%) ・「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」が53人(30.6%)
墓地の集約場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「基地返還後の跡地」が58人(33.5%) ・「住宅地から離れている場所」が53人(30.6%)
墓地の形式のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が68人(39.3%) ・「永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が61人(35.3%)
墓地に感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が80人(46.2%) ・「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が60人(34.7%)

(2)北地区における墓地課題

1) 墓地の適正管理に関する課題
<p>○生活環境への問題を感じている住民が3割以上おり、特に夏場は植物が繁茂し墓地から周辺の住宅へ進出している箇所も見られることから、墓地の清掃を促すなどの管理徹底を図る必要があります。</p> <p>○何年も管理されずに無縁化していると想定される墓地が72基(6.4%)あり、周辺環境の悪化を招く可能性があります。</p>
2) 墓地需要に関する課題
<p>○平成44年までに750基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○本地区には宜野湾市営野嵩霊園がありますが、区画数は埋まっている状態で今後発生する墓地需要の受け皿としては難しい状況にあります。</p> <p>○個人墓地の取得意向が4割を占めているものの、公営墓地の意向も3割います。また、永代供養をしてくれる施設型共同墓を利用したいが35.3%いることから、公営墓地整備への期待が高いことがうかがえます。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導に関する課題
<p>○本地区の墓の立地状況は、約8割が墓地として集積しており、特に問題はないと言えます。</p> <p>○墓地立地のあり方について、新たな墓地も既存の墓地も規制すべきが7割以上を占めていることから、厳しい立地規制を行い、良好な生活環境を維持する必要があります。</p> <p>○永代供養をしてくれる施設型共同墓を利用したいが35.3%いることから、規制・誘導によって移転する墓地の受け皿となる、少ない面積で多くの遺骨を収容できる施設型共同墓の検討が必要です。</p>

(3)北地区の墓地整備の方針

1) 墓地の適正管理
<p>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、周辺環境を著しく悪化している墓地については、改善等の指導を行います。</p> <p>○墓地が無縁化しないよう、所有者の把握や生前に次の代への継承を推進します。</p> <p>○既は無縁化している墓地に関しては、新規墓地用地として活用できるよう改葬等を検討します。</p>

2) 新たな墓地需要への対応

- 平成 44 年までに 750 基の墓地需要が見込まれます。
- 新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置するよう促します。

3) 適正な墓地立地の規制・誘導

- 墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。

凡 例

- 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）
 ※該当無し
- 地域森林計画の対象民有林（森林法）
 保安林（森林法） ※該当無し
- 地すべり防止区域（地すべり等防止法） ※該当無し
- 急傾斜地崩壊危険区域
 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
 ※該当無し
- 市街化区域・用途地域（都市計画法）
- 市街化調整区域（都市計画法）
- 既存墓地

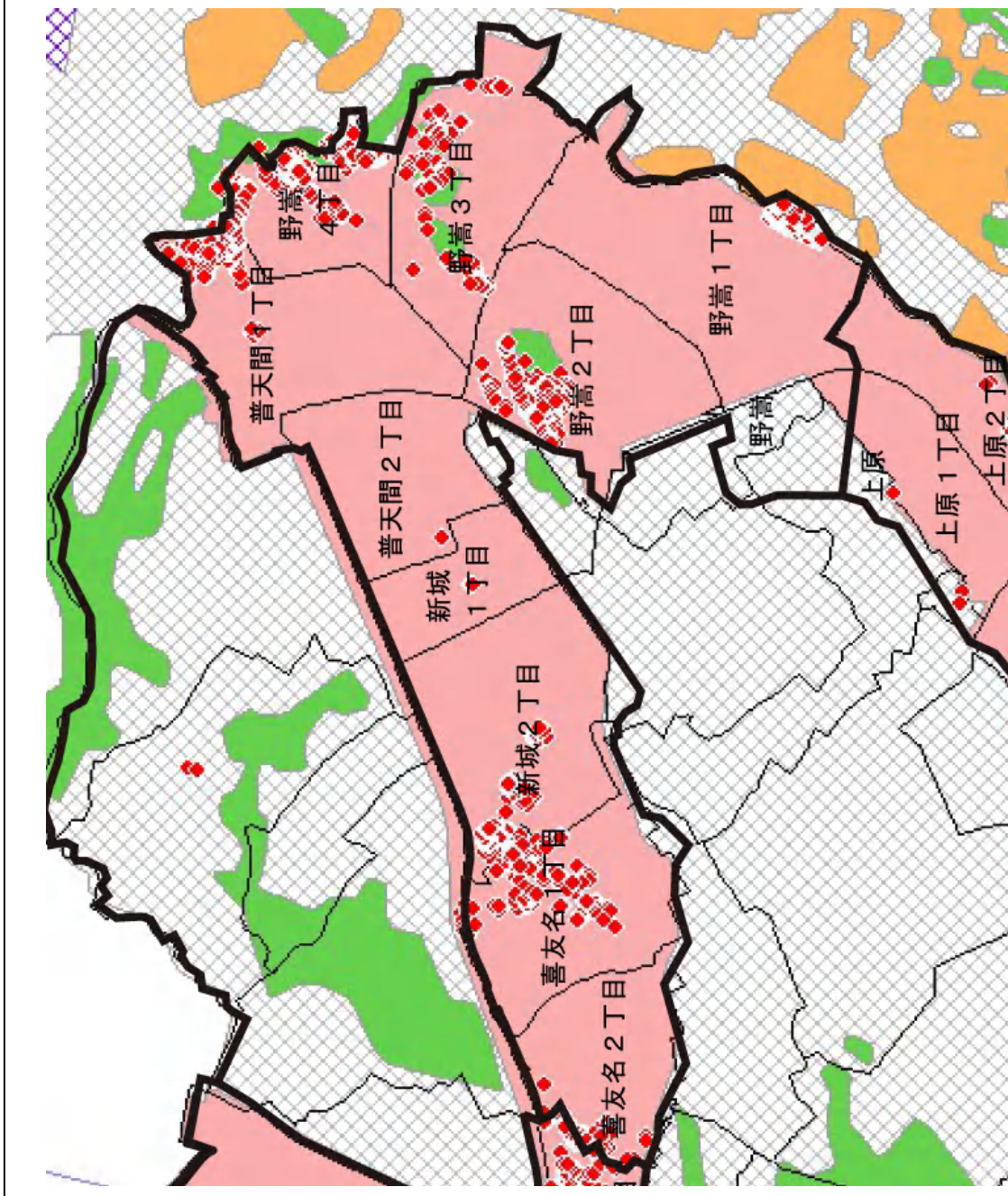


図5-1-1 北地区の墓地分布状況

5-2 西地区の墓地整備の方針

(1) 西地区の現況と課題

1) 地域特性	2) 行政区
<p>○西地区は、旧来からの居住地域と、湾岸沿いに新たに整備が進んだ西海岸コンベンションエリア等が融合した地域です。</p> <p>○平成 22 年国勢調査における地区の人口は、19,480 人で、平成 17 年から約 4.4%増加しています。</p> <p>○世帯数は、7,673 世帯で1世帯当たり人員は約 2.5 人です。</p>	<p>○伊佐区</p> <p>○宇地泊区</p> <p>○真志喜区</p> <p>○大山区</p>
	3) 土地利用状況
	○土地利用は主に、住宅用地、商業用地、農業用地、公共・公益用地からなります。
4) 上位・関連計画	5) 墓地の将来推計
○宜野湾市都市計画マスタープランでは、地域のまちづくり目標を「夕日に映える景観都市づくり」と設定しています。	<p>○10 年後（平成 34 年）の墓地需要数は 365 基、墓地需要面積は 3,322m²です。</p> <p>○20 年後（平成 44 年）の墓地需要数は 755 基、墓地需要面積は 6,871m²です。</p>
6) 墓地の立地状況	
項目	立地状況
墓地数	769 基
地域別基数	宇地泊 206 基、真志喜 80 基、伊佐 110 基、大山 373 基
墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 387 基 (50.3%) ・「亀甲墓」が 231 基 (30.0%)
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 735 基 (95.6%) ・「管理されていない墓地」が 34 基 (4.4%)
立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 744 基 (96.7%) ・「市街地や集落に隣接して立地」が 567 基 (73.7%)

7) 地域住民の意向

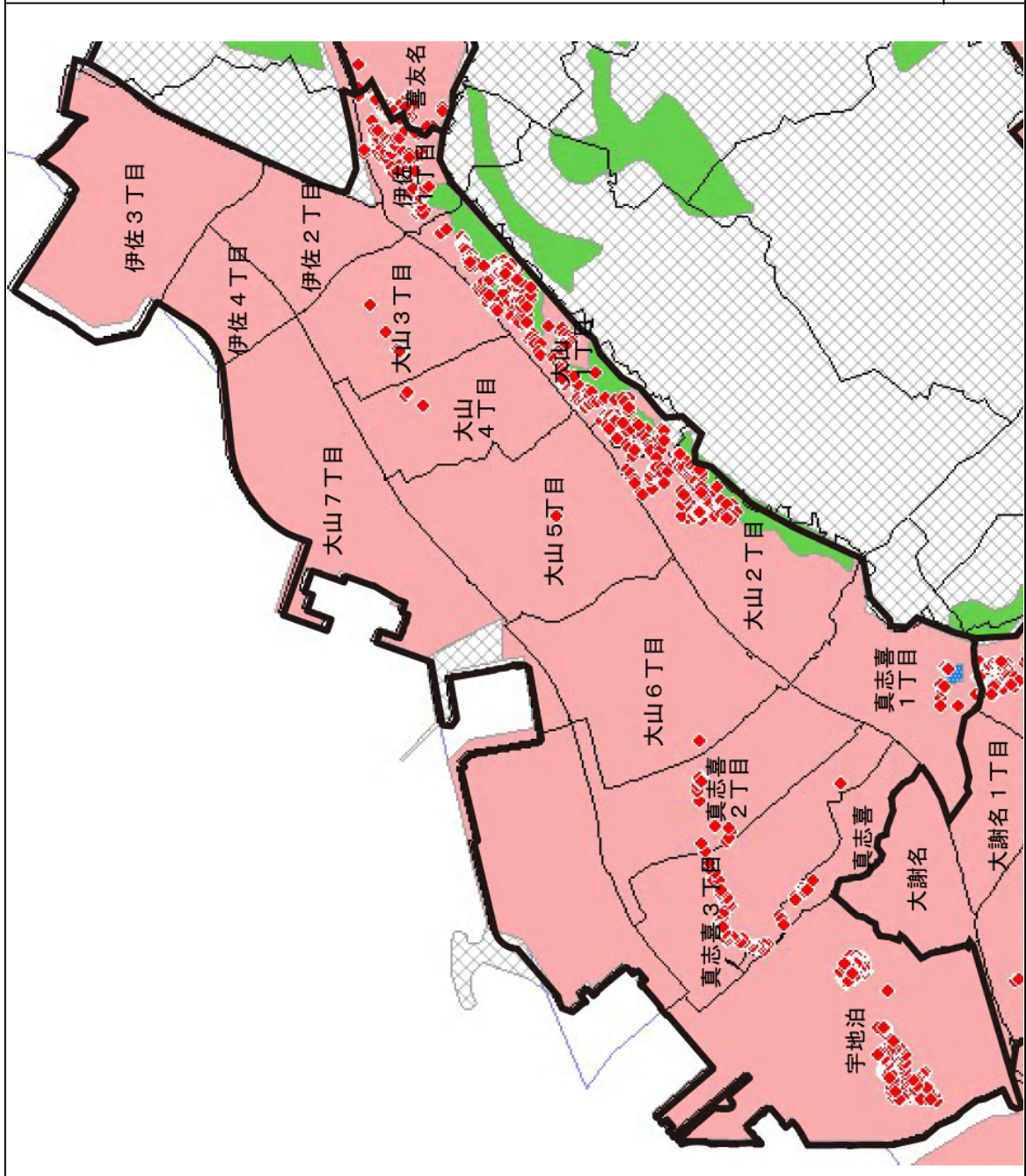
項目	立地状況
墓地所有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「市内・市外にある」が 94 人 (52.5%) ・「ない」が 83 人 (46.4%)
墓地取得の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「わからない/未定」が 58 人 (32.4%) ・「取得する意向」がある人は 53 人 (29.6%)
希望する墓地の経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共が管理する霊園を使用したい」が 43 人 (36.8%) ・「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が 40 人 (34.2%)
墓地の今後のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が 93 人 (52.0%) ・「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」が 46 人 (25.7%)
墓地の集約場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「基地返還後の跡地」が 59 人 (33.0%) ・「既存の墓地が集積する地区」が 52 人 (29.1%)
墓地の形式のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が 74 人 (41.3%) ・「永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が 65 人 (36.3%)
墓地に感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が 74 人 (41.3%) ・「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が 67 人 (37.4%)

(2)西地区における墓地課題

1) 墓地の適正管理に関する課題
<p>○本地区の墓の立地状況は、市街地や集落に隣接しているものが7割以上あり、住宅と墓地が混在している状況です。</p> <p>○生活環境への問題を感じている住民が3割以上おり、墓地の清掃を促すなどの管理徹底を図る必要があります。</p> <p>○何年も管理されずに無縁化していると想定される墓地が34基(4.4%)あり、改葬等の措置が必要です。</p> <p>○大山地区は亀甲墓等の歴史・文化的に価値の高い墓地があることから、保全・継承していく必要があります。</p>
2) 墓地需要に関する課題
<p>○平成44年までに755基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○墓地の経営主体としては、公営墓地が36.8%で個人墓地を上回る意向となっており、公営墓地による供給が求められています。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導に関する課題
<p>○上位・関連計画で景観都市づくりを位置づけており、周辺環境との調和が必要です。</p> <p>○墓地立地のあり方について、新たな墓地も既存の墓地も規制すべきが7割以上を占めていることから、厳しい立地規制を行い、良好な生活環境を維持する必要があります。</p>

(3)西地区の墓地整備の方針

1) 墓地の適正管理
<p>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に、住宅と隣接している墓地については緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p> <p>○亀甲墓等の歴史・文化的に価値の高い墓地は保全・継承し、墓地が無縁化しないよう適正な管理を推進します。</p>
2) 新たな墓地需要への対応
<p>○新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置するよう促します。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導
<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p> <p>○コンベンションエリア等の観光地的な役割をもつ地区には極力墓地を造らないようにするか、造る場合でも緑化により周りから見えないように配慮します。</p>



凡 例

- 農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)
- ※該当無し
- 地域森林計画の対象民有林 (森林法)
- 保安林 (森林法) ※該当無し
- 地すべり防止区域 (地すべり等防止法) ※該当無し
- 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ※該当無し
- 市街化区域・用途地域 (都市計画法)
- 市街化調整区域 (都市計画法)
- 既存墓地

図5-2-1 西地区の墓地分布状況

5-3 南地区の墓地整備の方針

(1) 南地区の現況

1) 地域特性	2) 行政区												
<p>○南地区は、日常生活に密着した商業核と住宅地からなる地区です。高台から海辺へかけては良好な景観を呈しています。</p> <p>○平成 22 年国勢調査における地区の人口は、18,798 人で、平成 17 年から約 2.0%増加しています。</p> <p>○世帯数は、7,090 世帯で1世帯当たり人員は約 2.7 人です。</p>	<p>○嘉数区</p> <p>○嘉数ハイツ区</p> <p>○真栄原区</p> <p>○大謝名区</p> <p>○上大謝名区</p>												
4) 上位・関連計画	3) 土地利用状況												
<p>○宜野湾市都市計画マスタープランでは、地域のまちづくり目標を「自然と眺望に恵まれた住みやすいまち」と設定しています。</p>	<p>○主な土地利用は、住宅用地、商業用地、公共・公益用地からなります。</p>												
6) 墓地の立地状況	5) 墓地の将来推計												
	<p>○10 年後（平成 34 年）の墓地需要数は 360 基、墓地需要面積は 4,752m²です。</p> <p>○20 年後（平成 44 年）の墓地需要数は 745 基、墓地需要面積は 9,834m²です。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>立地状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墓地数</td> <td>578 基</td> </tr> <tr> <td>地域別基数</td> <td>佐真下 9 基、真栄原 93 基、嘉数 238 基、大謝名 238 基</td> </tr> <tr> <td>墳墓の形態</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 396 基 (68.5%) ・「亀甲墓」が 101 基 (17.5%) </td> </tr> <tr> <td>管理状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 561 基 (97.1%) ・「管理されていない墓地」が 17 基 (2.9%) </td> </tr> <tr> <td>立地場所の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 553 基 (95.7%) ・「市街地や集落の中に立地」が 371 基 (64.2%) </td> </tr> </tbody> </table>		項目	立地状況	墓地数	578 基	地域別基数	佐真下 9 基、真栄原 93 基、嘉数 238 基、大謝名 238 基	墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 396 基 (68.5%) ・「亀甲墓」が 101 基 (17.5%) 	管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 561 基 (97.1%) ・「管理されていない墓地」が 17 基 (2.9%) 	立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 553 基 (95.7%) ・「市街地や集落の中に立地」が 371 基 (64.2%)
項目	立地状況												
墓地数	578 基												
地域別基数	佐真下 9 基、真栄原 93 基、嘉数 238 基、大謝名 238 基												
墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 396 基 (68.5%) ・「亀甲墓」が 101 基 (17.5%) 												
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 561 基 (97.1%) ・「管理されていない墓地」が 17 基 (2.9%) 												
立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 553 基 (95.7%) ・「市街地や集落の中に立地」が 371 基 (64.2%) 												

7) 地域住民の意向

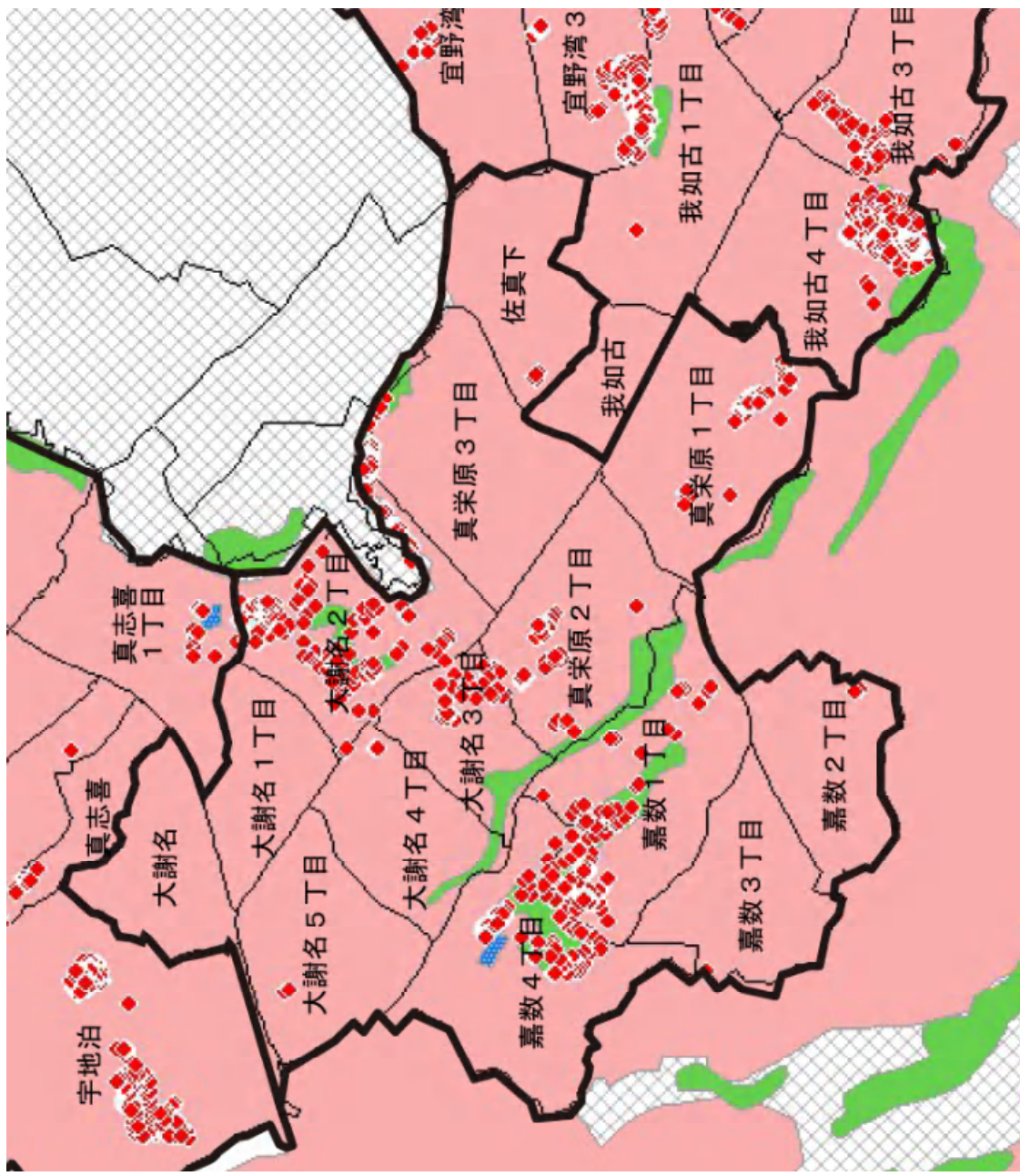
項目	立地状況
墓地所有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「市内・市外にある」が 93 人 (62.0%) ・「ない」が 57 人 (38.0%)
墓地取得の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「取得する意向」がある人は 40 人 (26.7%) ・「わからない/未定」が 36 人 (24.0%)
希望する墓地の経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が 39 人 (43.8%) ・「公共が管理する霊園を使用したい」が 23 人 (25.8%)
墓地の今後のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が 74 人 (49.3%) ・「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」が 48 人 (32.0%)
墓地の集約場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅地から離れている場所」が 49 人 (32.7%) ・「基地返還後の跡地」が 47 人 (31.3%)
墓地の形式のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が 70 人 (46.7%) ・「永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が 51 人 (34.0%)
墓地に感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が 70 人 (46.7%) ・「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が 49 人 (32.7%)

(2)南地区における墓地課題

1) 墓地の適正管理に関する課題
<p>○本地区の墓の立地状況は、市街地や集落の中に立地しているものが6割以上あり、住宅と墓地が混在している状況です。</p> <p>○生活環境への問題を感じている住民が3割で、墓の管理徹底を図る必要があります。</p> <p>○何年も管理されずに無縁化していると想定される墓地が17基(2.9%)あり、改葬等の措置が必要です。</p>
2) 墓地需要に関する課題
<p>○平成44年までに745基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○墓地の経営主体としては、個人墓地が4割を占めており、他地区よりも個人墓地所有の意向が高い傾向にあります。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導に関する課題
<p>○墓地立地のあり方について、新たな墓地も既存の墓地も規制すべきが8割以上を占めていることから、厳しい立地規制を行い、良好な生活環境を維持する必要があります。</p> <p>○墓地の集約場所については、住宅地から離れている場所を望む声が多く、大謝名をはじめとする散在している墓地の適正立地への誘導等も視野に入れて規制していく必要があります。</p>

(3)南地区の墓地整備の方針

1) 墓地の適正管理
<p>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に、住宅や集落の中に立地している墓地については緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p>
2) 新たな墓地需要への対応
<p>○新たな墓地設置に対しては、既に墓地が集積している地区に設置するよう促します。</p> <p>○墓地集約化のための受け皿となる、施設型共同墓等の整備を検討します。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導
<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p> <p>○墓地の散在が各所で見られ、今後は出来る限り墓地を集約化していくため、現在墓地が無い地域には極力墓地を造らないように促します。</p>



凡 例

- 農田地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)
- ※該当無し
- 地域森林計画の対象民有林 (森林法)
- 保安林 (森林法) ※該当無し
- 地すべり防止区域 (地すべり等防止法) ※該当無し
- 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ※該当無し
- 市街化区域・用途地域 (都市計画法)
- 市街化調整区域 (都市計画法)
- 既存墓地

図5-3-1 南地区の墓地分布状況

5-4 国際学園都市地区の墓地整備の方針

(1) 国際学園都市地区の現況

1) 地域特性	2) 行政区												
<p>○国際学園都市地区は、沖縄国際大学があり、隣接して琉球大学も立地しています。</p> <p>○平成 22 年国勢調査における地区の人口は、23,361 人で、平成 17 年から約 4.7%増加しています。</p> <p>○世帯数は、10,349 世帯で1世帯当たり人員は約 2.3 人です。</p>	<p>○宜野湾区</p> <p>○長田区</p> <p>○我如古区</p>												
	3) 土地利用状況												
	<p>○主な土地利用は、住宅用地、公共・公益用地からなります。</p>												
4) 上位・関連計画	5) 墓地の将来推計												
<p>○宜野湾市都市計画マスタープランでは、地域のまちづくり目標を「さまざまな交流と活気あふれる学園都市づくり」と設定しています。</p>	<p>○10 年後（平成 34 年）の墓地需要数は 450 基、墓地需要面積は 4,095m²です。</p> <p>○20 年後（平成 44 年）の墓地需要数は 930 基、墓地需要面積は 8,463m²です。</p>												
6) 墓地の立地状況													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th>立地状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墓地数</td> <td>671 基</td> </tr> <tr> <td>地域別基数</td> <td>宜野湾 283 基、志真志 42 基、我如古 346 基</td> </tr> <tr> <td>墳墓の形態</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 547 基（81.5%） ・「亀甲墓」が 34 基（5.1%） </td> </tr> <tr> <td>管理状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 634 基（94.5%） ・「管理されていない墓地」が 37 基（5.5%） </td> </tr> <tr> <td>立地場所の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 647 基（96.4%） ・「市街地や集落に隣接して立地」が 492 基（73.3%） </td> </tr> </tbody> </table>		項目	立地状況	墓地数	671 基	地域別基数	宜野湾 283 基、志真志 42 基、我如古 346 基	墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 547 基（81.5%） ・「亀甲墓」が 34 基（5.1%） 	管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 634 基（94.5%） ・「管理されていない墓地」が 37 基（5.5%） 	立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 647 基（96.4%） ・「市街地や集落に隣接して立地」が 492 基（73.3%）
項目	立地状況												
墓地数	671 基												
地域別基数	宜野湾 283 基、志真志 42 基、我如古 346 基												
墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 547 基（81.5%） ・「亀甲墓」が 34 基（5.1%） 												
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 634 基（94.5%） ・「管理されていない墓地」が 37 基（5.5%） 												
立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 647 基（96.4%） ・「市街地や集落に隣接して立地」が 492 基（73.3%） 												

7) 地域住民の意向

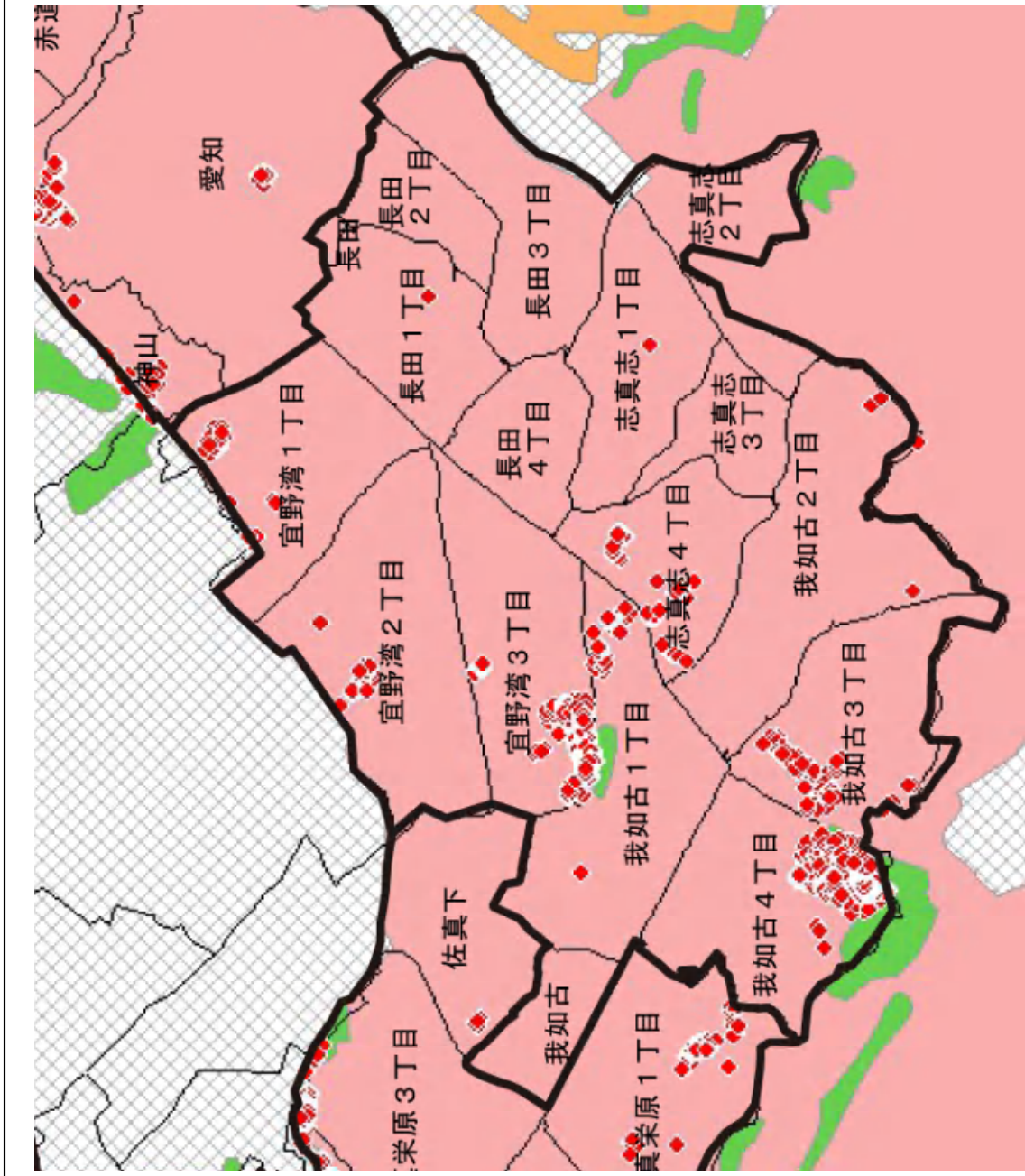
項目	立地状況
墓地所有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「市内・市外にある」が114人(57.0%) ・「ない」が86人(43.0%)
墓地取得の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「わからない/未定」が61人(30.5%) ・「取得する意向」がある人は38人(19.0%)
希望する墓地の経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共が管理する霊園を使用したい」が44人(40.7%) ・「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が37人(34.3%)
墓地の今後のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が108人(54.0%) ・「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」が53人(26.5%)
墓地の集約場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「基地返還後の跡地」が66人(33.0%) ・「既存の墓地が集積する地区」が62人(31.0%)
墓地の形式のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が79人(39.5%) ・「永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が79人(39.5%)
墓地に感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が89人(44.5%) ・「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が66人(33.0%)

(2)国際学園都市地区における墓地課題

1) 墓地の適正管理に関する課題
<p>○本地区の墓の立地状況は、ある程度集積しているものの、市街地や集落に隣接しているものが7割以上あり、住宅と墓地が混在している状況です。</p> <p>○生活環境への問題を感じている住民が3割以上おり、墓地の緑化や清掃等の管理徹底を図る必要があります。</p> <p>○何年も管理されずに無縁化していると想定される墓地が37基(5.5%)あり、改葬等の措置が必要です。</p>
2) 墓地需要に関する課題
<p>○平成44年までに930基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○墓地の経営主体としては、公営墓地が4割を占め、個人墓地を上回る意向を示しており、公営墓地による供給が求められています。</p> <p>○墓地の形式について、伝統的な沖縄の墓地形態の39.5%と同じだけ永代供養のできる施設型共同墓を利用したい意向があることから、新たな葬送による墓地供給のあり方を検討する必要があります。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導に関する課題
<p>○墓地立地のあり方について、新たな墓地も既存の墓地も規制すべきが8割を占めていることから、厳しい立地規制を行い、良好な生活環境を維持する必要があります。</p>

(3)国際学園都市地区の墓地整備の方針

1) 墓地の適正管理
<p>○所有墓地の適正管理の啓発に努め、特に、住宅と隣接している墓地については緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p>
2) 新たな墓地需要への対応
<p>○公営墓地整備意向が高い結果となっていますが、本地区にはまとまった空地がなく、公営墓地の整備は困難であると想定されることから、新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置するよう促します。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導
<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p>



凡 例

- 農業地域 (農業振興地域の整備に関する法律)
- ※該当無し
- 地域森林計画の対象民有林 (森林法)
- 保安林 (森林法) ※該当無し
- 地すべり防止区域 (地すべり等防止法) ※該当無し
- 急傾斜地崩壊危険区域
- (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ※該当無し
- 市街化区域・用途地域 (都市計画法)
- 市街化調整区域 (都市計画法)
- 既存墓地

図5-4-1 国際学園都市地区の墓地分布状況

5-5 東地区の墓地整備の方針

(1)地区の現況と課題

1) 地域特性	2) 行政区
○東地区は、福祉センター、児童センター等の、文教・福祉施設が集積した地区です。	○愛知区 ○中原区
○平成 22 年国勢調査における地区の人口は、11,260 人で、平成 17 年から約 4.3%増加しています。	3) 土地利用状況
○世帯数は、3,999 世帯で1世帯当たり人員は約 2.8 人です。	○主な土地利用は、住宅用地、公共・公益用地からなります。
4) 上位・関連計画	5) 墓地の将来推計
○宜野湾市都市計画マスタープランでは、地域のまちづくり目標を「多世代が快適に過ごせるコミュニティ豊かなまちづくり」と設定しています。	○10 年後（平成 34 年）の墓地需要数は 215 基、墓地需要面積は 2,473m ² です。 ○20 年後（平成 44 年）の墓地需要数は 440 基、墓地需要面積は 5,060m ² です。
6) 墓地の立地状況	
項目	立地状況
墓地数	394 基
地域別基数	上原 157 基、赤道 45 基、愛知 83 基、神山 109 基
墳墓の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「家型墓」が 321 基（81.5%） ・「破風墓」が 21 基（5.3%）
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されている墓地」が 383 基（97.2%） ・「管理されていない墓地」が 11 基（2.8%）
立地場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「周りはお墓がある」が 365 基（92.6%） ・「市街地や集落の中に立地」が 199 基（50.5%）

7) 地域住民の意向

項目	立地状況
墓地所有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「ない」が 48 人 (51.6%) ・「市内・市外にある」が 45 人 (48.4%)
墓地取得の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「わからない/未定」が 29 人 (31.2%) ・「取得する意向」がある人は 21 人 (22.6%)
希望する墓地の経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共が管理する霊園を使用したい」が 24 人 (40.7%) ・「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が 21 人 (35.6%)
墓地の今後のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が 47 人 (50.5%) ・「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」が 23 人 (24.7%)
墓地の集約場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅地から離れている場所」が 32 人 (34.4%) ・「墓地返還後の跡地」が 31 人 (33.3%)
墓地の形式のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が 39 人 (41.9%) ・「永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が 32 人 (34.4%)
墓地に感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が 36 人 (38.7%) ・「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が 30 人 (32.3%)

(2)東地区における墓地課題

1) 墓地の適正管理に関する課題
<p>○本地区の墓の立地状況は、9割は集積しているものの、市街地や集落の中に立地しているものが5割あり、墓地の緑化や清掃等の管理徹底を図る必要があります。</p> <p>○何年も管理されずは無縁化していると想定される墓地が11基(2.8%)あり、改葬等の措置が必要です。</p>
2) 墓地需要に関する課題
<p>○平成44年までに440基の墓地需要が見込まれます。</p> <p>○墓地の経営主体としては、個人墓地が4割を占めており、他地区よりも個人墓地所有の意向が高い傾向にあります。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導に関する課題
<p>○墓地立地のあり方について、新たな墓地も既存の墓地も規制すべきが7割を占めていることから、厳しい立地規制を行い、良好な生活環境を維持する必要があります。</p>

(3)東地区の墓地整備の方針

1) 墓地の適正管理
<p>○住宅と隣接している墓地については、所有墓地の適正管理の啓発に努め、緑化を促すなど、周辺環境へ配慮するよう指導を行います。</p>
2) 新たな墓地需要への対応
<p>○新たな墓地需要に対しては、既に墓地が集積している場所に設置し、墓地が点在化することのないよう促します。</p>
3) 適正な墓地立地の規制・誘導
<p>○墓地立地の規制について周知徹底を図り、無許可で墓地が造られることのないよう努めます。</p>

- 凡 例**
- 農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律) ※該当無し
 - 地域森林計画の対象民有林 (森林法) 保安林 (森林法) ※該当無し
 - 地すべり防止区域 (地すべり等防止法) ※該当無し
 - 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律) ※該当無し
 - 市街化区域・用途地域 (都市計画法)
 - 市街化調整区域 (都市計画法)
 - 既存墓地

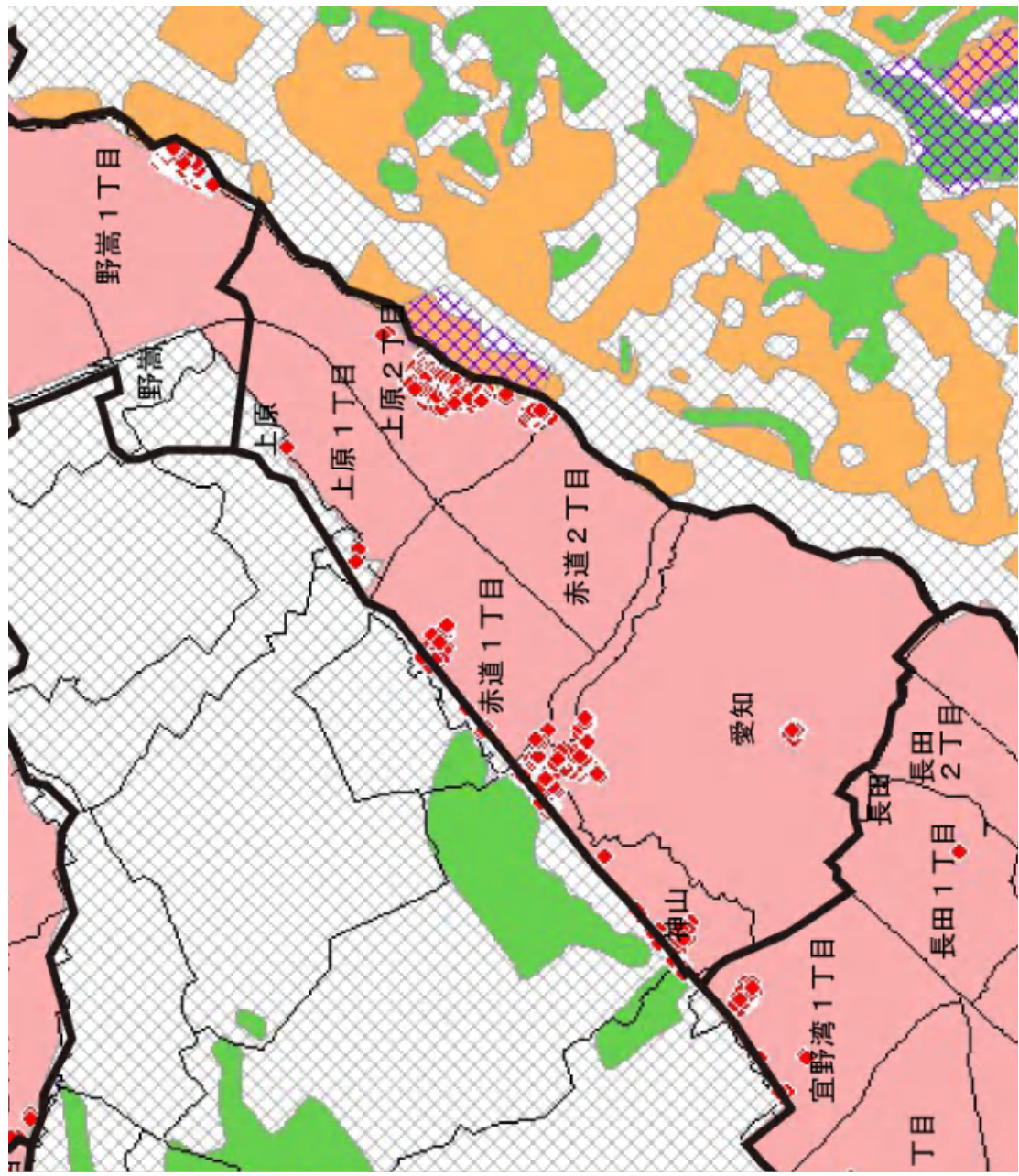


図5-5-1 東地区の墓地分布状況

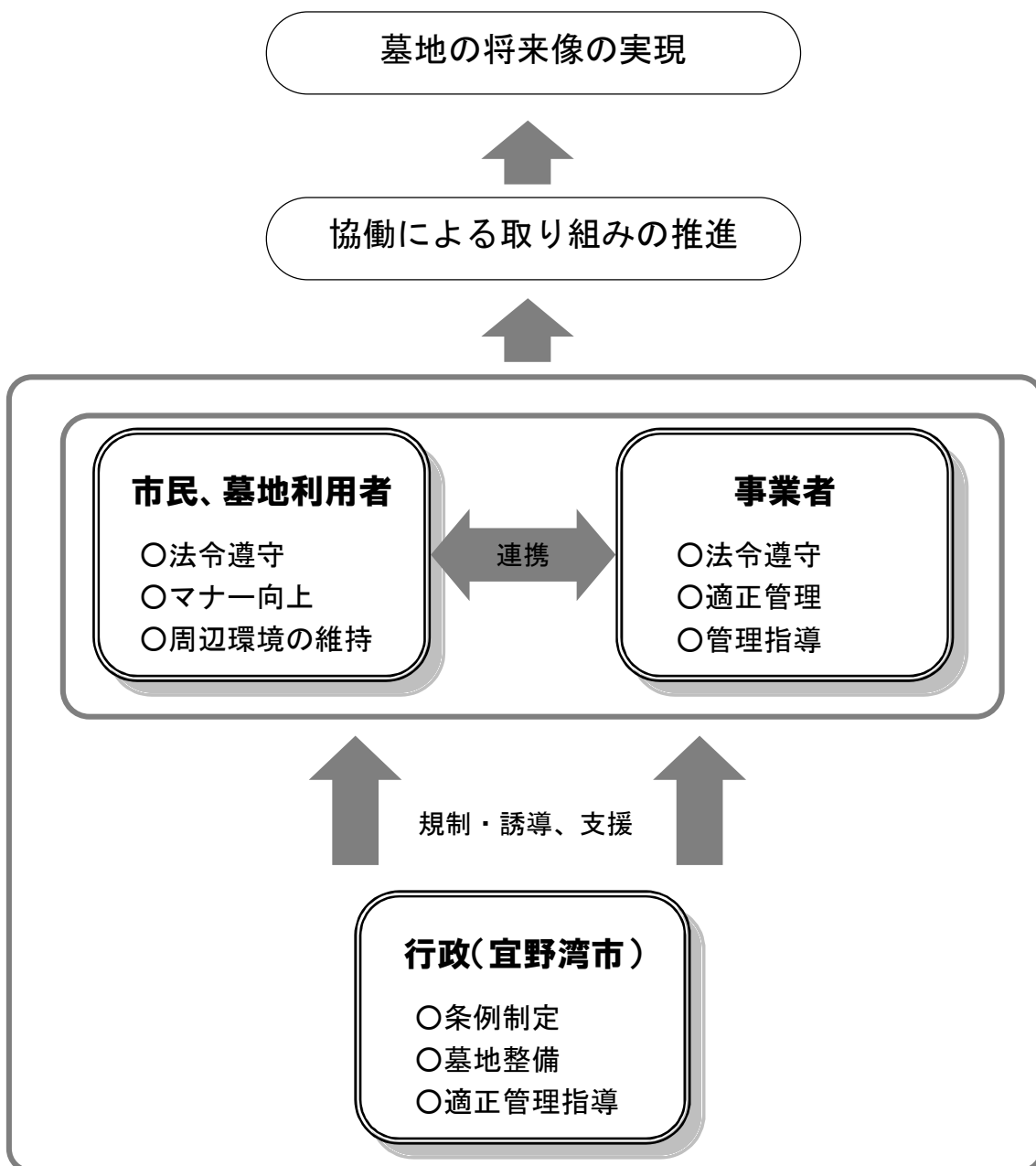
第6章 計画の推進体制

6-1 推進体制と各主体の役割

(1) 推進体制

墓地問題の無い快適なまちを実現するには、法令の順守や地域の実情にあった、きめ細やかな対応が必要です。そのためには、本市が抱える墓地の問題や個人墓地の規制・誘導の考え方等について、市民・事業者が理解し、協働していく必要があります。

推進体制については、以下の通りとします。



(2)各主体の役割

墓地の秩序ある立地と適正管理の実現に向けては、市民、事業者、行政が協働していく必要があります。

それぞれの主体の役割を、次の通りとします。

1)市民

- 墓地埋葬法及び市条例の遵守による適正な場所での墓地建設と管理の実行
- 日常的な墓地の適正管理の実施
- 違法墓地の建設や不法投棄などの監視協力
- 新たな墓地の整備への提案及び協力
- 墓地利用時における周辺環境への配慮（駐車、騒音、ごみ等の問題への対応）
- 個人墓地禁止区域等の地区指定に向けた提案及び協力 など

2)事業者

- 墓地埋葬法及び市条例の遵守による立地と管理の実行
- 法人経営による墓地の供給
- 日常的な墓地の適正管理の実施
- 墓地利用者への適正な利用と管理の指導 など

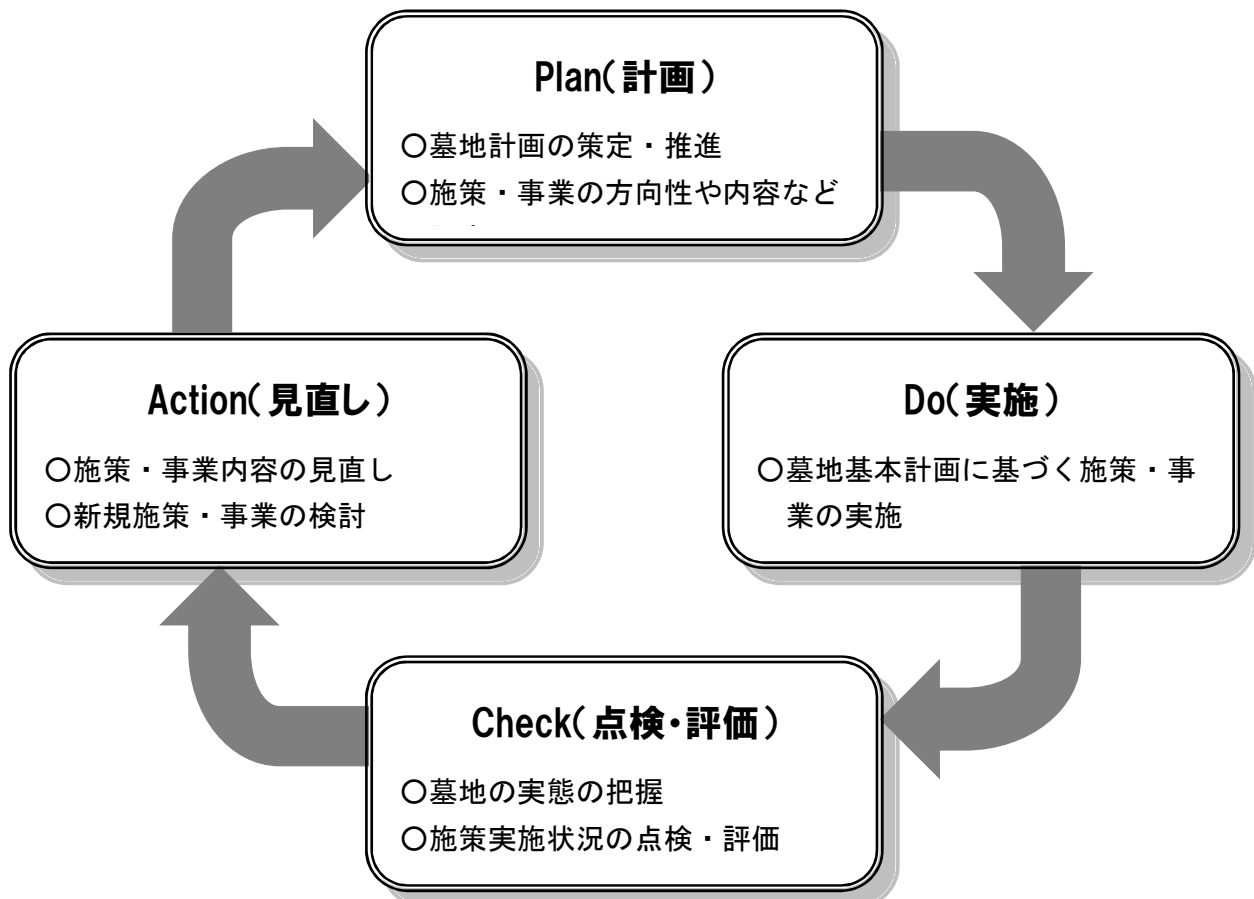
3)行政

- 条例の制定や個人墓地禁止区域等の指定
- 条例に基づく墓地立地に対する適切な規制や指導
- 墓地需要に因應するための公営墓地の整備・供給
- 条例に基づく墓地の適正管理の指導
- 立地及び管理に関する情報の提供と周知の徹底、監視等の実施
- 地域、市民の活動支援 など

6-2 計画の進捗管理

計画の進捗は、行政・市民、墓地使用者・事業者が連携・協働して PDCA サイクルを基本として行い、計画の継続的かつ効率的な推進を図ります。

Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→Action（見直し）の各段階で行うべき事項を下図に示します。



【Check（点検・評価）の事例】

○関係者への調査及び墓地行政の実施状況から、行政の関連機関が協働して、次のような事項等について点検・評価することがあげられます。

- ・許可申請制度の周知度の把握
 - ・新規墓地立地と許可申請状況の把握
 - ・新規墓地の供給状況の把握（公営・民間・個人）
 - ・墓地台帳の整備状況等の把握
- など

《資料編》

1. 策定経過

開催日	会議名称	内容
平成24年11月26日(月)	第1回検討部会	<ul style="list-style-type: none">委員会運営計画策定の趣旨について現況と課題についての検討
平成24年12月11日(火)	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none">委員会運営計画策定の趣旨について現況と課題についての検討
平成24年12月17日(月) ～平成24年12月21日(金)	第1回住民説明会	<ul style="list-style-type: none">計画策定の趣旨について調査結果の報告現況と課題についての意見聴取
平成24年12月17日(月) ～平成25年1月16日(水)	自治会長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">現況と課題についての意見聴取
平成25年1月22日(火)	第2回検討部会	<ul style="list-style-type: none">住民説明会の報告計画素案についての検討
平成25年1月29日(火)	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none">住民説明会の報告計画素案についての検討
平成25年2月7日(木) ～平成25年2月15日(金)	第2回住民説明会	<ul style="list-style-type: none">計画素案についての意見聴取
平成25年2月8日(金) ～平成25年2月22日(金)	素案に対する意見募集	<ul style="list-style-type: none">計画素案についての意見募集
平成25年2月28日(木)	第3回検討部会	<ul style="list-style-type: none">計画案についての検討
平成25年3月8日(金)	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none">計画案についての検討

2. 策定委員会設置要綱及び委員名簿

宜野湾市告示第 62 号

宜野湾市墓地基本計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成 24 年 10 月 26 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳

(設置)

第 1 条 墓地に対する適切な規制及び誘導のための区域設定、既存墓地の取扱い、墓地需要への対応等の施策課題について検討するとともに、墓地行政の基本的方針を示す宜野湾市墓地基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、宜野湾市墓地基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画についての調査及び検討に関する事項
- (2) その他基本計画策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 宜野湾市自治会長会を代表する者
- (3) 宜野湾市婦人連合会を代表する者
- (4) 宜野湾市老人クラブ連合会を代表する者
- (5) 市の職員
- (6) 前各号のほか市長が必要であると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から基本計画策定に係る審議が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、あらかじめ指定した者を代理させることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境対策担当課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

宜野湾市墓地基本計画策定委員会 委員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	田名 真之	沖縄国際大学 総合文化学部 社会文化学科 教授	委員長
2	堤 純一郎	琉球大学 工学部 環境建設工学科 教授	副委員長
3	稲福 みき子	沖縄国際大学 総合文化学部 社会文化学科 教授	
4	多和田 真隆	宜野湾市老人クラブ連合会 会長	
5	新城 嘉隆	宜野湾市自治会長会 会長	
6	平良 エミ子	宜野湾市婦人連合会 会長	
7	宮城 豊信	宜野湾市市民経済部 部長	
8	和田 敬悟	宜野湾市企画部 部長	
9	石原 昌次	宜野湾市建設部 部長	

3. 検討部会設置要綱及び委員名簿

平成 24 年 11 月 7 日
市民経済部長 決裁

宜野湾市墓地基本計画策定検討部会設置要綱を次のように定める。

(設置)

第 1 条 宜野湾市墓地基本計画（以下「基本計画」という。）及び墓地行政に関する事項を検討し、都市計画等まちづくり諸施策との整合性及び相互調整を行い、もって基本計画の円滑な策定及び墓地行政の推進を図るため、宜野湾市墓地基本計画策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 検討部会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画及び墓地行政に関する事項
- (2) 策定委員会への提案に関する事項
- (3) その他基本計画策定に必要な検討事項

(組織)

第 3 条 検討部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(部会長及び副部会長等)

第 4 条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長に市民経済部次長、副部会長に環境対策課長をもって充てる。

- 2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 部会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、あらかじめ指定した者を代理させることができる。

(会議)

第 5 条 検討部会の会議は、部会長が招集するものとする。

- 2 検討部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 検討部会の庶務は、環境対策担当課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部会に諮り定める。

附 則

この要綱は平成 24 年 11 月 7 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

所 属	職 名
市民経済部	次長
市民経済部環境対策課	課長
市民経済部農水振興課	課長
建設部都市計画課	課長
建設部用地課	課長
建設部区画整理課	課長
建設部施設管理課	課長
企画部企画政策課	課長
基地政策部基地跡地対策課	課長



宜野湾市墓地基本計画

発行日 平成 25 (2013) 年 3 月

編集発行 宜野湾市 市民経済部 環境対策課

住所：〒901-2710 宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号

電話：098-893-4411 (代表)

ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>